

令和3年第4回定例会

西川町議会会議録

令和3年 12月2日 開会

令和3年 12月7日 閉会

西川町議会

令和三年

第四回〔十二月〕定例会

西川町議会議録

令和三年

第四回〔十二月〕定例会

西川町議会議録

令和3年第4回西川町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月2日)

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会期の決定	3
○議会諸報告	4
○行政報告	6
○議案の上程	8
○提案理由の説明	9
○散会の宣告	13

第 2 号 (12月3日)

○議事日程	15
○出席議員	16
○欠席議員	16
○説明のため出席した者	16
○事務局職員出席者	16
○開議の宣告	17
○一般質問	17
荒木俊夫議員	17
佐藤仁議員	35
菅野邦比克議員	52
佐藤幸吉議員	68
佐藤光康議員	85

○散会の宣告	100
--------	-----

第 3 号 (12月6日)

○議事日程	103
○出席議員	104
○欠席議員	104
○説明のため出席した者	104
○事務局職員出席者	104
○開議の宣告	105
○一般質問	105
大 泉 奈 美 議員	105
佐 藤 耕 二 議員	121
○散会の宣告	135

第 4 号 (12月7日)

○議事日程	137
○出席議員	138
○欠席議員	138
○説明のため出席した者	138
○事務局職員出席者	138
○開議の宣告	139
○日程の追加	139
○議案の審議・採決	139
○議員派遣について	179
○閉会中の継続調査申出	179
○閉議・閉会の宣告	179
○署名議員	181

令和 3 年 1 2 月 2 日

令和3年第4回西川町議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年12月2日(木) 午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議会諸報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案の上程

議第52号 西川町開発センター条例等の一部を改正する条例の設定について

議第53号 西川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第54号 西川町産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

議第55号 令和3年度西川町一般会計補正予算(第4号)

議第56号 令和3年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第57号 令和3年度西川町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議第58号 令和3年度西川町病院事業会計補正予算(第1号)

議第59号 令和3年度西川町水道事業会計補正予算(第4号)

日程第 6 提案理由の説明

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	前田雅孝	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	土田浩行	君	建設水道課長	眞壁正弘	君
病院長	須貝昌博	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	奥山純二	君
監査委員	高橋將	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	鬼越晃一	君
書記	柴田歆那	君			

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和3年西川町議会第4回定例会を開会します。

◎開議の宣告

○古澤議長 これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○古澤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、4番、菅野邦比克議員、5番、大泉奈美議員を指名します。

◎会期の決定

○古澤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から12月7日までの6日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月7日までの6日間に決定しました。

◎議会諸報告

○古澤議長 日程第3、議会諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

議会諸般の報告をいたします。

9月8日、県町村議会議長会主催の県関係国会議員との懇談会が山形市で開催され、県関係の国会議員の出席を得て、市町村が抱える諸課題について、要望活動を行っております。

10月20日、山形県町村議会議長会主催の議員研修会が山形市で開催され、本町議会の8名の議員が出席しております。研修会では、中央大学法科大学院教授の野村修也氏から、「まちづくり・地方創生成功のカギ」と題して、アフターコロナ、ウィズコロナにおけるまちづくりについて、政治ジャーナリスト、泉宏氏からは、「岸田新政権発足、どうなる衆院選とその後の政局展開」と題しまして、自民党総裁選にまつわる政治の舞台裏等について、それぞれ講演をいただき、興味深く研究してまいりました。

11月1日には、山形県主催の市町村長及び議長を対象とした県・市町村行政懇談会がウェブ会議で開催され、県政運営の基本的考え方や市町村関連施策などの説明があり、意見交換を行いました。

11月5日には、大江・西川両町議会議員協議会総会が大江町で開催され、全議員が出席しております。総会では、主要地方道貫見・間沢線の沼山地内の改良促進、大江西川線の道路整備促進、同じく大井沢地内の融雪災害の早期復旧などの県への要望事項が決定され、来賓として出席されました榎津博士、松田敏男両県議に要望書を提出しております。

なお、県知事並びに関係機関への要望活動については、12月24日を予定しているところであります。

11月16日には、村山地方町村議会議長会正副議長・事務局長合同会議が中山町で開催され、令和4年度の事業計画及び予算案などについて協議されるとともに、各町における議会の取組等の情報交換を行っております。

11月26日には、東京明治記念館で第65回町村議会議長全国大会が開催され、出席するとともに、同日、町村議会議長行財政セミナーが全国町村議会会館で開催され、参加してまいりました。セミナーでは、「地方財政の現状と地方債」と題して、文教大学客員教授、定野司

氏から、地方自治体の財政運営の基本と財政健全化への対応について講演をいただき、研修してきております。

また、前日の夕方には、4名の県選出国會議員との交流懇談会が開催され、喫緊の課題や重点要望について、要望活動を行ってきたところであります。

以上、議長報告といたします。

次に、西村山広域行政事務組合議会報告を行います。

2番、佐藤仁議員。

〔2番 佐藤 仁議員 登壇〕

○2番（佐藤 仁議員） おはようございます。

西村山広域行政事務組合議会報告を申し上げます。

10月29日に開催されました令和3年第2回定例会の報告をいたします。

承認第1号では、救急業務に係る損害賠償訴訟に伴う弁護士委託料の追加に係る令和3年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分について、賛成多数で承認されました。

認第1号では、令和2年度西村山広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算について、歳入総額15億7,831万6,611円、歳出総額15億6,492万3,976円、実質収支額1,339万2,635円の黒字決算を賛成多数で認定いたしました。

なお、剰余金の処分につきましては、基金条例に基づき、財政調整基金に1,200万を積み立て、残る139万2,635円は翌年度に繰り越されました。

認第2号では、令和2年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計歳入歳出決算について、歳入総額9億9,943万8,098円、歳出総額9億6,646万5,500円、実質収支額3,297万2,598円の黒字決算を賛成多数で認定いたしました。

なお、剰余金の処分につきましては、基金条例に基づき、基金に3,100万円を積み立て、残る197万2,598円は翌年度に繰り越されました。

認第3号では、令和2年度西村山広域行政事務組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算について、歳入総額1,577万565円、歳出総額1,472万6,748円、実質収支額104万3,817円の黒字決算を賛成多数で認定いたしました。

なお、剰余金の処分につきましては、基金条例に基づき、基金に80万円を積み立て、残る24万3,817円は翌年度に繰り越されました。

議第9号では、令和3年度西村山広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について、人事異動に伴う人件費の精査や事業費確定により歳入歳出の見直しを図り、1,016万3,000円

を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億1,440万6,000円とする補正予算を賛成多数で可決されました。

議第10号では、令和3年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計補正予算（第1号）について、一般会計同様、歳入歳出について見直しを図り、5,280万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,563万円とする補正予算を賛成多数で可決されました。

議第11号では、押印を求める手続の見直し等に伴う西村山広域行政事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、賛成多数で可決されました。

以上、西村山広域行政事務組合報告といたします。

○古澤議長 以上で議会諸報告は終わりました。

◎行政報告

○古澤議長 日程第4、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

小川町長。

[町長 小川一博君 登壇]

○小川町長 おはようございます。

本日、令和3年第4回定例会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

初めに、今定例会におきまして、議員の皆さんに啓翁桜のネクタイ、スカーフ、ポケットチーフを着用いただき、啓翁桜議会として開催いただきますことを深く感謝申し上げます。今年で4回目を迎え、西川町議会の師走の風景として定着してきたと感じております。

新型コロナウイルス感染症の感染が落ち着いているものの、第6波の到来が懸念されている中で迎えるこの冬、多くの皆さんの心に安らぎと華やかさを届けてくれるのが啓翁桜と思っております。

今後とも、啓翁桜の園地拡大強化を図りながら、販売額1億円、そして全国に誇れる産地を目指し、力を入れてまいり所存でありますので、議員の皆さん、町民の皆さんのさらなるご理解とご支援をお願い申し上げます。

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、町指定文化財である安中坊別当屋敷跡に整備を進めてまいりました安中坊歴史公園について申し上げます。

このたび、安中坊歴史公園が完成し、10月20日、現地において竣工式を開催いたしました。式には、これまで地元吉川地区の役員の方々をはじめ、工事関係者からご参列をいただき、テープカットなどを行い、町の歴史学習施設の完成を祝ったところであります。

町では、この安中坊歴史公園をこの地にゆかりのある大江広元公が出演する大河ドラマが来年1月に開始されることに併せて、町歴史文化資料館と阿弥陀堂跡阿弥陀屋敷を結んだ歴史散策コースとして活用を図り、また町民の憩いの場や郷土愛を育む公園として利活用を進めてまいります。

早速、町としても、この貴重な歴史施設のPRを積極的に行うために、町職員を対象としたこの歴史散策コースを体験する研修会を実施したところであります。

これまで様々な面でご協力とご支援をいただきました地元吉川地区の皆さんに改めて感謝を申し上げます。

次に、西川菊まつりについて申し上げます。

第86回西川菊まつりについては、交流センターあいべ駐車場に特設会場を設け、10月25日から11月8日までの15日間にわたり開催されました。今回は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、菊人形は中止し、菊花の展示のみで開催となりましたが、来場者への検温や連絡先記入などの対策を徹底し、無事に終了することができました。

今年の菊花展示状況につきましては、三山重陽会の皆さんによる大菊、盆栽、懸崖、間沢区、海味区、西川小学校4年生による玉菊など、新型コロナウイルス感染の影響により、例年より少ない展示数となりましたが、三山重陽会に新たな会員2名が加入され、557鉢の見事な菊の花が出展、展示されました。

昨年からはじめた「一般の部」では、企業や議員の皆さん、町職員も含め、昨年を超える71鉢の菊花が出展され、会場を盛り上げていただきました。

10月31日には菊花品評会が行われ、内閣総理大臣賞をはじめ各賞が決定し、本町の高い菊づくり技術や菊花のすばらしさ、菊づくりの奥深さなどについて改めて実感する機会となりました。

菊まつり期間中の来場者は、新型コロナウイルス感染の影響で、コロナ禍前より大幅減の1,418名となりましたが、関係者からは、開催できてよかったとの感想も多くいただいたところであります。開催に当たりご協力いただきました多くの関係者の皆さんに厚く感謝申し

上げます。

新型コロナウイルス感染症の収束が見越せない状況にありますが、今後も後継者育成に努めるとともに、町内企業や各地区団体からのご協力、ご理解を得ながら、町の花「菊」を生かしたまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、西川町文化祭について申し上げます。

今回で51回目となりました西川町文化祭については、10月29日から11月3日までの6日間にわたり開催いたしました。

「キラリと光る西川の宝、地域とともに進める歩み」をテーマに、書道、絵画、写真をはじめ様々な作品展とステージ発表を開催いたしました。出品作品数は585点で、528人の入場者をお迎えしたところであります。

コロナ禍の中で満足な準備ができない状況にあって出品されたすばらしい作品群、ステージ発表での様々なジャンルのレベルの高い発表の数々に、町民の方々の芸術文化に対する意識の高さと技術の高さを改めて感じる事ができた文化祭となりました。

それぞれの立場で制作、企画、出演いただきました町芸術文化協議会を中心とする方々、ご観覧いただきました町民の皆さんに敬意を表し、御礼を申し上げます。

最後に、西村山地区駅伝競走大会について申し上げます。

11月14日に第67回西村山地区駅伝競走大会が開催されました。当町からは2チームが出場し、全8チームの中で、Aチームが5位、Bチームは7位という結果になりました。上位入賞には届きませんでしたが、約2か月に及ぶ厳しい練習には次代を担う中学生や高校生の練習参加もあり、大会で大いに健闘いただいたと伺っております。

連日にわたりご尽力いただきました西川町陸上競技協会、関係各位に対して心から御礼を申し上げますとともに、今後さらなる競技力の向上、選手育成の取組にご期待を申し上げる次第であります。

以上を申し上げます、第4回定例会の行政報告といたします。

○古澤議長 以上で行政報告は終わりました。

◎議案の上程

○古澤議長 日程第5、議案の上程を行います。

議第52号 西川町開発センター条例等の一部を改正する条例の設定について、議第53号 西川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第54号 西川町産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、議第55号 令和3年度西川町一般会計補正予算（第4号）、議第56号 令和3年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議第57号 令和3年度西川町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第58号 令和3年度西川町病院事業会計補正予算（第1号）、議第59号 令和3年度西川町水道事業会計補正予算（第4号）、以上8議案を一括上程いたします。

◎提案理由の説明

○古澤議長 日程第6、提案理由の説明を求めます。

小川町長。

[町長 小川一博君 登壇]

○小川町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議第52号につきましては、西川町開発センター条例等の一部を改正する条例の設定についてであります。

西川町開発センター及び西川町社会体育施設の使用料の徴収方法を変更するため提案するものであります。

議第53号につきましては、西川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給額について、支給総額を42万円に維持するため提案するものであります。

議第54号につきましては、西川町産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、事業所設置奨励金の指定要件を改めるとともに、規定の整備を図るため提案するものであります。

議第55号につきましては、令和3年度西川町一般会計補正予算（第4号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,740万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億2,079万8,000円といたすものであります。

補正の内容は、人事異動に伴う第2節給料、第3節職員手当など及び第4節共済費の人員費への組替え、新型コロナウイルス感染症対策の経費、急を要する事務事業の経費、それぞれに係る補正、さらには地方債の追加及び変更であります。

人員費の組替え以外の歳出から申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策の経費に係る補正につきまして申し上げます。

第2款総務費につきましては、役場第2庁舎庁舎執務室化空調設備整備工事請負費375万1,000円を追加するものであります。

第3款民生費につきましては、65歳未満の方に対するPCR検査助成委託料110万3,000円を追加するものであります。

第4款衛生費につきましては、新型コロナウイルスワクチン第3回目接種事業費896万6,000円を追加するものであります。

第6款農林水産業費につきましては、肉用牛肥育経営緊急支援事業補助金12万5,000円、米価下落緊急対策補助金320万円をそれぞれ追加し、332万5,000円を追加するものであります。

第7款商工費につきましては、地域振興券交付事業費2,904万9,000円、日帰りプラン応援事業費補助金500万円、検温器購入費55万円、観光協会地域経済変動対策補助金222万7,000円、冬季観光誘客事業継続応援給付金150万円をそれぞれ追加し、3,832万6,000円を追加するものであります。

第10款教育費につきましては、学生支援事業委託料64万5,000円、検温器購入費165万円、西川中学校調理室、多目的室の網戸取付工事請負費32万2,000円、西川中学校の電子黒板購入費73万1,000円、西川中学校保健室の備品購入費22万2,000円、西川中学校の修学旅行キャンセル分企画料負担金14万5,000円をそれぞれ追加し、371万5,000円を追加するものであります。

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費といたしまして、総額5,918万6,000円を追加するものであります。

次に、急を要する事務事業の経費に係る主な補正につきまして申し上げます。

第2款総務費につきましては、町有地売払いに伴う地元配分金433万円、健康管理システム改修委託料176万円、光ファイバー等工事請負費104万5,000円、ふるさと納税対策事業費3,096万3,000円などをそれぞれ追加し、3,914万6,000円を追加するものであります。

第3款民生費につきましては、国民健康保険特別会計繰出金450万8,000円、障害者自立支

援事業費969万4,000円、老人福祉センター運営事業補助金333万円、介護保険特別会計繰入金116万2,000円、児童手当制度の改正に伴うシステム改修委託料143万円などをそれぞれ追加し、2,036万7,000円を追加するものであります。

第4款衛生費につきましては、小山鉱山松ヶ沢堆積場安定対策工事請負費4,411万4,000円、西村山広域クリーンセンター分担金808万8,000円をそれぞれ減額し、5,220万2,000円を減額するものであります。

第6款農林水産業費につきましては、農村地域防災減災事業負担金140万円などを追加し、74万2,000円を追加するものであります。

第7款商工費につきましては、一般社団法人月山朝日観光協会に対する第2種旅行業登録補助金235万円などを追加し、西川牛モウモウまつり補助金400万円を減額し、差引き133万円を減額するものであります。

第8款土木費につきましては、町営住宅施設用修繕料100万円、住宅建築支援事業補助金100万円などを追加し、203万1,000円を追加するものであります。

第9款消防費につきましては、消火栓更新工事請負費89万7,000円を追加し、西村山広域行政事務組合消防費分担金101万5,000円を減額し、差引き11万8,000円を減額するものであります。

第10款教育費につきましては、西川中学校体育館のセンターネット修繕料18万1,000円などを追加し、18万3,000円を追加するものであります。

以上のとおり、急を要する事務事業に係る経費としていたしまして総額881万9,000円を追加するものであります。

歳入につきましては、第10款地方交付税2,355万4,000円、第14款国庫支出金1,477万8,000円、第16款財産収入516万円、第17款寄附金2,200万円、第18款繰入金32万円、第21款町債430万円をそれぞれ追加し、第15款県支出金270万7,000円を減額するものであります。

地方債の追加及び変更につきましては、農村地域防災・減災事業の限度額470万円を追加し、消防費分担金の限度額を330万円から290万円に変更するものであります。

議第56号につきましては、令和3年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,930万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,205万6,000円といたすものであります。

事業勘定の歳出につきましては、人事異動に伴う職員給与の精査などによる一般管理費60

万円、マイナンバーカードの健康保険証利用申込支援事業に伴う趣旨普及費9,000円、一般被保険者に係る療養給付費保険給付費1,760万円、同高額療養費1,000万円、令和2年度山形県国民健康保険給付費等交付金精算に伴う返納金1,467万8,000円、町立病院医療機器整備に伴う直営診療施設勘定繰入金641万6,000円をそれぞれ追加し、歳入につきましては、社会保障・税番号制度システム整備補助金1万2,000円、保険給付費等交付金3,472万円、一般会計繰入金450万8,000円、繰越金1,006万3,000円をそれぞれ追加するものであります。

議第57号につきましては、令和3年度西川町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,437万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,603万1,000円といたすものであります。

歳出につきましては、寒河江西村山郡介護認定審査会負担金73万4,000円を減額、保険給付費の伸びに伴い介護サービス等諸費1,370万円、介護予防サービス等諸費300万円、高額介護サービス等費100万円をそれぞれ追加し、さらに包括的支援事業・任意事業費に11万円、県への償還金として1,000円をそれぞれ追加するものであります。

歳入につきましては、財源となります保険料並びに国、社会保険診療報酬支払基金、県及び町の負担区分に応じて対応するものであります。

議第58号につきましては、令和3年度西川町病院事業会計補正予算（第1号）であります。

収益的収支については、既決予算額のうち、医業収益から6,573万4,000円を減額し、医業外収益に7,656万円を追加し1,082万6,000円とし、同額を医業費用に追加し、支出総額を7億5,189万5,000円といたすものであります。

資本的収支につきましては、既決予定額のうち、他会計補助金に641万6,000円、県補助金に453万4,000円をそれぞれ追加し、有形固定資産購入費に546万8,000円を追加し、支出総額を5,482万1,000円といたすものであります。

補正の内容につきましては、第3条では、医業収益に、新型コロナワクチン接種料1,800万円、無症状者へのPCR検査料225万円。医業外収益に、新型コロナウイルス感染症患者入院病床確保事業費補助金7,571万2,000円、新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金84万8,000円。医業費用では、給与費に看護師給与180万円、経費に902万6,000円をそれぞれ追加するものであります。

第4条では、新型コロナウイルス感染症対策支援事業として、新型コロナウイルス感染疑いのある患者の入院受入れのための病室整備に係る簡易陰圧装置購入等に要する費用546万

8,000円を追加するものであります。

議第59号につきましては、令和3年度西川町水道事業会計補正予算（第4号）であります。

予算第4条の当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,071万2,000円を1,079万4,000円に、当年度分損益勘定留保資金5,525万2,000円を5,517万円に改め、収入支出それぞれ89万7,000円を追加いたすものであります。

支出につきましては、建設改良費に89万7,000円追加するものでありまして、収入につきましては一般会計からの工事負担金であります。

以上、ご説明申し上げますが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○古澤議長 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時10分

令和 3 年 1 2 月 3 日

令和3年第4回西川町議会定例会

議事日程(第2号)

令和3年12月3日(金)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	前田雅孝	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	土田浩行	君	建設水道課長	眞壁正弘	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	奥山純二	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	鬼越晃一	君
書記	柴田歆那	君			

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

◎一般質問

○古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 荒 木 俊 夫 議 員

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

〔1番 荒木俊夫議員 質問席へ移動〕

○1番（荒木俊夫議員） おはようございます。1番、荒木俊夫です。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に対応されております医療、福祉、教育関係の方々、そして予防に努められている町民の方々に感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策について質問をいたします。

国内では、10月に入りましてから新型コロナウイルス感染者が大きく減少、警戒レベルも低下し、経済活動や人流が拡大しており、第5波は終息したと思われまます。第2回のワクチン接種も順調に進みましたが、これから冬の季節を迎えまして、乾燥や寒気が心配されるとともに、変異株、オミクロン株の感染に警戒しなければなりません。

これからの感染症対策について質問をいたします。

質問1です。

第1点目は、第1回、第2回のワクチン接種で問題や課題はなかったのかと、第3回目の

ワクチン接種の取組計画について伺います。

第2点目は、町立病院においてコロナ専用病床を確保するのか伺います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

[町長 小川一博君 登壇]

○小川町長 おはようございます。

ただいまの荒木俊夫議員のご質問にお答えいたしますが、初めに、第1点目、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。その対応についてであります。新型コロナウイルスの接種状況につきましては、これからの12歳到達者の方を除けば、2回の集団接種を終えまして、現在は2回接種を完了した18歳以上の方で希望される方への3回目の追加接種、いわゆるブースター接種に向けて準備を進めているところであります。

また、11月15日に開催されました第26回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会におきまして、5歳以上11歳以下の方の接種について議論されておりますが、感染状況や諸外国の対応状況、小児に対する有効性、安全性を整理した上で引き続き議論するとされ、今後、小児の接種を行うこととされた場合に速やかに接種を開始できるよう、接種体制の検討を進めておくようにとの事務連絡が届いております。

今後も様々な対応を求められることもあるとは思いますが、本町ではこれまで同様、国及び山形県の動向を注視しながら、状況に応じて新型コロナウイルスの迅速な接種を進めてまいります。

次に、町立病院のコロナ感染患者への対応についてであります。町立病院では、10月1日から、山形県の要請によりまして新型コロナウイルス疑い患者受入病床を1床設置したところであります。これは、町内で新型コロナウイルス感染症が疑われる方の受入先として整備すると同時に、当該病床を設置することにより通常診療をコロナ感染リスクから守り、安全、円滑に地域医療を担っていくことを目的としております。

当該病床につきましては、9月末に村山保健所及び県立中央病院の感染症内科医師の指導を受け、2階病棟東側の5室を仕切った中の1床とし、患者の個室での管理や消毒の徹底、安全性の確保を行い、運用するものであります。

また、病室内には簡易陰圧装置等を設置し院内感染防止に配慮した整備を行い、引き続き安全な医療提供に努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） ワクチン接種につきましては、第1回目、第2回目の接種について、

昨年6月の定例会において町民への情報提供と広報をお願いしたところ、すぐ対応していただきまして、町民の方々からは心配なく接種ができたというご意見がございます。

希望者の接種率でいくと、第2回目で99.22、希望した方についてはほとんどやっているということがございますけれども、できれば人口に対する割合も出していただければ、社会的免疫ができるかどうかというのはちょっと疑問なところもあるんですけども、少し分かりやすいのかなというふうに思います。

一応、ワクチンの接種関係についてちょっと3点ほどお聞きしたいんですけども、一つは12歳到達者、数的にそんなに多くはないんですけども、12歳到達者へのワクチン接種をどうしているのか。

あと、1回目、2回目において希望しなかったとか体調の関係でできなかったと、未接種者の方がいるんですけども、この方がもし受けたいとすればどうするのか。

あと、ワクチン接種において、町において副作用の重篤な事案があったのかどうか。

以上、このまず3点についてお聞きいたします。

○古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

○飯野健康福祉課長 ただいま荒木議員のほうから3点ほどご質問いただきましたことについてお答えいたします。

一つは、12歳到達者というようなことになりますけれども、現在の小学校6年生が対象ということになっておりまして、12歳に到達した順から打つような形になっております。

希望者のほうにつきましては、既に調査して希望者を募っておりまして、順次今接種を進めているというような状況であります。

このたび、また接種のほうの特例の臨時接種の期間について延長になったというようなことがありますので、前までですと2月末までに2回目の接種しなくてはいけないということで、誕生日、月によっては6年生でもできない方がいらっしゃったんですが、今後、9月30日まで延長されたというようなこともありまして、また対応のほうを新たにしていくというようなことになろうかと思っております。

あと、2点目の1回目、2回目の未接種者ということがございますが、これにつきましても、当初3回目のワクチンにつきましては、1回目、2回目を希望される方には打てないというようなことでしたが、国のほうからの通知で1回目、2回目も可能とするということになっておりますので、例えば入院されていて接種できなかったとか、体調不良で受けられなかったとかの方につきましては、希望される方について1・2回目の接種も可能と

なっているというようなことをございます。

あと、3点目の重篤な副作用の方がいらっしゃったかということをございます、町立病院、保健センターのほうで1回目、2回目、行っているわけをございます、重篤な副作用というようなことで体調を壊されたというような方についてはこちらのほうでは把握していないということをございまして、国、県のほうにも報告は出していないというような状況であります。

以上であります。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 重篤な副作用の方がいなかったということはよかったなというふうに思いますし、1回目、2回目打てなかった方も状況によって打てる、状況というか、今回は打てる状況になったので打てますよということをぜひ教えていただきたいなというふうに思います。

3回目のワクチン接種、12月からは医療従事者が始まったわけですがけれども、町民への3回目のワクチン接種、これの広報、案内、どうしていくのかと、年齢基準、65歳以上とか、64歳まで、以下とかというふうに基準があるわけですがけれども、1回目打ってからもう早い人は1年近くになるわけですね。この年齢基準というのはどこで判断するのか教えていただければと思います。

○古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

○飯野健康福祉課長 3回目の接種につきましては、順番につきましては、基本的には原則8か月を経過する者ということになっております。1回目、2回目につきましては65歳以上とか基礎疾患者というようなことで分けてやっておりますが、今回につきましては8か月を経過する者ということになっておりますので、順次その年齢順でやっていく、接種された日にちでやっていくというようなことになっております。

そのようなことになっておりますので、最初は医療従事者等々になっておりますが、その後受けた方につきましては65歳以上の高齢者、年齢の高い方からというようなことになっておりますので、3回目接種につきましてもそのようなことになろうかと思っております。

以上であります。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 3回目は年齢というのではなくて、8か月到達者から順次実施していくということだということで、年齢的には混在するというようになっていくわけですね。

それで、ホームページを見ますと、ワクチンパスポートについては健康福祉課に申請してくれというふうになっております。接種済証については、2回目接種した後に接種済証をいただいているわけですが、今後いろいろな場合において接種済証の提示を求めたり、求められたりする場合がありますけれども、接種済証、小さなカードでありましたけれども、これを例えば紛失したとか、別に証明書が欲しいとなった場合にはどのような手続をすればいいのか教えていただけるでしょうか。

○古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

○飯野健康福祉課長 接種済証につきましては、1回目、2回目の接種時に一旦お渡ししているというようなことになっておりますが、やはり紛失されたというような方もいらっしゃるかと思います。そのような方につきましては、町の保健センターのほうに言っていただければ、再発行というようなことで、システムのほうから接種済証ということでお出しするというようなことになっております。

あと、余談でございますが、今後12月頃をめどに国のほうでは接種証明書のデジタル化というようなことも開始できるよう準備を進めているというようなことでございますので、準備ができ次第、今度は新たにそういう電子的な接種証明書に、デジタル化になっていくのかなというふうに推測しているところであります。

以上であります。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） いろいろこれから町民から要望されることとか、たくさん出てくると思います。3回目のワクチンも順調に行われるよう、町民の方にぜひ適切な情報を提供していただければというふうに思います。

次ですけれども、県では、第6波に備えてコロナ専用病床、これを現状の237床から最大280床程度に増やす計画というふうに報じられております。コロナの患者さんに対応することは非常に必要なことだというふうに思っております。

ただ、専用病床を確保するに当たり病院として問題点はなかったのか、まずお伺いをしたいと思います。

○古澤議長 答弁は松田病院事務長。

○松田病院事務長 ただいまの荒木議員のご質問にお答えいたします。

皆様ご存じのとおり、町立病院の病棟は1棟のみであり、2階に一直線につながっているというようなことでございますので、感染症患者用の病室と、あと一般病床を混在させると

いうことに関しては当初から非常に心配しておりまして、なかなか病床設置というところまでは院内の中のコンセンサスも取れなかった、あと実際の業務として、今年度当初からワクチン接種業務があったというようなこともあり、協議はしていたのですが、なかなか踏み切れるというようなことができなかつたというのが事実であります。

ただ、9月に県の幹部の方が見えられまして、直接県の状況をお聞きしながら要望があったということで、町立病院といたしましては、社会的な要請が高まったというようなことがありまして、懸念の事案を解決しながら1床を設けようというようなことで決めて、準備に入ったというようなことでございます。

一番最初は、やはりこの病室を混在させるということもあるのですが、まず病棟を仕切る必要もあるので、実際そういうことが可能なかということで消防の本部のほうと協議したというところから入りました。村山保健所の指導はその後というようなことになりました。

以上のようなことで、まず1床確保に至ったというようなことでございます。

以上です。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 先ほどご答弁いただいた中で、この新型コロナ疑い患者病床というお言葉を使っておったようではございますけれども、疑い、これは紛らわしいんですね。疑いというのは確定していないということではございますけれども、じゃ患者は入れないのかと。県ではコロナ専用病床と言っているわけですね、ただ重篤かどうかは別にして。ですから、これは患者さんに疑いの間であって、患者になったら入れないのかというところが一つお聞きしたいところと、あと専用病床というふうになりますと、設備、病棟が一つしかないの、新しく建てるということはちょっと無理なので、病室内の設備とか、陰圧とかいろいろあるわけではございますけれども、これや、あとはスタッフ、人、この教育というか育成、研修とか、常に扱っている患者さんではないので、感染症の患者さんになりますから、この点についてどうなさっているのか、この2点をお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は松田病院事務長。

○松田病院事務長 コロナ病床の種類と申しますか、疑い患者用病床というのは、表現の仕方というよりも、そういった名前が定められているということがまず一つあります。

県としては、入院の体制は、重点医療機関と協力医療機関と分かれておりまして、当院の場合は協力医療機関のほうに属します。受入患者に関する要件というのがありまして、協力医療機関の指定の方針ということで要件がございまして、そこに疑いということも入るんで

すが、新型コロナウイルスに感染しているおそれがあると、県からの要請に基づき、受入れを行っている医療機関の医師が認めた入院、医療が必要な患者を受け入れるというようなこととなります。検査で陽性が出た方も含まれるということで、当然、病院の判断でこの病床を扱うということではなくて、保健所等の指示を得て、それで活用するというようなこととなりますので、陽性患者も含まれるというようなことをございます。

あと、病室内の設備につきましては、今回、コロナ病床の確保に対して県からの補助を受けまして、12月補正にも上げておるんですが、ただ、12月に上げましたが、県の指示で、今回の補助事業に関しては12月末日までの納入をしなければならないというようなことで、今発注はもう済んでおります。一部納入始まっております。

という中で、当該病室及び隣のP Pガウンを外すところとかに関しては陰圧装置を設備いたします。その他、換気機能がついたパーテーションとか、P Pのガウンキットとか、あとは患者を院内で搬送するための陰圧装置がついている車椅子を導入することにしております。どのような状況で来られるか分からないですので、正面玄関から入って、入り口のところにも簡易の陰圧のブースを設けました。ビニールテントの中に陰圧装置が入っているブースを自動販売機が入っている奥のところに新たに設置をしております。一旦そこで状況を見るためということで、そういった設備、これまで町立病院になかったものですから、今回設備をしたというようなことで、まず必要なものに関してはそろそろ予定でございます。

あと、スタッフというか、感染症に関わる医師及び看護師のいわゆる研修と申しますか、スキルアップと申しますか、ということなんですが、まずは昨年11月1日に新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関ということで県のほうから認定されたということがありまして、その後、PCR検査等については陰圧ハウスを設置してやっていますが、その時点からコロナ疑いかもしれない、コロナかもしれないというようなことで想定しながら先生方も看護師も対応してやってきているというようなことをございます。

感染者であっても大丈夫だというような診療体制をするわけですが、当然コロナで外部研修等はできません。ということで、厚労省のマニュアルにのっとって勉強した上で、院内については感染予防対策委員会を中心にして、コロナ対策会議、これまで20回ほど開いております。そういう中で自ら対策については研究して、これまでやってきたというようなことをございます。

あと、県の動向については、山形県の新型コロナウイルス感染症の患者受入調整本部というのがありまして、県中の森野先生と申すんですが、森野先生のほうから、県内の情報

は逐一、院長のほうにというか、ドクターのほうにメールで入ってくるような仕組みになっています。その中で患者対応のことも当然出てきているということで、先生方のスキルということはそのように保たれているということでございます。

あと、実際入院した場合の看護師については、これから具体的なところは決めなければならないことが多々あるわけでございますけれども、基本的に、保健所からの要請があれば院内の看護師の配置換えをし、主任クラスの数名でチームを組んでシフトを回していくというような予定であります。保健所から、すぐじゃ明日からお願いしますということにもいかないので、先日の説明では、1週間程度の猶予時間はあるというようなことでもございました。

というようなことで、至急こういった状況になった場合については、対応する計画を立てて、今準備をしているというようなことでもご理解をいただければというように思います。

以上でございます。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 町民の方にご説明するときに、コロナ患者疑いというのが、疑いが大きくなっちゃうと、今事務長がおっしゃったような内容とちょっと違ってくるということになりますので、もちろん保健所が主導的に役割を果たして指定してきまして、患者の受入システムでやっていくんでしょうけれども、そのときにはもう陽性患者なんですね。ですから、疑いではなくて、コロナ患者専用、重篤な方は入らないですけれども、そういうことだということで、コロナ患者を受け入れるんだということで理解をしたいというふうに思います。

そのために、先ほどからあったように、病床を確保しておくわけですが、1床。するんですけれども、そのために準備室もあると。もちろん機器等も整備しなきゃならない。そのための財政的支援、どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は松田病院事務長。

○松田病院事務長 コロナ対応の機器整備につきましては、今回の県の補助事業がございまして、新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金ということで今般申請をさせていただきます。県の補助額として538万2,000円を見込んでいます。

設備につきましては、ただいま申し上げましたが、内容につきましては個人防護具、あと簡易陰圧装置、あとは空気清浄機、HEPAフィルターつきパーテーション、先ほど申し上げました陰圧装置つきの車椅子等になっております。

以上でございます。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 設備のほうは分かりましたけれども、ベッドを空けるわけですね。

ほかの患者は入れられないということになるわけですから、その空床対策、これについてはどうなっているのか、もう一度お聞きします。

○古澤議長 答弁は松田病院事務長。

○松田病院事務長 空床につきましては、東側、ケアハイツに接続する側の5室をコロナ病床1床を運営するために、いわゆる安全ゾーンも含めて使用するということになりますので、病床数としては5室で8床ということになります。その8床につきましては、当面というか、このコロナ病床がある限り、一般の患者さんが入院できないというようなことになります。

空床されるところにつきましては補助金が出まして、空床補償ということで1床当たり5万2,000円というようなことになりますので、8床ということで1日当たり40万程度の空床補償が入ってくるというようなことになります。

以上でございます。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 病院としてもいろいろ対応しなきゃならないし、スタッフの方の心労もあると思いますけれども、ぜひ対応していただいておりますし、現在はコロナは感染2類になっているから国が措置をすることになってはおりますけれども、インフルエンザのように5類になってしまえば、これは自前でやらなきゃいけないわけです。いつそうなるかは分かりませんが、患者さんには対応していただきたいというふうに思いますし、院内感染など発生しないように十分対策を取っていただくとともに、町民の方の的確な情報提供をしないと、これはいろいろなうわさが飛び交ってまいりますので、きちんと情報提供できる安心な情報提供、こういったことですよ、心配することはないんだよということを出していただけると町民の理解も得られると思いますし、もちろん病院としての使命であります社会貢献、これもやらなきゃいけないということで、大変でしょうけれども、ぜひ情報提供だけはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

質問2に入らせていただきます。

これからの経済対策をどのように進めるのか、まずお伺ひいたします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 まずコロナにつきましては、感染予防と、あと一つは経済対策が大きな視点になるかと思いますが、ちょっと若干長くなりますが、よろしくお願ひします。

経済対策についてであります。今後の主な経済対策6項目について申し上げますが、1つ目は1人1泊3,000円の宿泊額割引、月山これよろ2021キャンペーンであります。

当初、6月1日から7月31日までとしておりましたが、実施期間を12月31日まで延長して現在に至っておりますが、新型コロナウイルス感染症第5波の影響もありまして、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置適用区域からの人の流れを避けるため、その地域に住所または居所を有している方へは割引を適用しないこととして組まれてきたこともありまして、8割程度の利用件数となっております。

今定例会に補正予算を提出しておりますが、いまだ完全に戻らない宿泊者の呼び戻しを行うため、再度実施期間を延長し、令和元年1月から3月比100%に不足する分の割引件数の予算を措置しながら、月山スノーランドや雪旅籠の灯りなどの冬季観光客誘客事業と連動しまして、主に仙台圏域に的を絞りながら宿泊客の回復を目指してまいります。あわせて、町内の事業所に使える1,000円の地域商品券も追加発行しまして、町内への波及効果を狙ってまいりたいと考えております。

2つ目は、町民一律5,000円の商品券の交付であります。

三酒祭りが1月31日で終了することから、今定例会に補正予算を提出しておりますが、協賛を得た町内の飲食・小売店で使用できる町民1人5,000円の商品券を交付し、切れ目ない支援を行ってまいりたいと考えております。

3つ目は、米価下落対策であります。

今定例会に補正予算を提出しておりますが、今年度米価が下落していることに対し、稲作農家への影響を緩和し、次期作に向けた営農意欲の維持向上を図るため、10アール当たり2,000円を交付する米価下落緊急補助事業を実施してまいりたいと考えております。

4つ目は、肉用牛肥育経営安定対策であります。これも今定例会に補正予算を提出しておりますが、畜産農家の肉用牛、肥育牛の販売価格の下落を救済する肉用牛肥育経営安定対策交付金、いわゆる牛マルキンが令和3年8月から12月までの出荷牛の単価が標準的販売価格を大きく下回ることにより発動されますが、対象外となる1割分を山形県と本町で支援してまいりたいと考えております。

5つ目でありまして、木材流通対策であります。

町内の製材業者が町産西山杉の製材品を町外建築向けに出荷する際に、1トン当たりの出荷額の5%相当額、10万円を限度として補助する西山杉製材販売促進事業費補助事業を実施しているところであります。

6つ目になりますが、住宅建築支援対策であります。

町民の皆さんの住宅投資意欲を喚起し、町内経済の活性化を図るため、新生活様式に対応した住宅リフォーム工事を行う方を支援しているところであります。

最後に、今後とも国及び県の経済対策のための補正予算を注視しながら、町内経済回復に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 6つの対策でこれからやっていくということではありますが、このコロナ禍に伴い事業を廃止したという事業者とかがあるのか、またちょっとこれまでも商工会さんと一緒になって事業所訪問等をやっていたらっしゃると思いますけれども、現在の町内のこういった事業者の経営状況、全て、経営状況はどうか、分かる範囲で結構でございますけれども、教えていただければと思います。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 まず第1点目のご質問からお答えさせていただきます。

このコロナ禍にありまして、町内の企業で廃止した、やめたというところにつきましてはまだ一件も出ていないという状況になります。

2点目の町内の事業所さんの経営状況というところではありますが、商工会のほうで四半期ごとの調査をしている中であります、7月から9月の分につきましては、宿泊業につきましては7割程度、若干下回るというようなところもありますが、7割程度になっていると。

飲食業につきましては約65%ぐらいとなっていると。ただ、昼のほうはおおむね戻ってきているということではありますが、夜の部がいかに半分ぐらいというようなところで、50%というようなところになっております。やはりなかなか夜のほうに戻ってきていない、飲食店に戻ってきていないというところでもあります。

あと小売業、生活関連のものになりますけれども、そちらにつきましては70%ほどの回復ということ。建設業ということでもあります。

ほかの事業も含めまして、調査段階では、全業種、平均すると約8割ぐらいが戻ってきているのかなというような調査結果になっているところであります。

以上です。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 事業を廃止したところがないということは、いろいろご相談に乗っていただいてやっているのかなというふうに思いますし、徐々に戻りつつあるなというふう

に感じてはおります。

今あったように、6本の対策をこれから講じていくと。大体ほとんどが直接的な補助でありまして、これでその業種を支えようということなんだと思いますけれども、今後、できれば連続していくような補助体制といいますか、つまり例えば農林業から含めて生産、加工、小売、業務用消費、飲食店とか宿泊業です、こういったように町内での経済が回って、補助した額が次にも生かされていくと、回って行って大きく効果を上げられると、そういったぜひ支援、補助、こういったものをぜひ積極的に行う必要があると思いますし、検討する必要があるのではないかと思うのですが、こういった点について、町長、いかがお考えでしょうか。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 このたびのコロナ禍に関連しました、先ほど申しましたように、まずは感染防止、それと経済対策、これは大きなものでありまして、議員おっしゃるように、経済が町内で、補助金を町で補助しても、それがまた町の経済活性化につながるというような、そういった循環体制をどうつくるかとのことではありますが、まさにそのとおりでありまして、そういった観点で、これまで特に影響が大きかった部分からやっております、そして次の、前から申し上げておりますように、総合産業なども申し上げておりますが、それぞれの産業は常に結びついておるわけでありまして、そういった観点での支援策をやっておりますが、ただどうしてもその隙間と申しますか、対応ができなかった部分あったわけでありまして、今回の補正予算の中で特に林業やら農業、こういったものへもある程度の支援を行って、全般的な支援ができたのではないかと考えているのですが、今後ともそういった視点で町の補助事業を行っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 町長がずっとおっしゃっている総合産業、これで町内の経済が回っていくように、今後とも積極的な対応策、ピンポイントだけでなく、そういった体制を取っていただくよう強くお願いをしておきたいと思います。

質問3に入りますけれども、質問3で、社会生活、町民生活について、今後どのような指導を行っていくのかお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 全般的な社会生活についての対応ではありますが、町民の皆さん及び事業者の皆さんへの徹底した感染防止対策によりまして、最近では町内での感染者の確認もなく、山形県

でも新型コロナ対応の目安、注意・警戒レベルも、感染者の確認が限定的な状態であるという事でレベル2に落ち着いた状況が続いております。

しかし、新たな変異ウイルス株や社会経済活動の維持・両立などによりまして、第6波の感染流行も懸念されているところでありまして、さらに新型コロナワクチンの2回の接種を終えていても感染する、いわゆるブレイクスルー感染からのクラスターの発生なども報道されておりますので、マスクの着用、手洗い、換気などの取組、特に会食における基本的な感染防止対策の徹底が引き続き重要であると考えております。

町民生活では、令和2年度において、1人10万円の特別定額給付金及び児童1人1万円の子育て世帯への臨時特別給付金、1人5万円の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給をはじめ、国の制度による国民健康保険税の減免や傷病手当の制度化のほか、町独自に臨時特別給付金の対象者を18歳以下まで拡大しまして、さらに国民健康保険税の一律2割軽減などを行いまして生活支援を図ったところであります。

今年度は、さらに国の制度による固定資産税の減免を行い、また引き続き国の制度により国民健康保険税の減免を行っているところであります。

町民生活に欠かせない公共交通としての町営路線バスについては、感染防止対策を徹底しながら安全・安心な運行を継続してきたところであります。

役場の窓口対応などにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策と手続の負担軽減を図るため、予約制による申告相談、マイナンバーカードの取得促進と保険証利用申込みや、児童手当に係る手続の電子申請対応なども行ってきたところです。

今後も、これまでの取組を踏まえ、必要に応じては見直しを行いながら対応してまいります。

商工業では、事業継続に必要な備品購入や施設改修を支援する持続化補助金、感染症対策に必要な機器類購入を支援する商工業小規模事業者持続化補助金、業態転換、新規分野への参入など新たな事業展開を支援するための商工業小規模事業者持続化補助金を創設しまして、事業所の新型コロナウイルス感染症対策の推進を図ってまいりました。

また、顧客離れを引き止めるために広告料等の支援を行う小規模事業者販売促進支援事業補助金、国の月次給付金、山形県の事業継続応援給付金に該当しない事業者で一定の基準を下回った事業者に事業継続応援給付金を給付し、事業継続を支援しております。

山形県コロナ対策認証制度の認証を取得していないところには取得を促し、国、県の新たな制度を注視しながら、引き続き支援チームで事業者を訪問し、支援してまいりたいと思っ

ております。

学校生活では、冬期間を迎え、適切な換気、手洗いの励行の徹底に進めておりまして、特に西川中学校では1学級の人数が多いため、高窓などの常時換気を行うほか、二酸化炭素濃度測定器による教室内の環境管理を行っておりまして、また学級ごとに加湿器を設置、さらにぬれタオルを置くなどして湿度の保持に努めているところであります。

生涯学習、生涯スポーツでは、町民の学ぶ場やスポーツをする機会の確保について、今後開催するに当たっては、関係する皆さんとの協議を踏まえながら、大会の開催や施設の開放を進めてまいります。

以上のような、これまでの支援策を国、県とやってきたわけではありますが、さらに今後ともこういった観点で、そして先ほど申しましたように、どうしてもそのいろいろな支援制度の間に隙間ができるわけではありますが、その部分を町がどういうふう支援するか、ここが一番の町のだ力だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 年末年始を迎えるわけでありますので、県内ではクラスターも発生しております。ぜひ町民の方に情報提供を積極的に実施しまして、安全・安心な暮らしができるよう今後も対応していただきたいというふうに思います。

2つ目の質問に入らせていただきます。

これについては、これまでも2回質問させていただいておりますけれども、町民意識調査の中で最も町民が望んでいるのが雪対策、快適な雪国生活であります。降雪・積雪期を迎えるに当たって、雪対策についてお聞きします。

1番です。

雪対策に関連して昨年度質問した中で、令和2年度の予算編成の中で新たな雪対策を検討して、それに基づいて行うんだというふうなご答弁をいただいたんですけども、新たな雪対策とはどういった内容なのかお聞きします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 まず、新たな雪対策であります。雪は本町の宝であります。反面、冬期間、降雪のたびごとの除雪や屋根の雪下ろしなどは避けて通れない課題でありまして、雪をどう克服するかは今後も大きな課題となるものであると捉えております。

議員ご指摘のとおり、平成30年7月に実施しました町民意識調査において、今後もっと住みやすいまちにしていくために何が必要かと考えるかと、この問いに対しまして、雪対策と

回答した方が全体の64.25%と最も高い結果となったところであります。さらに、魅力あるまちにしていくために何を重点的に取り組んでいくべきかという問いも行っておりますが、その回答でも、快適な雪国生活の提供が47.98%と最も高い結果であります。

これらの結果を受け、平成31年3月に策定しました第6次総合計画後期基本計画の重点事業推進プロジェクトの一つに、新たな雪対策を掲げております。

現在、本町における雪対策は、道路除排雪、通学路の確保、そして歩道の除雪を行っております。さらには独り暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯の皆さんが自力で雪下ろしや除排雪ができない場合、屋根の雪下ろしや玄関から公道までの除排雪、自宅敷地内の除排雪などの支援を行っております。また、住宅建築支援事業では、住宅の屋根の雪を落ちやすくするため、屋根の一部改良工事に対しても助成を行っているところであります。

一方、利雪の観点からは、日本一の雪国宣言を行い、冬の誘客手段として以前から取り組んでおります雪旅籠の灯りに加え、弓張平公園を会場にした月山スノーランドに昨年からは本格的に取り組み始めたところであります。

農業でも、冬の寒さを生かした啓翁桜の大規模団地化の取組を進めておりまして、目標である1億円産地化に向けた農家支援を行っているところであります。

雪対策を検討する機会として、毎年、各地区の皆さんと意見交換を行う地域づくりヒアリングを実施しておりまして、それぞれの地域からの要望を基にしながら、流雪溝の整備なども計画的に進めているところであります。

さらに、降雪前、毎年11月には、町の関係機関や各地区の代表者に加え、国及び山形県の道路担当部局や警察、消防関係者を交えた雪対策会議を開催しており、当該年度の雪対策に関する情報共有を行いながら、各地区からの要望などもお伺いし、対策を講じているところであります。

この会合を受け、近年は町から降雪前の時期に、お知らせの中で、町の冬の安全・安心な暮らしのためとして、道路の除雪作業や流雪溝の利用上の注意、火の取扱いや除雪作業上の注意、福祉関係の支援制度の案内など総合的な情報提供を行っているところであります。

申しあげましたとおり、雪対策や利活用については新たな取組にも着手しながら、毎年、地区の皆さんや関係機関と連携し、対策に当たっているところであります。

最後に、雪対策は本町で生活する上では避けて通れない課題でありまして、除排雪の大変さから不安を抱く方が多いことが町民意識調査の結果につながっているものと捉えております。ただいま申しあげました雪対策や利活用事業の内容につきましても、町民の皆さんに分

かりやすくお伝えするとともに、町民、地域と町が一体となって雪対策に取り組んでいくことが雪に対する不安解消につながると考えておりました、今後ともより一層丁寧な周知に努めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 今ご答弁をいただきましたけれども、特別新しいものは何も入っていません。手を出さないといいながら、今までやったやつをこう並べていただいたということになります。手を尽くすところがないのかどうかというふうに思ってしまうわけですが、ちょっと時間がないので、新たなと言った限りにおいては、やはり町民の方の苦勞なり財政負担を軽減するような策をぜひつくっていただきたいというふうに思うわけです。

質問の2番目です。

簡単で結構でございますけれども、今年度の道路等の除排雪についての対応についてお聞きします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 前日も荒木議員からご指摘がありました町道の排雪の、春の排雪と申しますか、除雪と申しますか、これに対する町としての基本的な態度等だと思いますが、これまで2分の1を町のほうで補助をしてきたわけでありまして、その町で補助してきた箇所につきましては、地域で指定したと申しますか、地域の区長さん、要するに区長さん、町内会長さんと一緒になって建設課のほうで現場を見ながら、箇所を設定しながらやってきたわけでありまして、荒木議員がおっしゃるように、全て町のほうでやるとなれば、町のほうできちっとした、しっかりした場所の設定、それから路線のやるべき場所というようなことも含めてすべきだというふうに考えておりました、この辺は、建設課のほうで検討しておりますが、それと併せて、町内12地区ありますが、最もではないんですが、積雪の多いある地域では、これまで一度もその要請がなかった、要するに町に対する支援、補助要請がなかった箇所もありまして、その事情を聞きますと、これは当然、それぞれの地域でやるべきだということなので、地域の方が全てなさっております、それは町、行政として、我々のほうで、そういったものも含めて今後検討すべきだということでありまして、その辺は今年度の予算編成の中で検討したいと思います。

また改めて検討したいと思います、それと併せてもう一点、実は去年ですが、間沢地区

内で、独り暮らしの施設入所者の除雪、要するに雪下ろしについて、施設に入れば町に住所がない、要するに施設に住所があるというようなことで、住所地限定というようなこれまでの対応をしてきたわけでありましたが、ただやはり独り暮らし施設入所者につきましては、どうしても西川町に住みたいが施設の関係等もあって町外へ出ざるを得ないというような、そういう意味での本人にとっての要するに住所の本拠地については西川町ということだと思っております。

これまで介護保険制度の中でも、住所地の特例というようなことで、介護保険料の関係で住所地、要するに本来の住所地でそれは負担すべきだというような特例もありますんで、そういう考え方もある必要ではないかというようなことで、むしろ必要だと思っておりますんで、こういった意味も含めて、この予算の中で検討したいと、当面はそのようなことで考えておりますんで。

あともう一点は、これまで申し上げておりますように、流雪溝の整備であります、これはどうしても、これまでも水利の確保、これが一番でありますんで、そういった意味で各地区にそれぞれ区長さんのほうにご相談しながら、そういった水の確保ができればというようなことでお話ししておりますんで、よろしくご理解をお願いしたいと思っております。

以上になります。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） ちょっと時間がなくなってあれだったんですけども、融雪遅延対策、町長おっしゃったとおりでありまして、ほかの自治体、西郡でも区や町内会がお金を出しているというのは西川町だけなんです。やはり道路管理者である町が行うべきであって、全ての場所をしてくださいというわけではないわけですね。春の農作業に支障を来すところだけでいいわけですよ、全てやってくださいというわけではないんですよ。それを地区に補助するということは、それをやるのは区なり町内会の仕事だよというふうに言っているわけですよ、補助ですから、実施主体があるわけですから。そうではないというところをぜひ理解していただきたいというふうに思うわけです。

時間がないんでちょっとお聞きしますけれども、これまでも、住宅があつて、人が住んでいらつしゃって、町道で除雪していない路線3路線、羽龍線、高瀬・ウトヤシキ線、若林線、これについて今年度どのように対応されるのか、検討されたのか、お聞きすることと、あと一昨年は少雪だったわけです。少雪で業者の方が非常に大変になって、後で変更契約をして待機料を払っているわけです。これは一回経験しているわけですから、本来は契約とすれば、

一定の出動回数がなければ待機料を払うよ、お支払いしますと、それは準備している関係上。回数を超えていけばそれは回数だけのお支払いになりますよと。やはり我々はいろいろな経験をしながら、そういった学習をしながら前に進むわけでありまして、そういった契約を今年はやったのかどうか、この2点お聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

町道で家屋があって除雪していない3路線ありますけれども、吉川の羽龍線、月岡の宮下・若林線、沼山の高瀬・ウトヤシキ線であります。

吉川の羽龍線につきましては、地元の代表者の方と協議しまして、あずま橋のほうに小型ロータリーの除雪車が行っておりまして、ドーザは入れないものの、歩道用の除雪車が入れるということで、雪を飛ばす場所を協議しまして確保できたということでもありますので、今年からあずま橋に除雪に行くときに限り、除雪をしたいというふうなことで計画しております。

月岡の宮下・若林線につきましては、またこれも地元の方と協議いたしまして、町道のすぐそばに住宅がありまして、そこからの落雪があるということと、あとは雪を飛ばす場所がないといえますか、その調整が必要だということもありまして、地元のほうでは、今年度は今までのような状態でいいというような回答を得ていますので、これから検討が必要かとは思われますけれども、なかなか通年車両が通れるような道路に除雪するということは困難でありますので、こちらのほうも地元の方と協議を進めながら行っていきたいと思います。

沼山の高瀬・ウトヤシキ線につきましても、普通の除雪ドーザが通れないということもありまして、こちらのほうも例えば屋根の角を切らせていただくとか、そういうようなことも相談しなければなりませんので、その辺も相談させていただきながら、あとは今後の住宅の使われる状況等も考えながら検討していきたいと思っております。

最後のご質問であります、待機料についてであります。

今年度は通常どおりの契約をしております。西村山郡管内でも、西川町の除雪単価は1時間出ますとかなり単価が高いわけでありまして。出れば出るほど業者にとっては利益になるというものであります。

ある業者からの話では、除雪単価も高いのでということで評価もいただいているところでありますが、一昨年前に補償もしたということでもありますので、これらも今後の検討課題になるかなと思っております。今年度は通常どおりの契約をさせていただいたところであります。

す。

以上であります。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。時間、過ぎました。

○1番（荒木俊夫議員） 3路線について少し進んだところもあるということでございます。ぜひ住んでいる住民の方、また事業所に通っている方々のことも考えて、やはり知恵を出していただいてやっていただきたいと思ひますし、契約についても、単価が高いからということではなくて、そういった事情もこれまで過去にあったということも認識していただいて、安心して業者の方が除雪作業に取り組まれるよう、安全・安心なまちづくりのためにどうかひとつ検討をしていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○古澤議長 以上で、1番、荒木俊夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時50分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 佐藤 仁 議員

○古澤議長 続いて、2番、佐藤仁議員。

〔2番 佐藤 仁議員 質問席へ移動〕

○2番（佐藤 仁議員） 2番、佐藤仁です。よろしくお願ひいたします。

私は今日、大項目1つ、質問の細目を2つ準備させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

第7次西川総合計画に向けたまちづくりについてということで、来年、令和4年度ですが、6次西川総合計画の後期基本計画、4年目です。また、7次西川総合計画の策定に入る年で

あるということを踏まえまして、今後のまちづくりについてお考えをお聞きします。

質問1です。

高齢者の住みやすいまちづくりと人口減少に対し、どのような対策を立て計画を行い、実行していくのか、考えをお聞きします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

[町長 小川一博君 登壇]

○小川町長 第7次西川町総合計画に向けたまちづくりについてであります。初めに、西川町総合計画の策定について申し上げます。

議員ご指摘のとおり、第6次総合計画は来年度、令和4年度が後期基本計画の4年目、総合計画の9年目となることから、次期総合計画策定に向け、その準備と実質的な議論を行っていく年度になると捉えております。

総合計画は向こう5年、10年間の町の方向性を定める計画であることから、行政のみならず、町民、事業者、その他専門的知見を有する方など、多くの皆さんの考えや知恵を結集して策定していくことが重要であると考えているところであります。

それでは、佐藤仁議員のご質問であります。質問の1点目、人口減少対策並びに高齢者の住みよいまちづくりについてでありまして、初めに人口減少対策についてであります。

本町の人口は令和3年4月1日現在で5,001人、高齢化率は45.2%となっております。また、過去11年間の町内60歳以上の人口推移は、いずれも4月1日現在の人口では、平成22年で2,849人、5年後の27年で2,848人、そして令和3年では2,665人となっており、11年間で184人、率にして6.4%の減少と、若い世代の人口と比較した場合、その減少は穏やかなものとなっております。10年前からほぼ同数の高齢の皆さんがお住まいになっている状況になります。

一方、59歳以下の過去10年間の町内人口の推移については、いずれも4月1日現在の人口では、平成22年で3,743人、5年後の27年で3,064人、そして令和3年では2,336人と、60歳以上の年代が穏やかな減少となっているのに対し、11年間で1,407人、率にして37.6%減少しておりまして、年少、生産年齢層の世代の人口減少に歯止めがかかっていない状況にあります。

人口減少対策、特に生産年齢層世代、若者、子育て世代の皆さんが本町に引き続き住んでいただくための施策としては、就業の場の確保、住みやすい住環境の整備、子育て環境の充実などに加え、公共交通の強化など、まちづくり全般にわたり重層的な施策の推進が必要で

あると考えておるところであります。

特に、重要施策としては、町内における就業の場の確保、町内産業の振興であると考えておりまして、まずは町内の事業者の事業継承に注力しながらも、企業誘致においては、オフィス型企業の誘致も含め、本町が取り得る企業誘致の方策の検討が必要と認識しております。

また、本町にとって、冬期間の積雪を克服または利用して一年を通じた経済活動ができるかが大きな課題であることから、引き続き、農業においては啓翁桜に代表される施設園芸の振興や、観光においては月山スノーランドなど、日本一の雪国宣言の下、冬期間の誘客ツールの充実を進めてまいりたいと考えております。

さらに、女性、若者の転出を抑制するために、多様な住まい方のニーズに対応することとし、今年度に着手したみどり団地第2期造成事業を確実に推進し、単身世帯や若者世帯が入居可能な住環境の整備を行い、町内の定住人口の確保に対応してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の住みよいまちづくりについてであります。

高齢になっても健康であり続けることが最も重要なことでありまして、本町では要介護状態や認知症にならないよう、その予防に対し様々な支援を行っております。

介護予防施策としては、らくらく運動教室など各種運動教室やデイサービス、ミニデイサービスなどを実施しておりまして、また生きがいつくりも重要であることから、高齢者大学などを開催し、高齢者の生きがいつくりを支援しているところであります。

一方、生活支援として、屋根の雪下ろしや自宅敷地内の除排雪など、高齢者世帯に対する除雪支援事業を実施しております。さらに、高齢者の移動手段の確保として、現在公共交通の見直しの検討を進めておりますが、町全体をエリアで区切りながら、デマンド乗り合いタクシーを運行する方向で利便性の向上につなげてまいりたいと考えているところであります。

以上のように、高齢の皆さんが生活していくための支援策を各種実施しているところでありますが、高齢者独り暮らしの皆さんなどは日常生活に不安を感じておられる方もいることから、高齢者独り暮らしの皆さんの孤立化を防ぐため、訪問や見守り体制の充実などがますます求められてくると考えております。

今後、これらの高齢者福祉に求められるニーズをさらに把握しながら、高齢者の皆さんの住みよいまちとなるよう対策を講じてまいります。まずは生産年齢層の若い方をいかにこの西川町にとどめるか、そのための就労先も含めて総合的な支援、施策が必要だと考えておるところでありますので、よろしく申し上げます。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。大局的には大変、そういうことで今後の対策云々はそのとおりだと思います。

それで、人口減少と高齢者対策、ちょっと逆に今町長からお話がありましたけれども、私はちょっと高齢者のほうからお聞きしたいというふうに思いますけれども、11月の初めですけれども、新聞報道で、高齢者運転対策というような記事が出ておりました。山形新聞さんでは11月5日ですね。

要は、高齢者の方々、主に75歳の後期高齢者でしょうけれども、免許の運転が、過去3年において無事故無違反でないと実車試験を受けなければならないと。これは信号無視でも何でも、ちょっとした違反でもだそうです。それを実車試験を受けることと、あと認知機能の検査を組み合わせると。これが通らなければ免許は更新できないというようなことで、読売新聞も大きく報道しておりました。

山新さんでは、最後に、警察庁は11月5日から12月4日までパブリックコメントを募集すると、この件に関してです。私個人ではやっていないですけれども、こういうのは通達とか何かは各地方自治体に連絡が来て、各地方自治体がこのパブリックコメントをやるような体制になっているのかどうかちょっとお聞きします。どなたが担当か分かりませんが、通告しておけばよかったんでしょうけれども、お願いします。なければならないでいいです。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

ただいま議員ご指摘の高齢者の運転、さらには運転免許証の関係についてはもうかなり以前からいろいろな問題、課題があるというようなことは世間でもなっているというのは認識いたしております。

町のほうでも、いろいろな高齢者の運転対策等も講じながらやってまいったんですが、ただいま議員からご指摘のあった警察庁のパブリックコメントの実施通知、これの地方公共団体への通知というものでございますが、具体的に通知というものは、私どものほうで、町といたしまして受理したということは記憶してございませんので、一般的に警察庁のほうで報道各社あるいはホームページ等通じながら、国民から幅広くご意見を承っておられるのかなというふうに捉えておるところでございます。

以上であります。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 分かりました。

それで、今、車は安全運転サポート車ということで、結構安全、ブレーキで一人でとまりやすいようにとか、いろいろやって、その車に乗ると、それ専用の免許も交付するというような内容です。ただし、それでも実車試験、運転技能検査を受けなければならないということで、結果的には同じだというようなことでございます。

ちなみに、今、これは75歳以上なので、ちょっと土田課長にお聞きしたいんですけども、住民課のほうで5歳単位で人口の統計を取っていると思います。70歳から74歳、75歳から79歳、80から84、85から89の5歳別のトータルの男女の人数分かればお願いします。

○古澤議長 答弁は土田町民税務課長。

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 それでは、議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

11月1日現在の人数となりますけれども、70歳から74歳が男性294、女性267、計551になります。76から79まででありますけれども、男141、女165、計306。80から84は、男146、女183、計329。85から89歳につきましては、男135、女210、計345でありまして、トータルでは、1,531人で31%ほどとなっている状況でございます。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

それで、読売新聞のほうに、実車試験を実験的にやったところ、23%の方が不合格だったというような結果が出ています。今数字は挙げてもらいましたけれども、例えば、今現在で75歳から89歳のトータル人数が今報告がありましたけれども、980人です。この年代ですとお母さんが免許を持っていない、お父さんは持っている、例えばその人数の半分としても490人です。合格率が23%というとなると113人、これは不合格だ、免許が取れないと。5年後、先ほどの74から75、これを足して、最後の85から90を引いて計算すると1,186名です。この年代だとある程度免許、両方とも持っているというのは、例えば8割方持っているとしたら、これは私の仮定です、949人です。で、その23%不合格だとなった場合に、218人不合格です。こういう人はどういうふうにして暮らしていくんだというのがまず非常に問題だというふうに思うわけです。

読売新聞に載っているのは、運転免許の検査で不合格の場合は、原付免許はあるわけですから、バイクは乗ってもいいというような方向になるのではないかと。ただ、ここら辺でバイクだけ乗っていても、2人乗りもできないわけですし、冬も運転できない。となると、ま

ずは免許を更新できない人がかなり増えてくるというような現状が予想されますので、読売新聞は最後に結んでいるのが、公共交通の維持など行政の支援も欠かせないというようなことで結んで終わっています、結局は地方で何とかしてけると。やはり安全第一なので、けがしたり、けがさせたりするのはまずい。その結果、いろいろ不都合な方が出てきた場合は地方で何とかしろというふうに、国では言っていないかもしれないけれども、新聞ではそういうふうに結んでいます。

それで、ちょっと飯野課長にお聞きしたいんですけども、免許返納を今自主的にやっている方に対する町の補助があります。これはどういう補助でしょうか。ちょっとお願いします。

○古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

○飯野健康福祉課長 現在、町で行っております免許返納の関係でございますけれども、交通安全の観点からであります、運転免許の自主返納を行うことによりまして交通事故のリスクを回避していくというような目的で各自治体や事業所が実施しているものでありまして、本町の自主返納支援事業といたしましては、町の路線バスの回数券と、あとタクシー事業者のタクシー利用券というようなことで、両方合わせまして2万円分、片方ずつでも結構なんです、そちらのほうを自主返納してくださった方に対して支援をしていくというような制度、事業を行っておるところであります。

以上であります。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 補助をやっていると。ただ、これはもう、もらわないよりはもらって、すぐなくなってしまう金額です。タクシーを利用する場合に、遠いところであればすぐなくなってしまうような金額なわけです。ですから、根本的な対策にはならない。ましてや、今言ったように、国でそういうふうな免許制度の変更というか、変えた場合、もう変わるわけですね、来年の6月に施行したいと。ただし、令和2年の6月に決まったわけですが、猶予期間を置いての来年から6月ということなわけでしょうけれども、一番困るのは、都会のほうは公共交通、電車、地下鉄、バス、非常に便利がいいわけで、あんまり困る人はいない。地方に来れば来るほど非常に困ってしまうと。それこそ生きがいのあるまちで住むための手段がなくなってしまうということなわけです。

それで、規制はしても補助というのは国でもいろいろこう、何かそのための対策の費用とか何かというのはお示しがあるのかどうかですね。例えばこの前、新聞にも、高島でも自動

運転の実車試験をやっておりました。あとはいろいろ、自動運転の実験で同じ雪国の北海道でもやっています。これは北海道の大樹町ですかね。ほとんど西川町と、面積は大きいですね、人口は5,000何人、同じです。ここら辺でも実車試験をやっていると。自前でやっているのか、国からの補助があるのかどうか、ましてや今回はこういうふうに関で免許制度を変える場合に、それと並行した支援策とか、何かお示しがあるのかどうか、分からないんですが、お聞きしたいと思います。なければならないでいいです。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 75歳以上の方の免許返納について、国からの助成制度ということについては、私の認識としては、直接的な国からの財政的な支援というものはないというように記憶はしておるところであります。

ただ、議員ご指摘の自動運転サービスの全国的な実証実験については、国土交通省が平成29年からやっているということについては把握しております。ご指摘のとおり、県内では道の駅たかはたで平成29年から30年、道の駅たかはたを起点にした自動運転サービスの実証実験をやっていると。東北では、秋田の上小阿仁村、こちらのほうも民間事業者と連携した形で実証実験をやっているということでもあります。

ただ、いずれにしても、この実証実験をやるについては、国からの補助事業はあるものの、一定程度自治体からの費用負担もやって、かつ民間事業者との連携も必要であるということから、その辺のところ、本町のほうでもこういった実証実験があるという制度はあるということは認識しながらも、実際手を挙げるといふことまでには至っていなかったというようところが現状であります。

以上であります。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） ちょっと質問の仕方も大変突飛で申し訳ないんですが、やはり昨日の全協でも、デマンドタクシーを主体として、それは今まで免許を持っているような生活のスタイルまでにはできないんでしょうけれども、そういうふうなデマンドタクシーでなるべく問題を吸収していこうというような方向性だということでは認識しています。大変いろいろ考えているなというふうには思います。ただ、これだけ地方でこの免許制度が、どの程度の影響になるか分かりませんが、考えただけで未恐ろしい。

それで、ちょっと変な物の考え方をしますと、今ガソリン代が非常に高くなっています。原油が上がって170円ぐらいになっていますよね。この170円の内訳に対してはガソリン税が

入っているわけです。昔、道路特定財源というのがあって、道路を直していく、造っていく、維持していくための財源をガソリン税に上乗せをしている税金が入っています。ただし、2009年に、道路を造るよりもお金をもらうほうが多くなったものだから、特定財源はなくしてしまいました。ただし、それは一般財源として徴収していると。今現在だと上乗せが25.1円ですよ、175円に。それにまたプラス消費税がかかっている。

ということは、地方に来れば来るほどガソリンを使うわけですよ。例えば東京であればほとんど使わない。1世帯当たりガソリン使うのは、山形県だけで見ても1世帯で大体700リットルぐらい使う。東京では140リットルぐらいしか使わない。大体山形県は東京の4.5倍ぐらいガソリンを使っている。それだけ税金を払っていて、今度じゃ車をなくす、使えないように仕向ける。何かこう税金はいっぱい払っているんだけど、今度車を運転しないときにそういうふうなもので地方に還元をしてもらおうと、本来はこういう方向であってもいいのかなと思うんです。私の独りよがりの考えです。

でも不公平ですよ。一般財源化になっていて、いざというときに今度、地方でいっぱいお金を払っていて、それはどこかに使っているか分からない。それはやはりこういう車が使えないような地方には、そのお金で少しは還元して、今言ったように自動運転化をやるから試してみるとか、そういうのはやはり地方で、西川町だけでなく、非常に困ると思うんです、これから。やはりそれはアピールをしていかないと、変な物の例えです、ガソリン税、でも身近な問題ですよ。

だから、そこら辺は今後、地方が一生懸命合体して訴えていかないと、ただ単に、ああそうですか、免許取れないんですかでは、やはり困っていく高齢者の方が、もう我々もいずれはなるわけですので、もう何かの手を打っていかないとどんどん人数が減っていくというふうなことだと思います。

変な例えで大変申し訳ないんですが、そこら辺はみんな地方がいく、住み慣れるような仕組みをやはり訴えていくというようなことが大事なのかなというふうに思います。

それと、あと今度人口問題です。

いろいろやはり若い人が減っていくということで、人口減少に関してデータの取り方が一つあります。有配偶出生率というのがあります。要は19歳から40何歳までの女性の方です。有配偶ですから結婚した女性ですね、その方が子どもを産む割合です。それに1,000を掛けたものが数字として出てくるんですけども、これは減っていないんですよ。もう20年以上減っていない、実は。要するに結婚した人は子どもを産んでくれているんですね、ありが

たいことに。でも何で減ってくるのかということがあるわけです。

結婚したくないのかといった場合に、そうでもないんですよ。これは2017年の調査で、20歳代の女性で結婚したいという願望があるのは7割5分ぐらいいる。男性の方も6割以上の方が結婚したいと。30歳でも大して変わらない、したいと。でも結婚はできない、なぜかと。やはり給料というか、それは非常に上がっていないから、生活を考えると結婚ができないという方が非常に多いんだというような統計があります。

それで、なぜ結婚できないかといえば、やはり今言ったように給料が上がっていない。実際、1995年から比較すると、1世帯当たりの所得が大体1995年あたりは660万ぐらいあったんです。今現在だと550万ぐらいしかないんだと、減っているわけです。普通給料というのは上がらなきゃならないわけですけども、減っているというような状況です。いろいろ非正規の問題とかあって、雇用が安定しないと。それも、1995年というのは非常にいろいろ転換の時期で、財政危機宣言を出して、お金の使わない、緊縮財政に転換してきたのが今なわけ、それに伴って非正規雇用も増えてきたと。

要するに、自分のスキルをいろいろ持って、あっちこっちに、自分の能力を生かせる会社を転々としていたほうが非常に暮らしもいいんだし、自分の働きがいもあるんじゃないかというようなことでやった結果が非正規雇用を生んだ原因です。

私もサラリーマン時代、そういうふうな社員がいっぱいいて辞めていったと。ただし10年後、やはり駄目だったから、また雇ってくれないかと来る人が結構いましたけれども、何だ、会社を見捨てた人を今さら雇えないというようなことで、業界も国も非正規雇用の働き方を奨励した結果がやはり今現在、非常に非正規雇用の人数が多いということは、給料も上がらないというのがことが現状。ただ、そこをここで論じても何ともならないので、それは現状がそういうことです。

それで、荒木課長にちょっと聞きますけれども、西川町の給料ですね、この前、総合政策審議会の説明会があったときに、給料の形態の一覧表も出ていました。これ、西川町の給料というのはどういうふうな推移になっているのかちょっとお聞きします。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまのご質問ですが、給料という表現に当たるかどうかですけども、統計的には1人当たりの町民所得計算ということで県のほうで統計を取っているデータがあります。公表されている時点では、直近で平成30年度のデータが一番新しいわけですが、遡ることがあるもので手元にあるのが平成18年でございますので、そこからの推移で見ます

と平成18年、1人当たりの市町村民所得、西川町においては平成18年度、201万6,000円でありました。そして、リーマンショックが平成二十二、三年頃あったわけですが、一旦180万円台に落ち込んでおります。その後、回復基調が続きまして、平成30年には224万7,000円ということで、平成18年度に比べて23万円ほど所得が上がっているというような状況です。

ただ、県内における順位としては、平成18年では県下35市町村のうち22番目でありましたが、平成30年度では26番目ということで4つランクを落としているというような状況にあります。

以上であります。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 平成18年から比べると大体1割ぐらい上がっています、1人の所得がですね、西川町では。ただし、全国的に見れば、先ほど言った1995年から、今現在どうもがたっと下がっていると。ですから、今の30代の方に、給料上がるためにどうしたらいいんですかと聞いて聞くと、ええ給料って上がるんですかという答えが、うそのような本当の話があると言っている方もいます。それだけ給料が上がっていないということで、給料所得がなければやはり不安です。結婚して子どもをつくって育てようというふうな、やはりどうしてもそういう気になれないというようなことだと思います。

ただ、それは西川町で何とかしようたって、これも世の中の今の状況がそういうことなので論じてもしようがないわけですがけれども、それで、これ統計的に、私が決めたわけじゃないですけども、20から30歳の女性の方で、これを俗に子どもが産める一番適齢期だというような、10歳代でも40歳代でも子どもは産めますけれども、統計の取り方としてそういうふうな統計を取っているデータがあります。

20から39歳の若い女性の人口が5割以上減った都市というのは消滅可能都市だというような、非常に恐ろしいような言葉をつけて2014年に統計を取っているものがあります。5割以上減ると市町村が人口流出や少子化で存続できないおそれが出てくる、そういうものを消滅可能都市だというふうに言っております。

荒木課長にちょっとお聞きしたいんですけども、11月のときの政策審議会のときの資料で、2010年と2021年の人口形態、西川町、表がありました。2010年の10歳から19歳、あと20から29、30から39の女性の数と、2021年、今年の20から29、30から39の方の女性の人数、分かればお願いします。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 総合政策審議会、11月のときにお示しした数字で申し上げますと、和暦で申し上げますと平成22年、今から11年ほど前ですが、これが2001年に当たると思いますが、そのときの女性の20代、20から29歳の方、254人であります。30歳から39歳、女性255人です。一方、令和3年、本年4月1日現在では20代の方が156人、30代の方が161人というような数字になっております。

以上であります。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 今、西川町の年代別の女性の人数をちょっとお聞きしましたけれども、これ全国的な女性の数を見ますと、ちょっとこれ、2019年ぐらいのデータですけれども、40歳から59歳の女性の方というのは1,700万人ぐらい、20から39が1,300万人いると。今言ったように、女性が子どもを産める非常にいい年代、20から39歳、20年前は1,700万人ですけれども、今現在は1,300万人ですから400万人減っている。さらに、ゼロ歳から19歳、これは1,000万人です。例えば逆に言えば、あと20年後はまた300万人減るといような、数字をただ見ればですね、これは日本全国、全体で見てもです。

今、荒木課長から報告というか答弁ありましたけれども、西川町の場合は、出ていく人もいますし、一概には言えないわけですが、ゼロ歳から19歳が296人ですよね。20から39が317人で40から59が 人。こういうふうにして見ていくと、もう10年前から比べると消滅可能都市に該当するあれが30何%も下降で10年で減っているわけですね。

これは、統計を取っているのは30年で半分以下になると消滅するだろうというようなことが5割、50%ですから、もうそこに迫っていると。西川町の場合の統計を、全国で出しているやつ、61%の確率で半分以下になるだろうというふうに言われています。ですから、これは男性も含めて、20歳から39歳、女性もですけども、含めてこちら辺の方をいかに西川町にとどめておくかということだと思ふんですね。

やはりゼロから19歳というのはあと10年たてば高校卒業して出ていく方も結構いられるわけですね。それはしょうがない。でも、出ていったら戻ってくるような仕組みをやはり考えていかないとまずいだろうというふうに、数字的な基を見ると、だんだん問題点というか解決策が少し見えてくるのかな、対策の打ちようがあるのかなということで今日、今回は対策まではいかないんですけども、数字的に調べてお示しをして、そういうものをある程度材料にして、今後、老人でもそうですし、子どもでもそう、若い人でもそうですし、それをデータ化して対策を立てていく材料になればなということで、今回ちょっとあまりいい話じ

やないんでしょうけれども、そういう意味でちょっと今日、数字的な遊びをさせてもらったということです。

それで、今までも子どもの支援とか、いろいろ町でやっています。非常にお金をかけてやっています。ただし、今言ったように、子どもができなければその支援も生きてこない。その原因はいろいろあるというのは今までのる申し上げたところです。

これから町でやれるものに関して、ここが本題じゃないんですが、話の流れとして、私の地元に睦合公園があります。通ると、子どもと親御さんが一緒に遊んだり、まったりしている光景をやはり見かけます。来年から7次総合の計画に入るということは、睦合区で睦合公園の整備をお願いするというのは6次総合に盛り込まれています。ということは、やはり10年前からそういう構想も区で練って、そして町に要望を出しているということですから、もう10年前から睦合公園の構想を練っているということです。結構大きな当初の計画で、お金もかかるということでここまで来ているわけですけども、私も議員になってから3回ほど睦合公園の整備というものを質問させてもらっています。

去年も質問したときにも、今度都市公園になると。もう都市公園になっているわけですね、2万2,000平米ですか。今度来年からは正式に追加になって4万8,000平米ほどになると。例えば1,000平米当たり、ほかに何ぼ来るか分かりませんよ、3万来れば百四、五十万の交付金が入ってくるといった場合に、とにかく最初の整備に対する初期投資は何とかお願いしたいと。で、維持管理はその交付金である程度賄えるんじゃないかということで、それを基に話したところ、まだはっきり分からない以上は答弁できないというようなことで町長の答弁があったわけですけども、あそこはいろいろ、見てみますとやはりあそこを子どもの遊び場、子ども、親御さん、孫とじいちゃん、ばあちゃん、子ども同士の交流、親同士の交流、公園の整備を伴ってそういうものをできないのかなというようにやはり常々思っています。

そこら辺も、この子どもの人口減少絡めて、睦合公園の方向性をそこら辺に持っていけないのかどうか、町長の答弁をちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 大変佐藤議員の人口問題に対しての持論をお聞きしまして、大変ありがとうございます。

私も、持論ではないんですが、税制の問題、ガソリン税の関係もありましたんですが、税制面からも、この要するに過疎地もそうですが、あと積雪地に対する優遇措置もあっていいのではないかとということで、実は先月、ある団体が参りまして、いろいろなまちづくりやら、

職員の給与問題なども含めて要請があったわけでありますが、そういったことも大事なんですが、西川町は雪国で、雪があつて不便だというようなことで人口が減ると。西川町だけではない、全国の過疎地のほとんどがそういった事例だというようなことで、できれば地方交付税にあるような、積雪補正、寒冷補正というような、そういったものを税制に取り入れる、そういった運動もして欲しいなどと言っておったわけですが、そんな話を土田課長に話したら、固定資産税には若干あるんだそうです、積雪、寒冷のものが。そういったことがある、私もちょっと全然分からなくてそんなことを言ったわけでありますが、そういったことも全体的に、今の雪国の不便さ、そういったものをどういうふうに、ただ雪が降って大変だというだけじゃなくて、こちらから提案する、そういったものをこれからすべきだなと思っております。

さて、睦合公園であります、睦合公園につきましては前々からなかなか1地区で維持管理も大変だというようなこともあつて、管理しやすいような、そういった公園にしてほしいというようなことで、睦合区自体で、芸工大の生徒さんと一緒になって、平面設計やら、これからの維持管理等も含めて提案をいただいたわけでありますが、なかなかそこまで、当時は財政的な面も含めてであります、あとは西川町にいろいろな児童公園もあつたわけでありまして、そういったものとの関連性もあつて、どこにどういった配置をすべきかというようなこともあつて、これまでも引き続きやってきたわけでありますが、担当課のほうには、まず親子で簡単なキャッチボールできるような、そしてできれば雨をしのげる一つの施設があつて、そこでコーヒーでも飲みながら子育てのいろいろな情報交換ができるような、そういったものも含めてというような要望があつたわけでありまして。

そういった意味で、まずその、今回整備します海味の住宅団地の一角でできないかというようなことで担当課のほうに指示したんでありますが、なかなかその面積やら、それから法的なもの、要するに都市計画ですか、そういったものも含めて簡単にはいかないというようなことであつたわけでありまして、それぞれの地区に児童遊園がありますんで、今、児童遊園はもう既に必要でないというようなことで廃止したいという地区もありまして、そういったものも含めて整理して、さらには今から地元負担、要するに地元負担というのはお金だけではなくて、その労力負担等も含めて、高齢化になっておりますんで、なかなか公園の管理、水路管理、そういったものも含めて地元負担を押しつけるのはこれはなかなか大変だということで、そういったものも含めて、できれば町で維持管理できるような公園というようなことを今建設課のほう、政策推進のほうに指示しておりまして、なるべく早めに、特に

睦合公園をどうするかも含めて今検討させておりますので、その辺の経過については、これまで経過やら、これからの方向性について、特にこれまでもそうですが、これまでの議論につきましてはワーキンググループなどもつくったわけではありますが、なかなか町民の皆さんの意見、要するにさっきありましたように、若い40代、要するに子育て世代の意見をいただく場所が設定できなかったことは私も認めまして、今回はぜひともその一般の町民の皆さんの若い世代の子育て世代も含めて議論をしてほしいというようなことで今指示しておりますので、できる限り早く結論を得たいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） はっきり言えないんでしょうけれども、私自身は非常に今日の晩酌がおいしく頂けるような答弁だったのかなというふうに思うんですが、子育てをひっくるめて、やはりじいちゃん、ばあちゃん、子ども、孫、親世代一緒の交流、それをひっくるめて、さっきも言ったように、都市公園でしょうから建設課がまとめていくのかどうか分かりませんが、ぜひ実のある報告がもう一回聞けるようによろしくお願ひしたいというふうに思います。

時間がちょっとあれなんですけれども、老人問題も、子どもの世帯も、人口問題も、若い人の人口問題もそうですけれども、茨城県の境町で、やはりこれ、電気自動車11人乗りぐらいのバスを、タブレットと、モニターと操作するやつだけでずっと走っている実験をやっています。全部で5億ぐらいかかるそうです、5年間でね。1年に1億かかる。これは議会も承認してやっておると。今度は臨時交付金なんかも含めて、半分ほど補助をもらってやっておる。非常に好評だと。

町長は若い町長なんだそうですけれども、この電気自動車のバスを目指しているのは、境町にずっと住み続けてもいいんだと、安心して住み、行政もそういうふうにして考えてやっていく、その一助のために一つの方策としてこのバスをやっているんだと。町民も、ああ町でそのぐらい考えてやってくれているんだ、我々も安心して今後町に住めるなというような考えを町民に持ってもらうためにやっているんだと。町民もそれに、ああなるほどなというふうに応えているというようなことが載ってました。非常にいい例だというふうに思います。

やはり高校卒業して大学へ行っても、就職しても、町外へ出ていっても、いずれはこっちへ戻ってきたいというふうに思ってもらえる、そういう魅力のある町でないとはやはりかえってこの人が増えない。そのためにはやはりある程度のインフラ整備もやって、ある程度、毎

年、毎年町の中が変わっていくような、やはりそうやっていかないと、若い人たちを引きつける、高齢者の方が安心して住める、将来住むのに不安を感じないというような施策が大切かなというふうに思います。

相変わらず私の時間の配分が下手で時間がなくなってきましたけれども、最後の質問ですけれども、インフラ整備について、質問2です。

もう文章は読みませんが、町の考えをお願いしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 まだ13分ありますので、今後のインフラ整備についてであります。地域社会を支えるインフラとしましては、前回の第3回定例会でも申し上げましたとおり、具体的には道路や橋梁、学校や病院、公営住宅、水道などの公的な社会資本の整備のほか、産業振興に関する資本整備などが挙げられますが、これらの資本整備に対しては、第6次西川町総合計画後期基本計画や、西川町過疎地域持続的発展計画に今後5年間の基本的な方針を示しているところであります。

この中でも重要とされる社会資本としましては、ライフラインと呼ばれる生活基盤として必要な基幹生活道路や上下水道、消防施設であると認識しております。これらの社会資本についての更新、特に上水道については、昭和45年度に広域簡易水道として開始しまして、今後の整備につきましては、町道も含めてであります。維持管理、長寿命化をいかに行っていくかが重要になってくると捉えております。

次に、日常生活の関係であります。学校教育関連施設、集会施設、体育施設などありますが、これらにつきましては老朽化が進んでいる施設、設備もあることから、今後の整備につきましては対象施設ごとに具体的な計画を策定してまいりたいと考えております。

産業振興の関係では、今回、全域向けにご説明申し上げましたので、農業支援もそうですが、観光振興、また志津会館の整備、これらも今後改めて地元とご相談申し上げながらありますが、それらの観光に向けての施設の整備も含めて考えたいと思っております。

それで、今後、第7次総合計画を策定していく上で必要とされる計画に織り込まれていきます施設整備につきましては、その必要性や投資効果を十分精査しながら整備していく必要があると考えております。

最後に、第3回の定例会で申し上げましたとおり、町が整備していく社会資本については、国土強靱化の観点から計画的な対応を図っていく必要があると捉えております。

特に、これまで申し上げましたとおり、インフラ整備につきましては相当、過疎債活用等

も含めてしてまいりましたんですが、やはりちょうど今、過疎債、過疎計画が策定されたのが昭和40年代、まさに50年を経過しておるわけでありまして、その当時に整備された施設の維持管理、長期化、こういったものについての対応が今後の大きな視点だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 9月にも質問したときに、国土強靱化計画を今年度中に作成をして進めていくというような町長の答弁、今もありましたけれども、ありました。いろいろ、まだ3月までに間がありますので計画やっているんでしょうけれども、その詳細はちょっとお聞きしません。

ただ、私、気になったのは、国で出している防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策なんですよ。3年で15兆円をやって、そのために各市町村で計画を立てて出しなさい、15兆円使いましょうというような必要な計画です。ただし、これ計画ではないんですね、対策なんです。中身を見ていくとやはり項目しか挙がっていない。普通、計画というと、こういうものをいつまで、どのぐらいのお金をかけてどこにというようなのが計画です。これは対策です。同じだというんですけれども普通はね。違うわけですね。対策があって、計画を立てて初めて実行される。なので、非常に危うい。私の感想ですよ。皆さん法律いろいろあれなので、いや同じだということのかどうか分かりませんよ。非常にこれは、よっぽど気をつけて計画をつくる場合に、そして国にも確認していかないと、対策ですから、計画ではないので、単年度予算で縛られてくるということになるわけですので、そこら辺は十分に、心配ないんでしょうけれども、対策と計画との違いきちんとただして、やはり町として対応していただきたいというのが一つ私の心配ごとです。心配にあらざれば一番いいんでしょうけれども、そこをちょっと言わせていただきたいというふうに思います。

インフラ整備です。先ほども言いましたけれども、やはり今までのやつの整備ももちろん大切です。直して使っている。やはり新鮮味があるには何か毎年少しずつ町が変わっていかないと、箱物枠ではなくて、箱物もそうでしょうけれども、何かこう、ああっというような、毎年少しずつ変わっていかないと、先ほど言ったように魅力がない。

町長も今回の文化祭に書を出していましたが、夢ですよ。夢というのは、できないのが夢ではなくて、やはり私が思うのは夢というのは目標だと思うんですよ。いろいろ目標を立てて、それを達成したらまだ別な目標を立てればいいわけで、誰かが言っていたけれども、夢の絶えない人生をと結婚式の祝辞に書いた方もいます。その方はそういうふう

に言っていましたね。ですから、町長も夢だから、いろいろなことを考えてやってくれているんだなというふうに私はあの書を見て感じましたけれども、いろいろ時間がないのであまり言いません。

一つだけ、昨日も言いましたけれども、西川町の医療介護体制で病院と保健センター、あとケアハイツですかね、渡り廊下でつながっている。昨日も言いましたけれども、全国にほとんど例がない施設、行政と医療、介護がつながっている。非常に自慢していい設備だと思うんですね。

あるところ、オランダに認知症専門の建物を造った。平米、大きさは大体1.5ヘクタールぐらいある。今回のみどり団地の設置が5,000平米ぐらいですから、大体3倍になります。そこには建物と映画館、喫茶店……

○古澤議長 佐藤議員、1分。

○2番（佐藤 仁議員） はい。というのがある。そこで100人以上暮らすという。だと認知症が収まるんだそうです。私もこの設備を見たときに、そういうふうなというのを一旦考えました。いろいろ考えていくと楽しいですよ。ですから、そういうふうなこともいろいろ、これは非現実的なのかもしれません、西川町ではね。でも、そういうものをいろいろ考えて、町の方にお示しして、ああいろいろ町でも考えているんだなというようなことで、逆に希望が出る、それこそ夢が持てるのかなというふうに思います。

最後にちょっと、今議長からあと1分ということだったので、3年ぐらい前、私が議員になる前です、山形新聞のコラムに出てあったんですが、40代の男性にインタビューをして、あなたは何で地元に戻ってきたんですかと聞いたときに、その方は、親が元気だから戻ってきたんだ、親が元気でなければ戻ってこない。ましてや子ども、親にとってはもう孫ですね、連れてなんか戻ってこないんだと。やはり具合が悪ければ来て、亡くなってしまえば葬式出してまた戻ってしまうと。とにかく、年配の方は元気でいてもらわないと若い人なんか戻ってこないんだというように新聞紙に出ていました。それは以上に印象深い。

ですから、とにかく西川町も80歳現役で、先ほどの運転免許もそうですけれども、やはり安心して暮らせるようなものを常にお示しをして、町民を引っ張っていただきたいというようなことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○古澤議長 以上で、2番、佐藤仁議員の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 菅野邦比克 議員

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

[4番 菅野邦比克議員 質問席へ移動]

○4番（菅野邦比克議員） 4番、菅野邦比克です。今日は2件の項目について質問させていただきます。よろしくお願いします。

最初に、志津会館、現在地での建設中止についてというふうなことで取り上げたいと思います。

現在、志津会館の建設工事はストップしています。現在は中止になりましたんですけども、全員協議会において10月21日、現状説明があって、11月10日に現在地での建設を中止する提案がありました。崖で軟弱地盤であり、また今後、材料代の高騰による工事費の増加など考えられる中、賢明な判断だったと思います。10月26日にそういうことを踏まえて建設常任委員会でも建設現場を視察してきました。それを踏まえて質問します。

質問1。崖で火山灰の軟弱地盤であり、背後に大きな排水路があります。どう見ても建設地として適地な場所とは思われませんでした。なぜその場所にこだわったのか、地盤調査をしっかりとったのか、質問します。

○古澤議長 答弁は小川町長。

[町長 小川一博君 登壇]

○小川町長 菅野議員の志津会館の建設場所について等のご質問であります。志津会館の建設場所の選定につきましては、平成27年に地元本道寺地区会及び志津町内会の皆さんを中心とした月山志津地区拠点施設等検討委員会を設置し、公衆トイレの代替機能の課題解決と老朽化した志津会館の対応について検討を重ね、平成28年に同じ場所へ建替えと、現状におい

て必要な機能を持つ施設を町に要望することを決定されました。

建設場所を同じ場所とする理由は、屋根の雪は自然落下方式が可能で、傾斜地であるため落下した雪の排雪が不要であり、県道から玄関までの距離が近く、日常の除雪が容易であること、志津温泉の入り口に当たり、観光案内を行うにも立地条件がよく、志津駐車場にも近いこと、シャトルバス等で月山に向かう観光客のバス停留所や待合所にもよいとの結論が出たことから、平成28年11月に町長宛てに建設に係る要望書が提出されました。

町では、志津会館は、公衆トイレやバス待合所、観光案内機能を持ち合わせた施設となるものの、部分的に集会施設として地元の皆さんが使用することになるので、地元の意向を尊重し、同じ場所に建て替えることを決定したところであります。

地盤調査につきましては、令和2年4月7日に設計監理業務委託を発注しまして、この業務委託の中に地盤調査の経費を計上し実施、地盤調査の結果に基づいて設計を行っております。

地盤調査は、志津会館が建っていたため、建物の周囲3か所で機械ボーリングにより行いましたが、設計業者立会いの下に地盤調査は適切に行われたと認識しております。

志津会館の解体後、基礎工事の掘削に当たって県道を保護する矢板を設置するためレールを打ったところ、設計の際に調査した支持地盤の深度に達しても抵抗が強くならなかったことから、確認のため基礎設置場所のボーリング調査を改めて行いましたが、その結果、建物基礎を設置する場所の下がすり鉢状態に火山灰質粘土層が深くなっており、支持層が深くなったことで県道を保護する工事が困難となったため、柱状改良による地盤改良工事を断念し、工事の中止を判断したものでありますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 議会としても、志津会館の建設については誰も反対はしておりません。志津地区に公民館なのか、志津会館なのか、まだちょっとどっちだか分からないという状況ですけれども、志津の方々も、会館の建設をしていただいて、楽しみに待っていた長年の懸案だったと思いますけれども、その進めるに当たってのいろいろな経緯を見るとこれはどうなのかなというふうな気がしておりますので、内容についてもう一回チェックさせていただきます。

この志津会館については、先ほど町長から話あったとおり、平成27年9月に検討委員会を設置したというようなことで、その後、地盤調査というのはほとんどしていなくて、30年度もいわゆる志津地区に温泉が枯渇しそうだというようなことから、30年度の地盤調査は先送

りになっているわけですよ。令和元年度も地盤調査はしていないというようなことです。

令和2年度の予算が7,200万で、あと管理委託料含めて8,000万の事業というふうなことで令和2年度の予算に提案あったわけですけども、やっと我々は予算化になったなど、長い間いろいろなご苦労あったと思うんですけども、よかったというふうなことがあって、議会も全員で賛成しているところであります。

その中で、その予算が通った後、去年の令和2年7月9日に全員協議会があって、くいが13メートルぐらい入っていくと。したがって、このままでは工事ができないので、予算が2,000万ぐらい上乗せになるというような説明があって、そのとき私が、元年度に地盤調査やったんですかと、ずっとそれ以降機会あるごとに聞いていたわけですけども、要は元年度に地盤調査をしないで予算化したのではないかと再三申し上げてきたわけですけども、今年10月21日の全員協議会で、7,200万当初予算が3年度の予算では9,200万になって、今年10月21日の全員協議会では1億5,000万になると。

その後、来年4月になるともっと材料代が上がるので、もっとかかるよというふうなことがあって、それはおかしいんでねえのと、今度決算書ありますけれども、決算書見たら元年度に調査費用は出ていないというふうに10月21日に申し上げました。

そのときも元年度の調査はしなかったんじゃないですかという話をしたんですけども、返事がなくて、11月10日、全員協議会の席上でもう一回中止するというふうに提案がありましたので、元年度の調査をしなかったんでしょうと再度聞きました。やっと元年度の地盤調査はしなかったと、公式の面前で答弁があったわけです。

私、去年7月9日にその説明があってから、この元年度に調査していなかったという回答を得るまで1年4か月もかかっているんですよ。町長、これどう思いますか。説明お願いします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 予算の編成過程とその調査の関係であります。私としては適切に行われたというようなことで理解しております。ボーリングにつきましては設計の中に含まれているというような理解でおったわけではありますが、そのようなことでこれまで進んできたという理解しておりますので、よろしく申し上げます。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） この辺は、したんですかと、こう聞いたときに、各課長に、前の課長ですけども、聞けば、した、しないなんてすぐ分かるわけですよ。ですから、やは

りそういうものについては、いろいろなことがあってもすぐ答えられる案件だと思いますので、何で1年4か月もかかるのかなと、実に不思議で私はずっと思っていたんです。中止を決めた途端にそういう回答を得たということについては、結論をもらったといううれしさと、何でここまでかかるんだという苦々しさと両方あるわけですね。

ですから、結果的に地盤調査していないために、令和2年度の予算に7,200万盛ったというふうになっておりますので、地盤も調べないで建物の工事費なんてできるんですかと話しましたよね、分かっていると思いますけれども。だから、建設する場合は、まず地盤調査からでしょうと何回も申し上げたんですけれども、その返事はなかった。

この7,200万というのは、令和2年9月の定例議会で一旦取り下げしますというようなことで取り下げたわけですが、7,200万はね。令和3年度の予算に盛り直しますよ、志津の地区の方と場所についてはもう一度協議しますというようなことだったんですけれども、令和3年度の予算に上がってきたのは約9,200万ですね。要は2年度の予算に2,000万上乘せになっただけです。

ところが、令和2年度の地盤調査というのはしていないんでしょう。このまま予算に盛ったんじゃないですか。どうなんですか。答えられる方が答えて。課長、分かりますか。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 ただいまの質問にお答えいたします。

志津会館につきましては、令和2年度に設計監理業務委託を発注しております。その中で、その設計の中にボーリング調査の費用も含めて発注をかけたわけです。その中にはボーリング調査と設計と、あと建物を令和2年度に建てる予定でしたので、そこには監理業務のほうも合わせてのものになりますが、発注があったわけでありませぬ。

その前の令和元年度にボーリング調査をしたかどうかというようなお話でございますけれども、令和元年度にボーリング調査はしておりませぬ。ボーリング調査はしておりませぬですが、その設計に令和2年度と一緒に発注したというふうなことでございます。よろしく申し上げます。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） ボーリング調査を依頼して、結果が上がってくるまでに何日ぐらいかかるんですか。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 ボーリング調査につきましては、解析などを含むものというふうなこと

であれば一月はかからないでは出てくると思います。状況だけで見れば、その調査していただいたときに大体どのぐらいかなという、N値がどのぐらいというのは分かりますが、解析を含めると一月ぐらいだと思います。

以上です。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 一月ぐらいはかかりますという今答弁でしたけれども、この前の説明の資料を見ると、令和3年の定例議会で9,200万の予算あったわけですけれども、令和2年4月7日に監理業務委託を結んだと、4月7日ですね。ここに設計会社と受託契約をしたというような、770万ということですが、ここに、地質調査の結果、基礎部分に関わる費用の増大と工期の長期化が判明し、降雪時期を考慮した場合、年度内の完成は困難であると判断したと、こう書かれているんですね。4月7日にこんな判断できるんですか。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 4月7日に判断というふうなことでありますが、4月7日には発注をかけておりますので、その結果、ボーリング調査をした結果を見て、当初の2年度の予算に上げておりました建築費、これにつきましては、元の志津会館の地盤、会館が今まで建っているわけですので、その想定で工事費のほうを上げていたものでありますから、その工事について、想定していた地盤とやはりその結果が違うということで、その土壌改良を一部しながらというふうになったものですから、その設計が終わる段階で当年度、2年度の建築につきましては、降雪期前、志津会館建築につきまして降雪前に外側を囲う、屋根をかけるというところは終わらないという判断から、次の年に延ばさせていただいたところであります。

以上です。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 想定してこういうふうなので上がるだろうというようなことでやったということですが、私これ見たとき、予算執行は4月1日からですので、4月7日現在でもう地質調査の結果ということがありまして、だから決算書を見たけれども、決算書には載っていないので、2年度については監理費用の中から出ている600何万の決算ですけれども、その中に2年度分が含まれているんだろうとは思いますが、1週間で結果が出るというのは、この元年度に何かから出したのかなという、実に疑うわけですよ。金も出ていないんだけど結果が出ているというようなことで、だからこの辺の説明はちょっと合わないし、何やっているのかなという気がするわけですね。地質調査、これをした月日という

のは分かるんですか。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 以前に出させていただいた経過の中で、4月7日、令和2年度志津会館整備工事設計監理業務委託発注・契約というもののの中に、米印で、地質調査の結果、基礎部分に係る費用の増大と工期の長期化が判明し、降雪期を考慮した場合は年度内完成は困難であると判断というのは、これはここで判断したというのではないんですが、ちょっと書き方が悪かったかなと思っております。

志津会館の改築工事につきましては、その地質調査した会社からは5月付けで調査結果を出していただいておりますので、ここで判断したわけではないというふうなことでご理解をお願いしたいと思います。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） そうすると、この書き方が悪かったと、こういうことなんですか。

〔「はい、すみません」と呼ぶ者あり〕

○4番（菅野邦比克議員） そうすると、5月に結果が出てきたというようなことがあると、7月9日に全員協議会でその支持地盤が13メートルぐらい行くというようなことを説明があったわけですが、2か月ぐらいかかっているわけですね。そんなに大事なことを、今の課長に言ってもしょうがないんでしょうけれども、2か月もかかって、そのときはこの資料というのは全くないわけで、何が何だか分からなかったけれども、支持地盤が13メートル行くんで2,000万もかかるんだよということで、ただ我々としては、当初の7,200万の予算に、ああそんなに地盤が悪くて2,000万もかかるんだ、増額するんだということであれば仕方ないかなと思っておったんですけれども、だんだん不思議なことに、今度志津地区に話してとか、取り下げするとか、ずっとそういうふうにならしておいて、さっきも言ったとおり、9月の定例会で取下げした。何か釈然としないよね、進め方がよ。

私としては、こういう金のかかることについては、やはり何千万、何億と飛び上がるような金で進めることはちゃんと地盤調査をきちっとしてもらいたいと何回も話したんですけれども、適切な回答というのはなくて、うやむやにされてきたわけですが、余計な金はやはりかけてほしくないわけですよ、無駄な金。結果的に3,000万以上ですか、今回、一般会計から出るというようなことですが、町民の税金を使うわけですよ。

このこういう経緯に至った責任の所在というのはどうなるんですかね。地盤調査会社が

よく調べなかったから悪いんだというのか、設計会社が頼まなかったから悪いんだ、町のほうでそこまでしてくれと言わなかったから悪いんだ、誰が責任を負うんですか。3,000万、普通の民間会社だったら、もう3,000万の損失あったら処分ですよ、完全処分です。小さい会社だったら、もう3,000万穴空いたといったら倒産ですよ。この責任の所在と、処分なんて言って悪いですけども、これどうなるんですか、町長、教えてください。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 責任の所在ということではありますが、先ほど来申し上げていますように、事務の進め方等々につきましては適切に行ってきたと判断しておりまして、誰が責任を持つかということではありますが、これは町の発注でありますので、町が責任を持たざるを得ないというわけではありますが、ただ、何回も申し上げますが、発注の仕方、こういったものについては、ただその地盤の調査の結果、こういった結果になったということでありまして、ただ私どもは、ここになぜこだわったのかというふうなご質問もあつたわけではありますが、これは前々から申し上げていますように、志津地区の皆さんの合意の下に進めるというようなことで進めておりまして、やっとなら27年からですか、地元で協議なされて、地元で一つの結論を得て、そして町の依頼もあつて、さらにあの建物についてはもう議員もご承知のように、床にボールを置きますところころと転がっていくような傾いた建物でありまして、解体せざるを得なかったというようなことも含めて、そういったものも含めて総合的に判断したわけでありませう。

そのようなことでもありますので、地元の意向も含めて行ったということでありまして、ただ、先ほど何回も申し上げましたが、事務的には適切に行ってきたと認識しております。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 地元との協議といいますが、打合せ、ずっと何年もやってきたんでしょけれども、いわゆる場所の選定をどこにするかというふうな議論をずっとやってきたというふうに解釈していますけれども、場所の選定と並行して、地盤はどうなんだということを二、三か所選定して、町のほうではですよ、そこを地盤調査をして、ここは建てられない、ここは金がかかり過ぎる、ここは大丈夫というふうなものを取っておいて、そして選定の話をしていかないと、建物を建てる場所だけをやってきたから、結果的にこういうことが起こるわけです。今町長は適切にやっておったと思っておりますと言うけれども、やっていなかったのよね、結果的には。

だから、志津会館についてはもう何年と話し合いをしているわけでしょうから、町長も感覚

的にはいろいろな方からの意見とか、場所がどうなのかというふうなことについてはいろいろ議論なされたとは思いますが、適切にやっていたという答弁だけなんです。適切にはやっていなかったからこういう問題が発生しているんですよ。

だから、なぜ、地盤調査なんて、ずっと何か所かやっていてここ駄目だというようなものがあれば、今のところぬかって分からないとか、地盤が柔らかくて分からない、あるいは地滑りだというのがあれば一般的には無理だなと。建設常任委員会でもいったときに、町長は10月21日のときに、議員のみんなもやめたらいいんじゃないかというのがほとんどだったんですけれども、町長はやりたいと申しましたね、やりたいと。1億5,000万以上かかってもやりたいと。その後、我々見に行ったわけですよ。でも、駄目だなというのはもうみんな同じ意見で、もっと別なところでやっておけばよかったのではないかなというふうなことはやはりみんな分かるわけです。だから、なぜこだわったんだと私聞いたら、そこでなくて、やはり町が金出すわけですから、もっと説得力ある対応をやはりしてこないと、結果としてこういうふうな志津地区の方に逆に迷惑がかかったということなんです。これは後でまた聞きますけれども。

そういうことですので、これからはいろいろな施設、建っていくと思います。基本的なことは基本的にやっていけば、私も何もそんなことまで突っ込む必要はないわけなんですけれども、何かこう中抜きあって、言葉は悪いですけども、適当にやってきたのかなというふうな、言葉は悪いですよ、うまく通ればうまく通るというふうな、でもそういうことでは、結果的に、場所が場所だけにあんな崖に何で建てるんだというふうなこともあったわけで、これからいろいろな建物を建てる場合、ぜひ基本的なことをきちっとやっていただいて、余計な金はかからない形で進めていただきたいというふうなことです。

これは1番目については、後でまた関連で出てきたらよろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、2番目に行きます。

費用面から質問します。

当初は7,200万、令和3年度予算で9,200万、10月21日の全員協議会の資料では1億5,000万、来年度の予算では材料代や工事費の高騰がさらに上乗せされる。この場所に建設すれば、今後さらに費用が増え続けることが当初から予想されました。別の場所であればもっと費用を抑えて安全な工事ができると考えていました。費用は際限なく増えても仕方がないんですか、と考えていたのかどうか質問します。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 志津会館の建設費用についてであります。志津会館の建設費用につきましては、令和2年度の当初予算に地盤調査を含めた実施設計監理費と建設費を計上したところであります。

建設場所は、志津会館が建っている場所であり、その想定の下に概算の建設費を計上したところであります。地盤調査の結果、想定より支持層が深いところがあり、地盤改良に費用を要するため、辺地計画を8,000万から1億円に変更したところであります。

そして、先ほど申し上げました地盤調査の再調査により、地盤改良にさらに費用を要することが判明したことから、今年10月21日に開催された議会全員協議会で説明を申し上げたところであります。総事業費は約1億5,000万となりますが、辺地債事業債を使った起債事業としてしておりますので元利償還金の8割が普通交付税措置されることから、町の実質支出は3,000万となりましたが、一方、工事を打ち切った場合は辺地事業対策債が使えないことから町の支出額は2,800万となり、町の負担としての差額は約200万であると。

さらに、建設場所につきましても、これまで協議していただいた経過もあり、工事継続というような判断をしたわけではありますが、でき得ればあの場所に建設をしたいというようなことであったわけではありますが、これは先ほど来申し上げましたように、建設場所が志津地区の総意での場所だと。

前々から申し上げていますが、志津地区と申しますのは、志津の民地の非常に狭い、あとは国有林でなかなか建設場所に向かないということもあって、空き地等も少ない。さらに全体が地滑り地帯であるというようなことも踏まえて、今まで建っていた場所であれば十分だというような判断で、地区会でも、要するに地域の人も判断していたと思われませんが、ただ今回の事業につきましては、ああいった事業計画でありますので、いろいろな風評もとびましてありますが、そういったことで早めの判断をすべきだというようなことでしたわけありますので、よろしく申し上げます。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 当初の予算が7,200万で、10月21日の全員協議会では1億5,000万と。普通、こんなに跳ね上がる建設工事なんてないですよ、倍以上になるなんていうことは。ですから、その辺を考えただけでも、公民館であれば、1億5,000万の公民館あったら大宮殿建ちますよね。そこを考えたって、よそとのバランスもあるだろうし、そんなにかける必要があるんだろうかというふうなものは当然出てきているわけです。あと、全額町で持つんであれば、うちのところもというような話も一部あったりして、非常にまずい結果だな

というふうに思っていました。

21日、やりたいというふうに町長は、最後に、議員の方はもうみんなほとんどやめたらいいんじゃないかなというようなことだったんですけれども、やりたいということは何ぼぐらいまで許容範囲と考えていた、2億円ぐらいまでだったらいいというような話だったんですか。1億5,000万では上がらないとここにもう明言しているわけで、材料代も上がるというようなことを分かっている中で、何ぼぐらいなら許容範囲だと。これ、公民館として、志津会館だ、公民館だって、両方使い分けていろいろ答弁されますけれども、最終的にはどちらなんですか。それも含めてお答えいただければ。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 限度額は幾らなんだということではありますが、あの全員協議会の中では、地盤、柱状改良とか、それからいろいろな改良方法があるというようなことで設計者のほうから提案をいただいたわけでありまして、その中であるのであれば、柱状改良といえますか、地盤改良が、この方法が一番だというような提案を受けましたんですが、ただ、そういった方向でやりたいと、できるならやりたいということでありまして、あの時点では、まず議会の皆さんに生の数字を出して、1億5,000万なら1億5,000万という数字を出して、そして皆さんの意見を聞いて判断をします。

ただ、あの時点でそれを予算に盛り込むというようなことでの提案ではありませんで、そういった意味で1億5,000万か2億かというようなことではありますが、必ずしも辺地債だから限度はどこまででもいいというわけではありませんので、議員がおっしゃるようにほかの地区とのバランスもありますんで、そういった面で判断するということでもありますんで、その辺は、私の言い方も悪かったかもしれませんが、誤解しないように、それからこれまで担当のほうにも申し上げておりますが、まず出てきた生の数字は早めに議会に提示して、そして議員の皆さんの意見を聞きながら進めようというようなことでの進め方をしてきたわけがありますんで、ああいった臨時の全員協議会が何回も開催されたということでもありますので、その辺は理解していただきたいと思います。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 金額についてはそういうふうな意味合いだというようなことは分かりますけれども、あのときの勢いだと1億5,000万以上でもやりたいと、こういうふうなカンシキはみんな持ったと思うんですよ。なぜ町長だけが1億5,000万を超えてやるんだ、議員の人はもうあそこではやめたほうがいいという話だったんだけど、そういう勢いだ

ったから、先ほど申し上げたとおり、建設常任委員会でも見てきたと、こういうふうなことです。裏に側溝の3メートルぐらいの水、ごうごう流れているところもあるし、建設するにも非常に危険だというようなこともあって、崖崩れ、それから火山灰だし、地滑り地帯というようなこともあったりして場所的には非常に悪いわけですよ。

だから、町長からは、この段階で、んだな、議会もそういうんだからまずやめるというふうなことで話があればまた別だったんだと思いますけれども、何としてもやりたいという、ちょっとこの辺のニュアンスは分からなかったんで、今はどう考えているか分からないけれども、その辺が誤解を生んだのかどうかというのはちょっとあれですけども、やはり別の地区の費用というか、こともあるので、億単位かけていいなんて、公民館であれば、普通公民館で5,000万あったら立派なのでできますよね。だから、この辺のこともバランスあるので、もっとやはり考えてほしかったというのが私の希望です。

時間もあれですので、じゃ最後に3番。

志津会館に消防ポンプ格納庫とトイレ、公民館、そして観光案内所が入ると予定されています。避難所としての機能もあるので、安心・安全なことが第一に求められます。今後、本道寺地区会や志津町内会にどう説明して理解を得ていくのか質問します。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 3点目の地元への説明ということではありますが、志津会館建設の地元の皆さんへの説明についてであります。地元本道寺地区会及び志津町内会の皆さんへの説明につきましては、11月25日にこれまで議会の全員協議会で説明を申し上げた内容を説明し、今後改めて建設場所及び建物の機能等について協議を進めていくという旨を申し上げまして、ご理解をいただいたところであります。

以上でございます。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） だと、本道寺地区会と志津町内会の方には説明を一応したというようなことですよ。で、了解を得たというようなことでしょうけれども、結果的に現在の場所では中止というふうなことで、また建てる地域、建てる場所についての選定をしていかなくちゃならないわけですよ。振出しに戻ったということですので、振出しに戻って場所の選定、それからまた地質調査をして、来年度の予算には多分間に合わないでしょうね、雪降ってくるから。間に合わなければ、来年度調査して5年度に着工とすれば、もうこれから2年ぐらいは使えないというようなことの結果論としてなるというようなことですので、志

津の方も非常にこの会館ができるという期待をしておったわけですが、一気に裏切ってしまったと、こういう結果なんですよ。

だから、何回も言うように、手続については怠りなくやってもらいたいというようなことですね。今年も3月、4月だかの国交省の2メートルの掘削の場合は国交省の許可が要るなんていうことも分かって、いろいろ奔走していただいたわけですが、そういうふうなものを全体、いわゆる事業を進める場合は、全体的に何々必要で、これは許可取っているのかどうなんだとか、設計、土木のほうのこれは大丈夫なのかとか、総合的に判断してゴーサインを出すべきなのではなかったかなという気はします。ただ、これいいねが、いいねがというような形でやられると、それ行けどんどんで行くとこういう結果が出てくるので、今回のこの3,000万も無駄金がいって、誰も責任は取らないというようなことであれば、これを、何だ誰も責任ないのか、これは行政に対して非常に信頼度が下がるということですので、その辺は頭に入れておいたほうがいいと思います。

こういう問題するには、誰かにやはり責任問題というのは出てくるはずですので、ずさんな管理というか、行政に落ち度があったということであれば、それも含めて検討していただきたいというふうに思います。

再三申し上げます。

西川町は金がだんだん税金も入るのは少ないし、無駄金は使ってほしくないわけですよ。そうでなくても使わなきゃならない金というのはいっぱいありますので、ぜひ今後十分注意していただいて、この志津会館の建設の中止になった経緯とか、これから進める場合のやらなきゃいけないこととか、いろいろな施設、さっきも言ったけれども、これからもできるわけですよ。無駄なものは使ってほしくないというふうな気がしておりますので、最後に申し上げたいと思います。

時間あと15分しかありません。次の項目に行きます。

ケーシーフレームに関するものです。ケーシーフレームに対する旧西部中の土地の無償貸与期間が10年で契約終了とあります。それから、滞納税金、この額については教えてもらえないということはこの前、何回も聞いております。

平成25年1月18日にKCフレームに土地を無償貸与して、令和5年、多分1月18だと思えますけれども、10年になります。無償貸与は10年になっています。無償貸与契約解除通知については、町より一方的に通知すればよいのかと考えますが、問題あるのかどうか。2者の合意ですよという文言があるのかどうかちょっと私分かりませんので、その辺もお願いしま

す。また今後、体育館や滞納税金の扱いについてどうなるのか、会社の現況はどう捉えているのか質問します。

質問 1。

令和 5 年 1 月、無償対応期間10年になりますが、当然延長はあり得ないと考えます。契約解除通知に必要な書類は整っているのか、何か問題があるのか、現況を含めて質問します。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 ケーシーフレームの関係であります、現在の状況についてご説明申し上げたいと思いますが、旧西部中学校敷地の無償貸与についてでありまして、ケーシーフレーム株式会社への旧西部中学校の体育館無償譲渡及び敷地無償貸付け、さらには同法人の破産申立ての状況については、これまで定例会の一般質問や議会全員協議会においてお答えや説明をしております。

破産の申立てにつきましてははまだ確認できない状況にありますが、債務整理を依頼されている弁護士からは年内に行う予定で進めているという話がありますので、注視しているところであります。

議員ご質問の敷地の無償貸与につきましては、平成25年 1 月18日付で契約を締結した 2 筆、4,005平方メートル、26年 6 月 9 日付で契約を締結した 1 筆、1,352平方メートル、合わせて 3 筆、5,357平方メートルでありまして、いずれの契約でも使用貸借期間を令和 5 年 3 月31日までとしております。

当事者が使用貸借の期間を定めたときは、使用貸借する期間が満了することによって終了するとの民法の定めがありますので、これまで本町の顧問弁護士と相談の上、契約の条項に目的の定めがある場合にも、期間の定めが優先するとの解釈に立っておりまして、期間の到来を待っているところであります。

なお、期間の延長は、議員おっしゃるように、延長は全く考えておりません。

○古澤議長 4 番、菅野邦比克議員。

○4 番（菅野邦比克議員） これはそうすると、契約解除通知は出されるんですか。総務課長かな。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えいたします。

議員からありました契約解除通知でございますが、現段階で通知を発出する考えはございません。

ただいま町長が答弁申しあげましたように、民法の定めの中で契約期間の満了日を明記している場合は、ほかの条項に最優先的にその満了年限が優先するという解釈に立っているということでありまして、そういったことで令和5年3月31日の到来を待っているという現在の姿勢でございます。

以上であります。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 分かりました。じゃこれは契約解除通知については出さないということでは問題ないというふうなことで確認させていただきたいと思います。

次に、問いの2。土地の無償貸与期間終了後、体育館の扱いはどうなるのか。譲渡契約書の第8条3項に、使用が終了したときは直ちに解体しなければならないとありますけれども、現状では何も進展していません。今後の対応について質問します。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 質問の2番目ではありますが、無償貸与期間経過後の旧西部中学校体育館の取扱いについてであります。土地使用貸借契約では、ケーシーフレーム株式会社は、貸付期間が満了したときは自己の負担において本町が指定する期日までに貸付物件に存する自己所有の建物及び自己が建設した工作物を取り払い、更地にして本町に返還しなければならないとの定めがあります。

しかし、同法人は破産の申立てを進めている状況でありまして、現段階では破産の申立ての状況を注視していくべきと考えているところでありまして、現在の状況はそのようなところであります。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 破産手続に入るというようなことについては推移を見守りたいと思いますけれども、前も破産手続を進めておりますというふうな話があって、その後全然何も変わらなかったというような経緯がありますので、この体育館の土地の無償貸与が終わったとしても、体育館の名義はケーシーフレーム株式会社として残るわけです。ですから、土地が返却になったとしても、ケーシーフレームの建物ですので地上権は当然発生しているわけで、何ら西川町はできないですよ、建物をどうしろ、ああしろと。もし強制的にやるとすれば、解除というか、解体の補償を求めてくるわけですよ、払えと。だから何もできない。

破産すれば破産したときに進むと思うんですけれども、何もそういう動きが分からなかったもので、そのままいくと何も手つけられなくて、あそこがもう屋根は壊れる、窓は壊れる

まま、あと何十年、何年たってもあのままかというようなことが考えられたわけですよ。破産してもらえば破産してもらっただけでもいいんですけれども。

いずれにしても、この会社は解体費用なんていうのは払わないですよ、今もって払わないし。そうすると、後で町に返ってきたとしても、今度所有権が移ったんだから、町で解体しろ、こういうようなことがあるとまた費用がかかるわけですよ。使わなくてもいい金をまた使わなくちゃいけないと、ここでもやはり発生するわけで、先ほど来、立ち退き料が発生するような場合には、当然応じる義務なんてないわけでしょうけれども、ただ何も言わないとこのままですよ。今ずっと見てもこのとおりですので、これは町としても大変よろしくないという案件だったと思います。

結果として、こういう結果に、当時はほら、町の雇用対策についてというようなことで、いろいろビデオを見ると話はしていますけれども、結果として4年ぐらいしか仕事しなかったんですか。その後、何も連絡取れていないというようなことだったので、非常にこの人物はどういう人物だったのかなと、私会ったこともないんで分からないですけれども、連絡もよこさないなんていうのは本当に信義に反するというか、そういう方だったんだというふうに思っております。普通であれば、破産もしないんであれば、弁護士に、あるいは解体して費用を払うからとか言ってよこせば何の問題もないんですけれども、ただ何もしないと、そのまんまにしておいて、空き家になってずっといくというようなことがあるので、町としてもみっともないですよ。

だから、その辺は弁護士といろいろ相談していただいて、どうやればこの町に被害がなく解体できるのかと。これはもう間もなく10年になるので、町としてこういうふうに進めるといような、基本的なものというのは討議していないんでしょうか。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

町のほうの今後の考え方等につきましては、先ほど町長がご答弁申し上げた中で、これまで議会の全員協議会なり、あるいは議員の一般質問の中での答弁なりで、経過あるいは町のほうの考え方というような形で申し上げてまいったところでございます。

当然その考え方は変わりございませんで、先ほども申し上げましたように、破産手続を先方は進めておるということで話をいただいてございますので、私どもといたしましては、当然、現行法の様々な関連からいきましても、その破産を進めているんだということで、一定の評価をしながらその推移を見守っておるというところでございます。

当然、全国的には破産の手続も行わずに、言葉が適切かどうかあれですけども、投げ出したままというような案件も相当にあるというのは議員ご案内のとおりだと思いますので、私どもといたしましては、その破産手続の開始になった段階で、議員からも今ありましたように、専門家とも相談をしながら、さらに町の負担がなく、あの旧西部中学校が除却できるかどうかと、これは何とも現段階で申し上げにくいところでございますけれども、法的な関係の中で、町として取り組むべきという形で考えているのは従来からの考え方とおりでございますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

以上であります。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。残り5分程度です。

○4番（菅野邦比克議員） 行政の民事不介入の原則というのは分かりますけれども、これだけの無償貸与をしたわけですので、ぜひ損失のないような形で手続を進めていただければ大変ありがたいというふうに思います。

時間ないので、質問の3に行きます。

滞納税金は約1,000万、幾らあるか分かりませんが、決算書からずっと割り出してみると1,000万ぐらいかなと予想しています。町民にも公平な税金を負担していただいている観点から、確実に徴収できる対応を取っているのか質問します。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 町税の関係についてであります。固定資産税等の未収額の回収対策につきましては、今年の第2回定例会でも申し上げましたとおり、地方税法等関係法令に従いまして、督促状、催告書等による納税の催告、次に差押え、交付要求等の滞納処分、徴収猶予等の納税の緩和措置、第二次納税義務の追及等の納税義務者の拡張などを行い、滞納金を徴収して完結するか、あるいは滞納処分の執行停止を行うことにより徴収金を消滅させるか、いずれかの解決策を講じることとなります。

まず本件の場合、固定資産税の納付が行われなくなった平成29年10月から対応を行っておりますが、その後、固定資産税の納付がなかったことから、平成30年4月5日に旧西部中学校体育館を差し押え、さらに同年12月26日に海味工場及び土地について参加差押えを行い、督促状や催告書の送付を行うとともに、預貯金等の調査や差押えの手続、商業登記簿の確認を行うとともに、代表取締役宅への実態調査などを行ってまいりました。

今後も、債務整理を依頼されている弁護士に状況の確認を行いながら、状況を踏まえ、催告書等の送付や実態調査等、関係法令に従いながら適切に対応を進めてまいりたいと考えて

いるところであります。

以上であります。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。1分少々です。

○4番（菅野邦比克議員） 私も法務局で謄本で確認はしているわけですがけれども、何の動きもありません。いろいろな関係、調査会社で調べても何も動きがないというようなことで、私としてもそれより先に出なかったわけですがけれども、町としても、差押えをやったり、時効ないような形でいろいろ催告書を送ったりしているわけで、取れるものは取っていただきたいというような、町民の方もそういうふうには思っていると思います。

あと、あそこはどうなるんだという質問はよく来ます。体育館、何になるんだと。だけれども、今のところは何も進まないと言うしか答えようがないわけですがけれども、これからも税金対策についていろいろ、取れるものがもしあれば取ってほしいわけですがけれども、今のところは破産手続を待つというようなことしかないだろうというふうには思いますけれども、ぜひ抜かりのないような形で手続をお願いしたいと思います。

以上をもって私の質問を終了させていただきます。

○古澤議長 以上で、4番、菅野邦比克議員の一般質問を終わります。

◇ 佐藤幸吉議員

○古澤議長 続いて、8番、佐藤幸吉議員。

〔8番 佐藤幸吉議員 質問席へ移動〕

○8番（佐藤幸吉議員） 8番、佐藤幸吉です。私からは今回2つの案件で質問申し上げるわけですが、2つとも共通的に、いわゆる交流を中心とした質問になっております。今、コロナ禍の中で、必ずしも今の状況に合うような質問でないかもしれませんが、コロナ禍が収束になった後には、やはりこの活動を十分なものにしていかなければならないという観点から質問を申し上げたいというふうに思います。

第1点であります。西川のまちづくり応援団の活動について質問を申し上げたいというふうに思います。

コロナ禍による各種イベントや大事な施策が実施されず、繰延べになっているのが現状でございます。そのような中、西川のまちづくり応援団の活動も鈍りがちになっているのが現

状ではないかというふうに思います。現在どのような活動をしているのか、また今後どのように企画していくのかをお尋ねしたいというふうに思います。

質問の一つでございます。

関東ブロック並びに東北ブロックとも交流活動は中止の状態であると思いますが、現在の活動状況についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

[町長 小川一博君 登壇]

○小川町長 佐藤幸吉議員の西川のまちづくり応援団の経過等についてであります。西川のまちづくり応援団は、本町出身の方はもちろん、本町をふるさとと認めてくださる方や関心を持ってくださる方などを会員に迎えまして、共に本町のまちづくりを考え、さらに様々な側面から本町を応援していただこうと平成9年に発足したところであります。

以来、会員の皆さんからは、町内各地への植樹や秋に開催する交流会に参加していただくとともに、毎年の関東及び東北各ブロック総会には町民の皆さんが参加させていただくなど、会員相互間のもとより、町民の皆さんとも積極的に交流を図り、貴重なネットワークを築き上げていただいております。平成28年には設立から20周年を迎え、記念となる事業を実施し、現在25年目を迎えております。

国では、地方の人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域が住みよい環境を確保しながら、将来にわたって活力ある国力を維持しようと地方創生を掲げ、近年では関係人口をいかに獲得していくかが重要であるとしております。

このような状況において、本町のまちづくり応援団のような取組は関係人口の構築には有効な事業と認識しておりますが、会員の高齢化や、会員と町民とのより効果のある交流の在り方、情報発信、手段の進化等に対応した情報交換の見直し等の課題があると認識しております。

活動状況であります。議員ご指摘のとおり、昨年からはコロナ禍により関東及び東北各ブロックの総会や本町における交流会などは実施できない状況が続いておりました。また会員への誘客支援事業補助については、令和2年度は飲食・小売店利用が20件、宿泊施設利用が10件の利用にとどまっており、外出自粛などの影響が大きく出ている結果となっております。

応援団全体としての交流活動はできていない状況にありますが、毎月会員の皆さんへ会報と併せて町広報誌NETWORKにしかわをお届けしております。今年6月には会員の方から、町の観光スポットなどをドローン撮影し情報発信に協力したいとの申出がありまして、

作成された動画を町に提供いただき、現在町のホームページで新緑の西川町というタイトルの動画として配信しているところでもあります。

また、会員の中からふるさと納税としてご協力をいただいている皆さんもおりますし、このように団体としての活動が難しい中であっても、個人的活動で町に対してご支援をいただいている状況でありますので、ご報告申し上げます。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 今、町長のほうから現状について説明をいただいたわけではありますが、今、会報、多分会員と、それから町をつなぐ会報の発行がされているかと思いますが、こちらの会報の利活用、あるいはどの程度送ったりしているのか。町報を送られていることについては、今、町長から答弁もあったようなことでありますので、同時に会報がホームページに掲載されているのかどうか。ちょっと私も調べたんですが、ちょっと見受けられなかったということもありますので、その辺の身近な情報として活用すべきだというふうに思いますが、ご答弁をお願いしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまのご質問についてですが、会報については毎月、町長の答弁にあったとおり、町報と併せて毎月、事務局は町の政策推進課に置かれているところでもありますので、事務局において会報も毎月作成して、会員の方に町報と併せて郵送で送っているところでもあります。

会報の中身につきましては、町報に取り上げられていない町のトピックスの情報でありますとか、商店さんの情報などについても併せて送っているところでもあります。

ホームページの掲載についてということではありますが、そちらのほうは会員さんへの情報だということから、これまではホームページへのアップは行ってきていないというところがあります。

以上であります。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 会報も、実はホームページを見てもなかったということもありますし、ホームページの中にやはり共通資料として、我々町民もそうでありますけれども、西川町に関心のある方が会報を見ることによって、西川町の町報と照らし合わせながら町の状況を知ることができるのではないかというふうに思いますので、今後これを載せるということについていかがなものでしょうか。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 会報についての今後の取扱いでございますが、今後の応援団の活動そのものの在り方とも関連すると思いますが、紙ベースの会報を現在発行はしておりますけれども、なかなか紙ベースというようなことでやってしまいますとやはりコストもかかってくるということもあります。その辺、今後の事務局体制の在り方とか会全体の在り方、交流の在り方等も含めながら、全体的な見直しの中で対応を考えていきたいというように思っております。

以上であります。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） ぜひ、共有化するためにも検討いただきたいというふうに思っております。

町長の答弁の中にも、いわゆる会員の皆さんというか、個人の会員の方だと思いますが、ドローン映像を提供されているということで、大変好評な画面であるなどというふうに何回か見せてもらっております。

西川町のいいところ取りをした、そういう内容であったと思いますが、やはりこれをPR、活用していくためには、本人の了解も要るかと思っておりますけれども、やはりもう少し説明を加えた、そしてドローンの映像が活かされるような映像に仕立てていくということが必要なのではないかとこのように思いますが、その辺検討の余地はどうでしょうか。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 現在、ご提供いただいた新緑の西川町、ホームページのほうにアップしてございますが、ご本人の合意もあって無料で動画のほうをご提供いただいております。

ただ、これを加工していくというふうになりますと、ちょっと町の職員のほうのスキルだけではなかなか難しい面もありますので、この新緑の西川町以外にも、商工観光課、産業振興課のほうでそれぞれ作成している動画等もあります。こちらのほうを全体的に組み合わせて、西川町のタウンセールス、プロモーションをどうしていくかということについては町全般のプロモーションの活動をどうしていくかということにもつながりますので、その辺のところは関係する課と今後協議してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） やはりせつかくの資料でありますので、やはり幅広い活躍ができる

ようにぜひ活用していただきたいなというふうに思っております。

この中で、活動についてでありますので、1番目の質問の中でありますが、実は町の町政情報というのがあって、まちおこし、いわゆる西川のまちづくり応援団についての西川町の指針と申しますか、その一つの考え方なりを示しているわけでありますけれども、ちょっと分からないところがあったんで質問申し上げますが、まちづくりの応援団について、1、2、3番目なんですけれども、西川のまちづくり応援団はどんなことをする会なのかという項目があります。その中で、前段ありますけれども、団員の皆さんからは、町から提供された情報を基に、次のような活動を自分ができる範囲内でしていただき、西川町を応援していただきますと、こういうふうにあるんですね。次のような活動というのは次にないんですよ。こういう書き方というのは、ホームページの書き方として非常にまずい。示されていることが示されていないと。

3番まで申し上げましたけれども、次のというところには、年会費3,000円とあります。だから次のが会費3,000円なんです。これについてご見解をお願いしたいと思います。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 今回の佐藤議員のご質問についてでございますが、恐らくホームページ上での会員、まちづくり応援団についての説明書きだと思いますけれども、応援団のパンフレットを紙ベースのものではきちんと作っておりますが、ホームページ上へのアップの際にそちらのほうで漏れたものというように思っておりますので、なお確認の上、早急にまちづくり応援団の活動、次の活動を行うというようなことで行っていただきたいということにつきましては、町のものや情報の相互交流や、お互いのニーズに合った活動の推進、そして町の政策への提言というようなことで所期の目的を挙げておりますので、その辺、もう少し分かりやすい表現などを考えまして対応してまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） そうしますと、次の活動というのは、つまりホームページに書いていないだけで、会員用のものには書いてあるよというようなことだと思いますが、端的に何と何が書いてありますか。提言とかというふうにおっしゃったと思いますけれども、それに加えて、項目だけで結構でございますので。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 まちづくり応援団の加入案内というパンフレットがあります。その中で、

案内には、難しいことをする会ではございませんということで、平易な言葉で幾つか記載されております。

自分のふるさと西川町はこんなことをするところです、そちらのところを紹介していただくというようなこと、あとは西川町に住みたい人を知っているので紹介したいというようなことをしていただきたいということ、西川町に行きたいので宿泊先を紹介してください、そのようなことを行っていただける活動をしていただきたいということ、西川町の産物を送ってほしい、自分の周りにも同郷の方がいるので今度遊びに行ってみたいのでご紹介いただきたい、こういったものを自分のできる範囲で、西川町につながるようなことを情報提供するなり行動を起こして、簡単なことでもいいのでやっていただけないかと、そういうふうな呼びかけを行うというようなことで紹介させていただいているというようなことでありまして、ホームページ上についてはそちらのほう抜けているというようなことでありますので、その辺再度確認しまして対応させていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） ホームページでありますので、言わばパンフレット等などを見るよりも一番手っ取り早い情報源になるかと思っておりますので、的確な表現なり、漏れのないように対応していただきたいなど、こういうふうに思います。

それで、活動であります。ここ2年間、ほぼ活動という活動がないわけでありましてけれども、先ほど町長からは、西川町にいらっしゃる方、あるいは宿泊されている方が24名、あるいは18名の宿泊というような話がありました。これらについては会員割引制度があるかと思っておりますので、多分これを利用された結果の数字かなと。単なるこちらに見えておったという方については把握のしようがないかと思っておりますので、今のように割引されたというふうに思いますが、この辺の実態、現状どのぐらいの割引になって、本当に利用されたのかどうかも含めてご答弁をいただきたいというふうにまず一点思います。

それから、この活動の中でありまして、今まで、一昨年までだと思っておりますけれども、いわゆる植樹祭、植樹を通して西川町の中にいろいろな場所に植樹をした経過があります。非常ににぎやかに交流しながら植えてきたという経過があるわけでありまして、そのことを通して、やはり絆と申しますか、人間と人間との触れ合いの場が大きく広がっていったという経過があると思っております。

その植樹でありますけれども、した結果、やはり今、会員の皆さんが西川町へ来て、西川

町をふるさと思えるような人がここに来るわけでありますので、私たちが植えた木が今これほど育っているな、私が植えたんだな、私の名前も載っているなというような、いわゆるそのフォローがどういうふうに行われているのか、どうすべきなのか、あるいはその会員の皆さんにお願いをして、一緒に活動して今後とも育てていくという姿勢になっていくのかどうか、その辺お考えがありましたらお願いしたいというふうに思います。植えっ放しにならないようにしていただかないと、その交流が生きてこないんじゃないかなと、こういうふうに思いますので、その辺のご見解をお願いしたいと思います。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 2点ご質問あったかと思えます。

1点目の割引の状況ですが、町長答弁にあった令和2年度の状況であります。宿泊者で10人でありまして、割引対象の金額で総額18万8,340円で、割引額が2万8,000円程度ということであります。

一方、小売のほうでございますが、小売につきましては20件でありまして、合計金額で申し上げますと約6万2,000円ほどでありまして、割引額については6,200円ほどというようなところであります。

令和2年度についてはコロナ禍もありまして、それまで、コロナ前でありますと、年間、飲食、小売、宿泊、合計しまして100件を超える利用があったわけですが、そのような形で令和2年度においては激減しているような状況であります。

なお、質問の中に、それ以外の応援団の方の来町状況につきましては、議員のご質問の中にもあったとおり、ちょっと把握のしようがありませんので、その辺のところにつきましてはちょっとフォローできていないというようなところであります。

もう一方、植樹についてであります。

植樹した木々の管理につきましては、やはり植えた場所が公共施設でありますとか、そういった場所になっております。例えば、銘水館、西川小学校の校庭など、あとは仁田山放牧場などではあります。町の管理になっておりますので、町の責任において管理をしている状況にありますが、なかなか遠く離れている方と一緒に管理ということにつきましては現実的に難しい状況でありますので、現状においては町が管理しているというようになるところになります。その活用についてはどういうやり方がいいのかということについて、今後、全体的に応援団、なかなか交流が難しいという状況に昨今なっていることから、その辺、前の質問でもお答えしたとおり、全体的な今後の在り方の検討の中で考えていきたいというように思

っております。

以上であります。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） いわゆる応援団の割引制度については大いに生かされるべきなんでしょうけれども、昨年、今年というふうにはなかなか低迷しているというのが現状だというふうに思います。

これだけそれでも利用があるということは、やはり応援団としての町に対する思いなり、あるいは町に来ていただいている実績があるということだろうというふうに思いますので、やはりコロナ終息後の大いなる期待をしながら、交流の大切さを認識しなければならないと、こんなふうに思っておるところであります。

それから、植樹のことでありますが、やはりその都度、植樹の手入れをするために会員の皆さんから来ていただくということはかなり不可能な話だと思いますので、それをどうフォローしていくのかというようなこと、それから西川町が山林などについては非常に高いレベルでの町になっているわけでありますので、それと併せながらやはり手入れをしていく、あるいは町だけ、あるいは町民だけでできない部分を町がどういうふうにしてフォローするかという、そういう体制づくりなども必要だと思いますので、ぜひ今答弁されました内容も含めましてご検討いただければというふうに思っている次第でございます。

それから、この運営について、この質問1の中での最後の質問にさせていただきますが、それぞれ仙台、東北なり、関東圏での会長さんなり副会長さんがいらっしゃるわけでありまして、このコロナ禍で連絡の取れない、その部分をどう穴埋めしているのか、会員との、会長さんとの連絡などをどう取られているのか、その辺1点だけお尋ねしたいと思います。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 関東・東北両ブロックの会長さんとの連絡については、折に触れ、電話なりメールなりで担当のほうから連絡を取らせていただいております。

関東ブロックの会長さんなどにつきましては近況報告なども定期的にいただいております。町の状況などについてもお知らせをしているような状況にあります。

以上であります。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） そうしますと、東北とは連絡取れていないということですか。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 東北の会長さんのほうとも連絡取っている状況でありまして、特にこの夏、コロナ禍がひどいときについてはそれぞれ関東・東北の会長さんについて、お互いの情報交換などをさせていただいているというようなところであります。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） やはりコロナ禍であっても、心がつながっているというか、何かでつながっている、その情報源として、先ほど来、情報であるとか、会報であるとか、あるいは今のように会長さんを通して会員の全体像をつかんでいるというようなことが今後とも大切だというふうに思いますし、またそういう心がけが町にとって有効なものに結びついていくのかなというふうに思いますので、ぜひ今後とも応援団の意義というものを十分認識しての取組にさせていただきたいと、こんなふうに思います。

質問2であります、関東・東北ブロックの会員数をお尋ねしたいというふうに思います。

会員の平均年齢も高くなっておりまして、今後の会員の募集をどうされるのかお尋ねしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 質問の第2点目であります、会員数並びに会員の募集についてでありまして、初めに会員の数についてであります、会員数につきましては、関東ブロックが178人、東北ブロックが70人、合計248人となっております、年齢を把握できる方は会員のうち225名であり、その方々の平均年齢は76.3歳となっております、議員ご指摘のとおり、会員の高齢化が進んでいる状況にあります。

次に、会員の募集についてであります、これまでの会員の募集につきましては、会報での募集呼びかけや、会員の皆さんからの勧誘などが主な募集方法でありましたが、現在はSNSによる情報発信が進んでいまして、SNSでフォロワーの獲得が関係人口の確保にもつながる状況でありまして、またふるさと納税をいただいている皆さんに町の事業紹介として応援団事業の紹介なども可能性としてはあると考えております。

今後、持続的な活動ができる応援団になるためには、若い皆さんの参画が必須でありますので、ただいま申し上げましたことなどについて検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 非常に、結論から申し上げますと、年齢が年々高齢化しているということでありまして、平均76.3という年齢構成からすれば活動にも影響があるのではないかとこのように思います。

しかし、やはり西川町をふるさとと申してくださる会員の皆さんの思いということを考えれば大変うれしいことであるというふうに思っておりますし、本当にこれから本物にしていかなければならない団体だなというふうに思っておりますが、とりわけこれからの活動の中で、やはり西川町に移住・定住するというようなこと、あるいは仕事、雇用に結びつくような会社の設置などもあるようにひとつ働きかけながら、会員の活動の有効性を図っていくということがこれから求められるのではないかとこのように思いますので、大切な組織としてこれからも育てていかなければならないというふうに思いますので、これからもよろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

それで、会員には、町外の、西川町出身あるいは西川町をふるさとと思う方などというふうに会員の位置づけがされておるわけでありましてけれども、西川町の町民の皆さんが会員になるということは可能なんですか。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまの町民も会員になることができるのかということにつきましては、基本的にはふるさとを離れた方、そして西川町をふるさとに思っただけの方ということではありますが、町民の方は町民として、応援団会員と一緒にこの会の活動に参加していただきたいというようなスタンスで活動を行っているところであります。

以上であります。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） そうしますと、いわゆる町外の方々の会員との交流を通して何らかの交流を図っていく立場になっていくというような感じでしょうかね。したがって、会員にならなくとも十分活動の場はありますよ、ぜひ参加してくださいと、こういう呼びかけをしていくという方向性でよろしいわけですね。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 応援団設立の趣旨からして、やはり町の応援ということであれば、例えば町内の事業所さんであればご自身の商品を買っていただくとか、旅館・民宿の方であればご自身の宿にお泊まりいただくとか、いろいろなところがあると思います。それ以外の方々においても、町外の方で何がしかの新たな取組が生まれるというようなことだと思ひますの

で、町はその間に立って、町外の方と町民の方をつないでいるというようなことだろうと思いますので、町の発展、地域振興ということにあっては、理想からすれば、応援団の方と町民の方がダイレクトにつながって、それぞれの活動が促進されるというようなことになればいいのかなというようなことでもありますので、町民の方は、そういった応援団の方々とつながっていくことでご自身の事業や町全体の振興につながっていくということだろうというように認識しておりますので、よろしくお願いいたします。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） ぜひ、会員が、先ほど説明あったように、178名あるいは70名ということで248名の皆さんがいらっしゃるわけでありましてけれども、高齢化によってだんだん活動も鈍くなるというようなこともあるかと思っておりますので、若い人の加入募集をするというようなことで、ぜひ今の会議あるいは町民の何らかの発信によって会員が増えてくることを願っております。

そんなことで、質問2については以上にさせていただきます。

質問3についての運営について質問を申し上げたいというふうに思います。

今後の運営についてお尋ねしますが、会員のメリット、それから町としてのメリット、どいうふうに捉えているのかをお尋ねしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 応援団関連の3番目のご質問であります。会員、町それぞれのメリット並びに今後の運営でありまして、初めにメリットについてであります。会員の皆さんには本町への様々な思いがあり、何らかの形で本町を応援したいとの思いで参加されていると捉えておりまして、本町が今どのような状況にあるのかを定期的にお伝えすることが会員の皆さんにとって有益であるのではないかと考えております。

町にとっては、本町を様々な形で応援・協力していただけることで、町内経済の活性化や人的交流による文化振興などにつながると捉えております。

今後の運営についてであります。今後の応援団の運営につきましては、コロナ禍の中にあっては、応援団全体としての交流事業などの実施は当面の間、難しいと考えておりまして、今後は応援団全体としての交流事業の在り方に加え、応援団の中で会員相互の交流が盛んに行われるような体制の検討や、会員と町民の皆さんがより近い関係で情報公開や個別交流ができるような仕組みを検討してまいりたいと考えているところでありますので、よろしくお願いいたします。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） なかなか運営するものが、遠いところの会員を対象にするわけでありますので、大変なのかなというふうに思いますが、その前にちょっとお尋ねしたいことがあります。

運営委員という言葉を使いますが、世話人会というものはあるんですけども、これはどういうふうに使分けされているのでしょうか。質問の前にそれだけ解明したい。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 世話人会についてですが、世話人会は、以前は西川町内の皆さんのほうが応援団会員の方とをつなぐ形で、いろいろな形でご協力いただく方を世話人会と称しておりました。

一方、運営委員会は、関東・東北ブロック全体合わさって、町の事務局も入った中で、町の関係各課やそういったところが入った応援団の全体をどうしていくかということをもとめていく会が運営委員会であります。

現在、運営委員会は現存しておりますが、町内の世話人会については発展的解消をしております。現在、交流委員会ということで、秋の、応援団の方が西川町に来ていただいた際に交流を行う際のいろいろな企画などを実施していただくというような形で、交流委員会ということで名称を変えて、組織の在り方も変えながらやってきたということですが、このコロナ禍にあってその交流委員会の活動も今実際なかなか動けていないというような状況にあります。

以上であります。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 言葉というか、組織の在り方でしょうけれども、世話人会、運営委員会あるいは近年においては交流委員会ということで、非常にどこが主体になって運営しているのかということについては分かりにくい内容かなというふうに思います。

したがって、私は、これらを前提にしながら質問申し上げるわけでありますけれども、運営委員会、これは関東ブロックあるいは東北ブロックの運営をするために組織化された組織というふうに説明されたかなというふうに思いますけれども、私はやはり西川町で、その西川運営委員会、あるいは関東運営委員会、あるいは東北運営委員会というようなことで、一つは運営をするための委員会は、そのブロック、ブロックは冠につけていいかと思えますけれども、一つの組織の中で言葉を統一化していかないと、交流委員会であるとか、世話人会

であるとか、運営委員会というようなことで、非常に分かりにくい内容でまずいなというふうに思っております。

そういう点からして、実は一つ申し上げたいのは、今、西川町の中でも政策推進課がその担当になっているかと思えますけれども、やはり長期的な運営をするという視点からすれば、例えば西川町の各課から運営委員になる方を募って、あるいは西川町の町民の皆さんからも募って、同時にある意味での一つの固まりの組織化を図っていくというようなことを通して、長期的な運営ができるようにすることはできないのかどうかというようなことをご提案を申し上げたいと、こういうふうに思っております。

それから、運営委員会をどういう形で、町職員の皆さん以外の町民の皆さんの運営委員をどう募るのかというようなこと、これらについて、あるいは関東ブロック、東北ブロックも含めてなんですが、それぞれのブロックはその地域でやるかと思えますけれども、その辺の見解をお尋ねしたいなというふうに思います。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 運営委員会の今後の在り方についてですが、前の答弁で私もちょっと言葉足らずもあったところがありまして、改めて申し上げますと、現在運営委員会は、関東・東北ブロックの会長さんや町の商工会、観光協会、西川町総合開発など、あとは西川中学校の校長先生並びに役場の関係課長も入って、それに町三役も入った形で運営委員会というものを組織立てております。

ただ、こちらの中には一般町民の方が入っていないので、その在り方についてということだろうと思いますが、ただ運営委員会という組織、現在、町のほうで事務局を取っておりますが、持続的な会の運営ということになれば、町が事務局を取っている現状ということ自体も今後どうあるべきかということも含めながら、本当に応援団の方が実際自分たちが協力しやすい体制、そして町民とつながりやすい体制というものはどのような組織体であったほうがいいのかということについては、現体制、全体的な見直しも必要かと思っておりますので、その町の事務局を担うというところについても、今後全体的な見直しも行いながら対応を進めていく必要があるのかなというように認識しているところでありますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） ご指摘申し上げましたような内容の課題はあろうかと思えます。例

例えば、今回答もあつたわけでありましてけれども、やはり分かりやすい運営の組織をつくっていくというようなことと、連携した運営と申しますか、そういうことにつながるような運営をしていただきたいと、こんなふうに思いますので、今課長から答弁ありましたように、今後の活動の在り方、組織の在り方なりをぜひ分かりやすくご検討いただきたいと、こういうふうに思います。

最後になりますが、会費3,000円というふうになっております。これ、一つ3,000円というふうなことでありますので、年間3,000円で、あえてその情報の中には、途中から入った場合は月割りというようなことも書いてあるんですが、3,000円を月割りするとどういうふうになるのかなというふうにも思いますし、この辺どういうふうを考えてこういうふうに書いたのか分かりませんので、この辺の見解を、あまり細かいことを言わないほうがいいのかもしれないけれども、言葉なり、ホームページでありますので、的確な表現をしていただきたいという意味でこういうことを申し上げております。

それから、3,000円の使い方については、会報なり町報なりを送りますと、1年間の会費で3,000円になっちゃうんじゃないかと、こういうふうに思います。

そういう中で、運営委員の旅費であるとか、あるいはいろいろな活動をする際の運営委員の旅費、関東から来てもらう、東北から来てもらうというときの旅費などはこの運営費の中からは出ていないんでしょうか。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまの運営委員の活動に関する旅費などの予算についてであります。一般会計のほうで手当てをして、こちらのほうの交流委員会とか、そちらのほうのいろいろな交流に関わる旅費などは手当てさせていただいております。

なお、3,000円の会費につきましては、議員ご指摘のとおり、ほぼ通信費などで消化されているものと理解されておりますので、年度途中の参加については、やはり実費相当分ということで月割りということで対応させていただいているというようなところでありますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 月割りで対応しているということでありましてけれども、1か月幾らですか。あえて書く必要はないんじゃないかという私の提案でございますけれども、1か月幾らですか。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 なお、その辺のところをちょっと後ほど確認しまして、ご回答申し上げます。よろしく願いいたします。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 2つ目の案件に入りたいというふうに思います。時間がないので急ぎます。

小学生あるいは中学生の英語教育でありますけれども、ALTの方を通じまして、充実並びに低学年から学ぶことによってかなりの能力が備わっていると聞いております。これからの国際社会において必要な基本的な学びがあろうかと思えます。

これらの語学を真に生きたものにするには、異国の文化や生活の違いを肌で感じる機会を得ることが大切かと思えます。外国での生活を通して国際感覚を身につけるために、国外派遣事業を小中学生にもすることはできないか質問いたします。

質問1であります。

現在、経済・観光交流をどこの国と行っているのかお尋ねをいたします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 佐藤議員のご質問は、外国との交流、要するに小学生を対象にしたということですが、通告の質問が3点ありまして、第1点目がこれまでの経過等でありまして、これまでの経過等につきましては十分議員ご存じのことと思えますが、簡単にであります、交流を具体的に始めましたのは、18年に韓国にソウル事務所を開設しまして、19年から韓国のモーグルスキーキャンプ受入れを行っております。そして、平成24年に山大的紹介によりまして台湾の国立台湾師範大学等の受入れが始まりまして、連携協定を結びながらこれまで行っているところであります。

そうした中で、コロナ禍によりましてなかなかプロモーションもできないままであります、交流も中断しておりまして、今後とも日本一の月山雪国宣言等もPRしながら、東南アジアのインバウンドへのアピールを行っておりますし、今後ともやっていきたい。

さらにスポーツ関係、今回の2020オリンピックのホストタウンの相手国でありますモルドバ共和国との間でもカヌーの関係でのこれからの今後の交流というものも約束しておりますので、こういった面でこれからもやっていきたいわけですが、さらにこういった行事を通して、子ども、小中学生を介しまして、グローバルな子どもを育てるためにも、さらに町としての海外との交流も広めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 今の町長の答弁からしますと、非常に幅広くいろいろな国との交流があるようになってきたのかなと、こういうふうに思っております。

かつては、国際化協会の中でのフリスコ町との交流などもあったわけでありましてけれども、そのときには3年に一遍、中学生が海外滞在して、ホームステイをすることによっての経験を得ることのできる事業があったわけでありまして、現在は中止になっておりますので、そういう意味からしますと必要な事業なのかなというふうなことで、質問2に移らせていただきまして、この見解をお尋ねしたいというふうに思います。

とりわけ、ここの中では、授業に影響のない夏休みであるとか、春休みであるとか、そういう期間を利用しながらできるのではないかと、こういうふうに思いますので、その見解をお願いしたいというふうに思います。

○古澤議長 ただいまは質問2で。答弁は前田教育長。

○前田教育長 ただいまのご質問にお答えいたします。

いわゆる夏休み中等を使つての交流というふうなことでございましたけれども、本町では、これまでも外国との交流ということを積極的に取り組んでおりまして、小学校においては台湾の南湖小学校と姉妹校の締結を行い、実際の交流活動、そして昨年度からはちょっとコロナ禍で実際の交流ができないものですから、オンラインを介しての交流活動に取り組んでおり、今年度も3学期に交流を予定しているところでございます。

それから、月山朝日観光協会事業としてチラシが配布されておりますけれども、インターナショナルスクールキャンプで来町する外国からの留学生と西川小学校のオンライン交流も12月に予定されております。

西川中学校では、先ほど町長も触れておりましたが、台湾師範大との交流を行っております。また、今年度はモルドバカップあるいは事前合宿で訪れたモルドバの選手とモルドバカップカヌー大会の際にパドルタッチなどのセレモニーを通して交流を深めております。

このように、小中学生と外国人との交流につきましては、今後、国際化協会や関係機関とも連携を図りながら、様々な機会を積極的に捉えて、教育上の意図を明らかにしながら取り組んでいくべきものと考えております。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 交流をすべきだというような前提でこの質問をしているわけでありましてけれども、今答弁ありましたように、台湾との交流というのは今までもやって、派遣し

ていたんでしょうか、オンラインだけじゃなくて。質問。

○古澤議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 こちらから台湾のほうを訪ねての交流ということはありません。

ただ、台湾のほうから本町に小学生がやってきての交流というのは、過去に2回ほど行われております。

以上です。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） こういうことを通しながら、企画をしながら、いわゆるオンラインですとどうしても言葉での交流というふうなことになるかと思imasので、異文化に触れるという面からすれば、やはり現地に行って経験を、文化に触れる、人間と人間との触れ合いをするというようなことを通してすばらしい人間が育っていくというような一つの過程を経験していただきたいなど、こんなふうにした次第でございます。ぜひ今後ともそういう企画をお願いしたいなというふうに思います。

それから、3つ目の小中学生のホームステイを通してということで、今の続きになるわけでありませけれども、現地に出向いてのやはり派遣ということ、予算も含めながら、ぜひしていただきたいと、こんなふうに思imasので、その点ご回答いただければというふうに思imas。

それから、先ほど教育長から答弁がありましたUWCのことだったでしょうか、月山朝日観光協会が企画しているあの内容だったんですか。インターナショナルスクールという、あの件ですけれども、実はあの募集からすれば、県内一円の募集対象というようなことで、たしか20名だったと思imasけれども、そうなりますと限定というふうになります。西川町の人がどう参画するのかというようなことと、それから5日間の日程で3万3,000円の費用がかかるということもあまして、西川町の独自の補助みたいなやつがあつて、身近なところでその体験をできるという機会を得ることができるのかなと、こういうふうに思imasので、そういうところまで考えてはいないのかなどうか。

それから、今後ともこれは毎年あるのかなどうか、今回突発的にこのUWCの宣伝のためにこちらに来るのか、その辺ちょっと、突発的な1回だけの経験……（録音漏れ）……

○古澤議長 幸吉議員、マイクが入っておりませけれども。

今の回答につきましてですけれども、答弁は小川町長。時間が過ぎてまいりました。

○小川町長 私から、ちょっと予算の関係もありますんで、派遣事業について若干申し上げま

すが、実は今、コロナの前になります、修学旅行というような形で台湾に派遣できないかというようなことで、前の教育長のときにいろいろな検討もしておったわけでありましたが、それもそうですが、それと併せて、財政的に今度はこれが恒常的になるわけでありまして、恒常的に財源をどう確保するか、これらも含めて検討した経過がありまして、できれば派遣したいというような考えはございますが、まだ今言いましたように財源等含めて今後検討していくべきと思っていますし、ホームステイにつきましては、生徒が平等に参加できる環境をつくるという意味では、ホームステイよりも全生徒が一緒になって行動できるような、そういうものというようなことで考えておりますので、その辺もまだこれから検討してまいりますので、よろしくをお願いします。

○古澤議長 先ほど佐藤幸吉議員の質問で、答弁がなされていない1点だけ、荒木政策推進課長からご回答をお願いします。

○荒木政策推進課長 先ほどの応援団会員年会費3,000円ではありますが、月割りにすると幾らかということにつきましては、一月当たり250円ということでご回答させていただきます。よろしくをお願いします。

○古澤議長 以上で、8番、佐藤幸吉議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩をいたします。

再開は3時15分といたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時15分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 佐藤光康議員

○古澤議長 続いて、3番、佐藤光康議員。

[3番 佐藤光康議員 質問席へ移動]

○3番(佐藤光康議員) 3番、佐藤光康です。

最初、予約型乗り合いタクシーの実証運行が今年度から対象地区が新たに広がりました。町は現在までの実証運行の結果を踏まえて、これからどのように対象地区を拡大し、内容を充実させていくのか質問します。

まず質問1です。

実証運行の現状はどうなっているでしょうか。

○古澤議長 答弁は小川町長。

[町長 小川一博君 登壇]

○小川町長 予約型乗り合いタクシーの充実ということでありまして、まず初めにデマンド型乗り合いタクシーの実証実験について申し上げますが、実証実験につきましては、令和2年8月3日から小山、入間及び沼山地区を対象エリアとしまして、自動車を運転しない高齢者等の皆さんの日常生活の維持のため、買物、通院、公共施設、金融機関などへの立ち寄りを支援し、町内全域に均等な移動サービスを提供することを目的に運行を始めたものであります。

それでは、質問1の乗り合いタクシーの実証実験の現状についてであります。実証実験の現状につきましては、昨年度から実施しております小山、入間及び沼山エリアは、当初、小山、入間1便、沼山2便の計3便で運行を開始したところであります。

利用者の皆さんのご意見を伺いますと、昨年12月1日から帰りの便の時間を1時間遅くし、今年5月6日からは運行ルートを1ルートに集約するとともに、朝と昼の時間帯で往復2便の運行を行っております。

また、今年6月1日からは、月岡、本道寺、水沢、綱取及び岩根沢地区を対象エリアに追加し、同様に朝と昼の往復2便の運行を開始しているところであります。

昨年度の小山、入間及び沼山エリアの登録者数は39人、運行回数は91回、延べ利用者数は106人、今年度の同エリアの登録者数は36人、4月から10月までの延べ利用者数は69人となっております。

今年度から運行開始した月岡、本道寺、水沢、綱取及び岩根沢エリアにつきましては、登録者が14人、同期の延べ利用者数は23人で、2つのエリアの合計では登録者数が50人、延べ利用者数は92人となっているところであります。

以上、現状についてご報告申し上げます。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 昨日、西川町地域公共交通計画策定についての報告がありました。

周りの市町村からはやや遅れましたが、交通に関するアンケートを実施して、実際に乗降調査もして現実を把握し、これからの方向を打ち出したという点では大変よかったと考へます。

デマンド型乗り合いタクシーが現在、町の西部地区のほうで運行されていますが、利用した方々からは大変歓迎されています。バス停まで100メートルぐらい歩くのが大変だったけれども、自宅まで迎えに来てくれるので本当にありがたい、それから雨や雪の日にまで家まで来てくれる、そういう声がたくさんあります。来年度から町全体に広げるといふことになり、これで安心して免許を返上できる、車がなくても行きたいところに行けると喜んでいる町民がたくさんおられると思ひます。

そこで今回は、今までの実証運行の改善点、課題、そして要望を質問していきたいと思ひます。

まず1つ目は、予約型乗り合いタクシーが必要な方に情報が伝えられていないという問題です。

例えば、今年から運行が始まった地区があります。ある高齢者は、私のところはデマンドタクシーがあつて便利だけれども、あなたのところはバスが通っているから絶対デマンドタクシーは通らないよと言われたとか、またある方は、今年の9月になって初めてデマンドタクシーがあることを知ったとか、またある方は、障害者手帳がないと該当しないと言われていた、利用できないと思っていた、だけれども最近利用できるということが分かつて、利用したら本当によかつたという方もおりました。

せつかく町がお金を出してつくつた制度なのに、必要な方にきちつと情報が行っていないというのが非常に問題だと感じています。

今年、去年と、限られた地域ですので、周知がなかなか厳しかつたと思ひますけれども、今までどのようにして周知してきたのでしょうか。

○古澤議長 答弁は土田町民税務課長。

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 ただいまの周知に関するご質問でございますが、これまでもご説明した経緯がございますけれども、対象地区の区の役員の方等との打合せを行いながら実証実験を進めてきたというふうな経緯がございます。

そういったところで、周知の方法についても協議をさせていただいて、まずは対象地区の方に全体的にチラシ等で周知を図るといふふうなことをまず当初はさせていただいたところでもあります。

その後につきましても、関係する方々から利用者のほうに周知をいただくといふようなこ

ともお願いをしてきておりますけれども、なかなか議員おっしゃるように周知が徹底されていないというところは、まだまだ不十分だということがあるというふうに承知しているところでございます。

今後につきましてですが、昨日の全協のほうでもご意見をいただいているところでありますけれども、丁寧な周知、フォローをしていくすべをさらに検討を進めて対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 多分、お知らせで普通どおり町内会長さんから配られて、多分恐らくそれでおしまいだんだと思ひます。区長さんが特別回って説明したという話は、私の地区では聞いておりません。やはり免許返上した方、やはり高齢になって独り暮らしの方も多し、それから夫婦暮らしの方も多し。そういう方はやはりなかなかお知らせ見ただけでは理解できない。特に初めての試みですので非常に難ししと思ひます。目がちょっと見えないうんだなという高齢者もいますし、そういう方が非常に多し感じがします。私が対面しても、やはりこういうのを持ていって説明しても、1時間ぐらしかかるんですね。もう面倒くさいからいいやとかという方もおられますし、やはり対面できちつと説明しないと難ししんだと感じています。

今回、新しいチラシが入間地区には入ってきました。一番後ろのほうにご利用者の声という欄がありまして、最初は面倒と思っていたが、玄関先から目的地まで行けるのでとっても便利だと、「こでらんに」というご利用者の声が出ていますね。ですから、やはり使った方は、「こでらんに」という、こういう声なんですね。これを役場の町民生活係で出したということは、ああやつと町民生活係の中にもこういう声が入ってきたのかなという感じがしたわけですね。

やはり町民が「こでらんに」うれしいね、ありがたいなということは、やはり皆さん役場、町の職員の方々の施策の下で大変喜んでいるわけですから、いかに皆さんのお仕事が大事かと。そして、こでらんにと言わせるこのうれしき、そこら辺がやはり町の職員の仕事の原点にあるんじゃないかと思ひますね。ですから、そこら辺を忘れないでぜひやっていただきたいと思ひます。

例えば、ある高齢者が先日、インフルエンザの予防注射の話をしていました。予防注射は4時からなんだと予防注射は、デマンドタクシーあるかねという話、2人で見たんですけれども、ないんです。結局ないから片道タクシーで行くと3,000円だね、往復で6,000円かかる

んだと。それに予防注射代が1,800円かかると。今、国民年金だけの老齢年金は、大体平均して男性が5万4,000円、女性は5万円です。5万円の中でそこからまた介護保険料が1万ぐらい引かれる、ということは残り4万ですよ。4万の中で、そのインフルエンザの予防注射だけで行って帰ってきて打つだけで1万円近くかかると、これは非常に大きいですね。

ですから、そういう住民の方々が町内で必死になって頑張っているんだと、そこら辺のことが町の仕事のパソコンの後ろのほうに見えるかどうかということがすごい大きいと思うんですね。ですから、ぜひそういうところでしっかり町民のことをイメージしながらやっていただきたいというふうに思います。

先ほど町長から説明がありましたけれども、時間帯は、私の地区は8時半に出発でした。8時半出発で、帰りが12時です。ですから、大体8時半に病院に行きますと、大体10時頃終わるんです。10時頃終わって、あとデマンド型タクシーは12時しかないですということは、もう2時間なんか到底病院では待てないと。私、地区を回ったんですけれども、今までは11時過ぎに帰りのデマンドタクシーあったのに、何で遅くしたんだ、何で1時間ずらしたんだということが4人聞いた中で4人全員の答えです。町のほうに何で遅くしたんですかと聞きましたら、電話アンケートで来た結果、ちょっと11時過ぎでは早過ぎる、もっと遅いほうがいいという方がいたということで12時にしたんだという答えでした。

ちょっと蒸し返すのは悪いんですけれども、何人ぐらいの方に電話アンケートをして、遅いほうがいいと言った方はどのくらいおられたんでしょうか。すみません。

○古澤議長 答弁は土田町民税務課長。

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

昨年度改正時のアンケート聞き取り調査になりますけれども、36名の方にお伺いしたところであります。

時間につきましては、特に時間についての要望が多かったというわけではありませんけれども、3名の方から時間帯の調整ということで、はっきりした時間帯での回答を得ているということで、時間を早めてくださいという大まかな回答を含めますとそれよりも多くなるというふうな判断、多くなったというようなこともございまして、実証実験として時間帯の調整をさせていただいて、さらに評価をさせていただきたいというようなことで、時間の変更をして実証実験を進めさせていただいたという経緯でございますので、よろしく願いいたします。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 今の話では、36人中、遅くしたほうが良いという方が3名ぐらいですか。よく分からなかったんですけれども、ですから、よく分からないんです、はっきり言って。要するに電話で、耳が遠い方がいるかもしれない、そういう方にいきなり役場から電話が行って、デマンドタクシーどうですか、遅いですか、早いほうが良いですかとか、いろいろ言われても、ちょっと分からないですよ。ですから、やはり対面式でのアンケートといますか、特にそういう高齢者の方が多いわけですから、そういうことをしないとやはり分からないんだろうと思います。

ですから、今、現場主義とよく言うようなんですけれども、やはりそういうことが今本当に、実際に出向いて話を聞いて対話する、そしていろいろな意見を聞くということはずいぶん大事になっているんじゃないかというふうに思うわけです。

特にちょっと心配なのは、町長にお伺いしますけれども、西川町の職員で町外から通勤されている方というのは何%ぐらいおられるんでしょうか。いきなりで大丈夫でしょうか。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 町外からの通勤の職員については総務課長の方からお答えさせますが、今あった現場主義、まさにそのとおりで、私も月例会のたびにと申しますか、現場主義、とにかく西川町全体を知って、そして事があった場合には、現場へ出向いて、お話を聞いて、目線は常に町民目線です。ですから、どちらかというとな役場の行政に関しましては、条例とか規則とか、そういったもので片づける気来があるということでもありますんで、そうではなくて、もし町民の皆さんとお話しして、条例、規則、町の責任で改正できるやつは町民目線の制度に変えるとか、そういった方向でぜひお願いしたいと思っていますんで、これはこれからもそのとおりやっていきたいと思っています。

まさにそのとおり、今あったようなバスの時刻もまさにそのとおりでありますんで、今後ともそのような方向で町職員には申し伝えますんで、よろしくをお願いします。

○古澤議長 追加答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 町職員のいわゆる居住、町内・町外のおおよその比率についてお答えさせていただきます。

町内に居住しておる職員は63%ほどということで我々は整理してございます。したがって、残り37%が町外というような形で整理してございます。

これにつきましては、議員ご案内のとおり、本町では病院経営も行ってございまして、病院の医療スタッフ、こういったものについては町内の育成、町民の方の育成、これは長らく

取り組んでまいりましたけれども、町外からお願いしているというようなこともございまして、そういったことも影響しておるといふふうには思いますけれども、比率は申し上げたような内容になってございますので、よろしくお願ひします。

以上であります。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 今お答えありましたように、4割近い人たちが町外から役場に通っていらっしゃるといふことになるわけですね。ですから、やはり意識的に町内に行かないと実際の、ああこんなところで高齢者の方が頑張っているんだとか、西川町もずっと奥が深いですから、やはり行かないと分からないですよ。100メートルの停留所までこのおばあちゃんがどうやって歩いていくんだろうとかといふことが見えるわけですよ。行けば、デマンドタクシーが来て本当に喜んでいまして皆さん感謝してくれる、そういうことを実際にやはり体で分かってほしいといふことを非常に思うわけですね。

そういうところで、ぜひ、去年コロナ禍の中で商工会のグループと観光課のほうで、商工観光課ですか、グループつくって事業者をどんどん回りました。いろいろなお話もお聞きしたことありました。大変すばらしいなと思ひました。

そういうふうに出向いて、あと厳しさも分かるし、何が必要かの話にもなるし、ぜひそういうところで、今、人が減ってきて、デジタル化が進行してきて、もうパソコンにだけ向かうシーンが多いでしょうけれども、やはりどんどん課長さんたちが率先して、お前行ってこいといふことでどんどん行かせて、やはり本当に職員の一番うれしいことといふのはやはり感謝されることですね、そういうのを肌で若い職員にぜひ感じさせてほしいといふふうにも強く要望しておきたいと思ひます。

先ほど町民税務課長さんに厳しいことを言ひましたけれども、昨日のチラシでは、大変こでらんといふふうにもうちの地区の方が言うほど時間帯を変えてもらひました。ありがとうございました。

といひますのは、行きが8時半出発、あと9時半出発、2便になりました。帰りが10時半に帰り、いいですね、いい今まで12時でしたから、10時半に終わった方は帰れる。また11時30分もあります。2便になりました。そういうところでは多分、これ私も昨日初めて見ましたけれども、入間地区の方は、ああこれはこでらんと思ひているんじゃないかと思ひます。ということで、すぐ変更してもらひてありがとうございました。

いよいよ来年度から全町に乗り合いタクシーを始めるわけですが、ではどのように

周知する予定でしょうか。

○古澤議長 答弁は土田町民税務課長。

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 来年度からの周知につきましては、昨日の議会全員協議会のほうの公共交通計画の策定に向けた考え方のところでもご説明をさせていただいているところでありますけれども、今後、方針に基づきまして具体的なところを詰めた上で、改めて関係者の方々と確認をして、さらには議会の方々にも、議員の方々にもご説明を申し上げる機会を持たせていただいて、周知を丁寧に図っていくというふうなことになると思いますけれども、内容につきましては、議員おっしゃるとおり分かりづらいところもありますので、さらにはデマンドタクシーだけではなくて、路線バス、さらにはスクールバス、全体の公共交通が大きく変わるといってもありますので、その辺を分かりやすく丁寧に周知する方法を具体的に今後詰め、タイミングも踏まえて詰めていって対応を進めたいというふうに考えているところでありますので、その辺につきましては担当の政策推進課のほうとも協議をさせていただいて、一緒になって取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○古澤議長 追加答弁、荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいま町民税務課長のほうからもありましたとおり、政策推進課のほうで今回の公共交通計画、全体的に取りまとめておりますので、デマンド乗り合いタクシー以外のスクールバスの回し方とか、そういったところについては、町報も情報政策推進課のほうで担当しておりますので、議員の皆さんのほうの了解も得ながら早めに町報などで、まだ具体的な路線とか、時間帯とか、そこまではまだ詰まっていない状況ですけれども、今後こういうような方向で検討中であるというようなアナウンスなどについて、早めの対応ということで、皆さんよくご覧になっている町報などの紙面を使いながらも対応を考えてまいりたいというように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） やはり新しい試みのデマンド型タクシー、それが全町に始まるということで、始まるのはやはり理解するのが結構難しいんじゃないかと思います。特に一番周知が難しいのは、やはり先ほど言いましたように、独り暮らしの高齢者や夫婦だけの高齢者だと思います。そういう方は特別の手だてが必要なんじゃないかと思います。ただの打合せでは駄目だと、区長さんに話ただけでも多分無理だと思います。ですから、やはり本

当は、そういう方というのは、私の地区では四、五人しかいません。多分そんな感じだと思いますね。

あと、例えば民生委員の方の話もあるんですね。例えば、ある高齢者の方が今回、乗り合いデマンド型タクシーが分からないということで、民生委員の方に電話したんだそうです。民生委員の方がよく分からないということで、民生委員の方から何か伝って、私のほうにどうということなんだということで私に来ました。ですから、民生委員の方にしっかりと周知徹底して、集まってもらって話して、具体的にどう説明すればいいのかも話をし、そして回ってもらってということも可能かなと思うんですね。

ですから、対面式でやはりきちっと説明して、このいい仕組みが、せつかく町がつくった仕組みがちゃんとその方に届くようにぜひお願いしたいということで、いろいろと特別の努力をしていただきたいというふうに強く要請したいと思います。

それから、最近私の地区で車の免許を返上した方がいます。免許返上して、2万円の件は先ほどありましたけれども、もらったと。デマンド型乗り合いタクシーは私の近くは通っていますけれども、全然そういう話はなかったということでした。ですから、やはり今、健康福祉課ではそういう免許返上した場合に、そういう紹介、こういうこともできますよという話はしていないのでしょうか。

○古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

○飯野健康福祉課長 免許返納の際にその制度的な内容はお話ししていますが、デマンドタクシーがそこをどういうふうにするかというような詳細な説明については、そこまではやっていなかったのかなというふうなことで今お聞きしたところでもありますので、今後そのようなバスの運行等々も複雑化するということなので、今後、民生委員とも話し合いながら詰めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上であります。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） いよいよ来年度から全町に実施されますので、ぜひそういう連携しながらしっかりと周知していくということが大事だと思います。登録もありますので、ぜひお願いしたいと思います。

次、質問2で、町はこれから対象地区をどのように拡大し、中身を充実させていく考えか質問いたします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 2点目になりますが、対象地区の拡大等の今後の運行計画であります。今後の運行につきましては、昨日開催されました議会全員協議会で申し上げましたが、地域公共交通計画策定状況の方針に基づきまして、これから地域公共交通活性化協議会、地域公共交通会議での協議を経た上で、デマンド型乗り合いタクシーについても、実証実験の評価を踏まえ、町内全域に拡充することを検討しております。

現在の方針は、令和4年4月1日から実証運行として、10月1日からは本格運行を目指すことを基本としておりまして、運行本数につきましても、現時点では往復4から3便を想定し、具体的にルートと目的エリア、町営路線バスの幹線である町外路線への接続などを踏まえて具体的な作業を進めることとしておりまして、また関連して、現在の町内の町営路線バスルートについては、スクールバスと一般の方の混乗路線については継続し、児童・生徒のいない地域の路線については完全にデマンド型乗り合いタクシーに移行してまいりたいと考えているところであります。

なお、今年度におきましても、今年4月及び11月に行ったアンケート調査等の結果を踏まえまして、12月15日から帰りの便の運行時刻を早めるとともに、来年1月には目的地の拡大に向け手続を進めているところでありまして、さらに利便性の向上と来年度の本格運行に向けまして実証実験を積み上げていく予定でありますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思っております。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 大体3便ぐらいという話でありましたけれども、大江町は行き帰り4便ずつです。朝日町は行き帰り5便ずつです。ですから、やはり生活していく上で最低4便は、午前2便、午後2便ぐらいは必要だということなんですね。ですから、せめてほかの市町村並みにしていただきたいと思っております。

それから、エリアですけれども、今、海味までということで、睦合は入りません。ある高齢者の方が、猫がいるんです。猫の餌を買いたい、あと猫のトイレの砂も買いたいと。だから、コメリに行きたいんだというんですね。だけれども、今のデマンドタクシーの状況ではコメリには行けないという。ですから、ぜひコメリに行かせてほしいという願いがありました。

ですから、そういうコメリとか、薬王堂とか、そういうところに行ってちゃんと猫の餌を買えると、そういう生活ができるという、そういう要望をぜひ実現させてほしいと思っております。それから、水沢温泉ですね、これもぜひお願いしたいと。私の友人がバスに乗って休みの

日に水沢温泉に行くんです。休日、それで本当に癒やされると。帰りに銘水館で何か買ってきて帰ってくる、それが1週間の本当に安らぎの時間なんだそうです。ですから、町内が、バスですけれども、できればデマンドだったらありがたいということです。

ですから、そうやって町内で動き回れば当然経済の活性化にもなりますし、動きが非常に活性化してくるわけです。ですから、朝日町は今、デマンドが5便、行き帰り通っていますが、ある町の高齢者の方が、朝日町はデマンドタクシーでにぎやかだと言っていました。ですから、そういうことだと思えますね。ですから、どんどん町内の方が動き回って温泉に行ったりしながら買物したり、店に行って買物したり、そういうことの動きが出てくると、そうやって町が活性化していく、経済が活性化していくということだと思いますので、ぜひエリアも睦合にも広げていただきたい、それから水沢温泉、銘水館もぜひ入れてほしい、この件に関してどうでしょうか。

○古澤議長 答弁は土田町民税務課長。

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 ただいまのエリア拡大についてのご質問でありますけれども、先ほど町長のほうから答弁があったとおりでございまして、議員おっしゃるエリアについても、1月の中旬頃にはエリア拡大をしたいというようなことで、現在検討手続を進めるために、検討、対応を進めているところでありますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） それから、利用料金ですね。料金が今デマンド型乗り合いタクシーは300円です。路線バスをデマンド型乗り合いタクシーに変えるということで、今町内のバスは、町内だけの行き来のバスは現在200円ですよ。ですから、それを路線バスがデマンド型に変わるということは同じ200円になると思うんですけれども、これはどうなんでしょうか。

○古澤議長 答弁は土田町民税務課長。

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 デマンド型乗り合いタクシーの利用料金のご質問でありますけれども、現在は路線バスとの並行での運行も行っているというふうなこともございます。そのような状況もありますので、デマンド型乗り合いタクシーにつきましては、議員おっしゃるとおり、利用者の方の自宅もしくは近くまでと目的地の移動手段というふうになっておりますので、サービスの的には路線バスよりも使いやすいというふうな状況となっているというふうなこともございまして、現時点では300円というふうなところで利用料金を

設定させていただいて、実証実験を行っているところであります。

現在のところは、来年度におきましてもこの300円をベースに検討を進めているというふうな状況であります。ご意見もいただきましたので、その辺も含めまして具体的な検討の中で再度検討をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 大江町は一律200円です。町長、こういうところで負けちゃいけないんじゃないでしょうか。

それから、大江町のいいところは、大江町のデマンド型乗り合いタクシーは休みは1月1日から3日までしかないんです。あとは全て、朝日タクシーに委託していますけれども、朝日タクシーが動かしていると。休みはないんです、正月しか。これは、大江町の渡辺町長、前の町長ですけども、土日も町民は生活しているんだ、移動するんだ、土日休みなんていうことはないんだと。逆にいろいろな行事があるから、土日こそ使うかもしれない。だから、絶対これは町民の生活を守るべきだということで、この委託しているタクシー会社にぜひお願いしたい、土日も運行してほしいということを強く要請して、タクシー会社がい、分かりましたということになったという話を聞きました。朝日タクシーに大丈夫ですかと聞きましたら、全然いいですよという話をしていました。ですからお互いにウィン・ウィンの関係みたいですけども、やはりここは町長の判断だと思うんですね。

特にこれは、一昨年の西川中学校2年生の模擬議会があったんです。ここである中学2年生がこういう発言をしました。私たちがどこかに出かけるときに家の人に送ってもらうことがよくあるのですが、家の人休みでないときがあるのでなかなか難しいことがあります。そこで、バスの本数を増やしてもらいたい。

このときはバスですけども、ですから、今子どもたちも親の車がないと町内では動けないんです。ですから、例えばコロナ前は図書館に結構中学生や高校生が土日はよく来ていました。結構たくさんの方が来ていて勉強していました。クーラーや暖房の中で、静かな環境で、町内の中学生、高校生が土日、図書館に通ってきて勉強していた。だけれども、車がない方、親が仕事の方は行けないわけですよ、来れないわけです。ですから、そういうところでもやはりきちっとそういうことをデマンドも走らせて保障すべきではないかというふうに思うんですね。

それから、今、小学校図書館では土曜日に、いろいろなせせらぎ俳句会とか、英語教室なんかもあります。ある方が、私もこの英語教室に行っているんですけども、ぜひデマンド型

タクシーを走らせてほしいんだというふうに言っていました。ですから、そういう願いがあるわけです。

大江町の渡辺町長はそういうふうに決断して言いました。さて、小川町長、いかがでしょうか。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 この過疎バスと言われますものにつきましては、昭和40年代の後半に過疎バスということで走らせてまして、今から二十四、五年前だと思いますが、料金の変更を行ったわけです。それまでは、大井沢から西川町の間沢まで来るのに700円ほどの負担があったということでありまして、当時、私、住民課長をやっておりまして、行政サービスというのはどこにいても同じ料金であるべきだというようなことで、それで財政当局と折衝しまして非常に困難だったんですが、200円均一にするというようなことでこれまで進んでおりまして、この200円均一につきましてはいろいろな議論もあったわけですが、一番近い海味からの料金が200円になりまして、その一番安い料金に合わせて、そして平等にするということで、もしそれを300円にした場合、海味も300円になるというよう不都合が出るというようなことで、そういったことで200円にした経過がございますが、ただ、これはあくまでもベースはスクールバスも念頭に置いてのバスの運行でありましたので、さっきおっしゃるように、土日につきましては運行しないというようなことでこれまで進んでおります。

ただ、今回、このデマンドバスにつきましては実証実験やっておりますので、いろいろな意見があるかと思えます。ですから、さっき議員からもあったように、まず現場の声をどういうふうにするか、ただ時間だけでなく、いろいろな面で拾い上げるか、こういったものも含めての実証実験だというふうに思っていますので、その辺は担当のほうに指示しまして、今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思っています。

渡辺町長と同じように、じゃ分かったと、ここで言えればいいんですが、後ろのほうに財政担当の課長もおりますので、そのようなことで、その辺も含めて全体的に検討したいと思いますので、よろしく申し上げます。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） ちょっと残念なお答えでしたけれども、今、人口流出が問題になっています。やはりこういう問題ではせめてほかの隣の市町村を、超えてとは言いません、並みにしてほしいと。ほかの市町村がやっているぐらいはぜひやらなくちゃならないべという

ことだと思っんですね。でないと、当然、ほかの町に行ったほうが暮らしやすいよね、あつちはもうデマンドばんばん通っているし、そういういろいろなことがありますね。そういうふうになってしまうわけですよ。

ですから、ただ5,000人を守れということではなくて、この具体的な一つ一つの結果がこういう人口流出を招いているかもしれない、そういう可能性が大きいと思うわけですよ。ですから、せめてここだけはまず、せめてほかの市町村ぐらいには、隣の市町村ぐらいには最低やると。そして、そこで流出してもある面では仕方がないわけですよ。最低それだけはやるという気持ちをぜひ町長に、ぜひそういう決意をお願いしたいと思っています。

では、次の質問に移ります。防犯灯の問題です。

町では、省エネルギーの推進、維持管理費の削減のためにLED防犯灯の設置を積極的に押し進めてきましたが、LED灯部の交換が必要になった地区が出てきています。また、防犯灯が大雪などで壊れた地区もあります。LED灯部の交換費用は高価なため、町内会等の負担が非常に大きいという声が出ています。町は防犯灯維持費用の補助金制度をつくるべきではないでしょうかという意見です。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 防犯灯の維持費用等の関係であります。防犯灯の取替えの補助につきましては、地域における省エネの推進、維持管理費の削減を図るために、町内会等が維持管理します防犯灯をLED防犯灯に取り替える経費に対しまして、平成25年度から29年度まで、さらには令和元年度に補助金を交付したところであります。

補助対象経費につきましては、既に設置してあった防犯灯を撤去し新たにLED防犯灯への取替えの経費でありまして、1灯につき経費の2分の1の補助を交付したところであります。

区長、町内会長からは計画的に申請をいただきまして、維持管理については以前と同様に地元で行っておりますが、地元で負担している電気料が大変安くなったという評価をいただいております。一方、LEDの防犯灯の寿命につきましては約10年と言われておりますので、令和5年から8年頃に更新の時期が来るかと思われませんが、現在の防犯灯の修繕状況を業者にお聞きしたところ、落雷か落雪か定かではありませんが、町内で年間1つくらい更新を行っているとのことでありまして、器具の更新費用は2万5,000円程度となっております。今後、令和5年から令和8年には更新のピークを迎えることが考えられますので、前回の補助金の交付状況や、区長、町内会長の声を聞きながら更新の補助についても検討してまいり

たいと考えております。

以上であります。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 前向きな答弁ありがとうございます。

ある町内会では、今回、防犯灯が壊れまして2万円かかったということで、町内会24軒で負担するというので、やはり今から10年近くなるやつも出てくるので、ちょっと心配だという声が上がっています。あと、五、六軒の町内会もありますので、五、六軒の町内会で大丈夫だべかという話もあります。ですから、ぜひお願いしたいということです。

特に雷に弱いんだそうですね。やはり異常電圧ですぐ壊れるということで、私が行った町内の電気屋さんの方は、今までLED化した中で壊れて修理したのは10件あったという話をしていました。ですから、いろいろな地区で結構壊れています。ですから、ぜひお願いしたいと。

ある地区では、防犯灯はできるだけなくそうしている地区もあるんですね。電気代が結構かかって大変だから、もうなくすべとかということで、こういうこともあつたりするんだそうです。だけれども、車の方はあまり防犯灯を感じないんですけども、散歩したり、歩いて出勤したりしている方は非常に感じていまして、絶対なくさないでほしいという強い要望です。

ですから、お金かかっても壊れたら2万円町内会で負担だと、じゃもういいべはあとなつたらやはり困るわけで、ぜひそういうところで、さっき町長言われましたようにぜひ補助制度をつくっていただきたいというふうに思います。

あともう一点です。

中学生、カヌー部で長沼から沼山のほうずっと通ってきますけれども、あそこに町で設置した防犯灯があります。町で設置したんですけども、電気代は沼山地区が持っているんだそうですね。LEDになっていないやつもあって、一月1,000円ぐらい電気代かかるんだそうです。町でそれは設置したんだから、電気代は町じゃないですかという声があるんですけども、これはいかがでしょうか。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 長沼から沼山の防犯灯につきましては、確かに町のほうで設置した経過がございます。あれは保護者の方からの要望があつて、あそこに一灯もないということだったんで設置したわけではありますが、今ちょっとお聞きして、町で設置した防犯灯でありますので、そ

それを区での負担というのはちょっと初めて聞きましたので、それは区のほうとご相談させていただきますので、よろしくをお願いします。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） ぜひよろしくをお願いいたします。やはりカヌー一部が11月半ばまで長沼でやりましたけれども、真っ暗な中、帰ってくるんです。防犯灯はぽつん、ぽつんとあるんですけれども、電気川もありますし、急な坂道だし、崖もあるし、ちょっと怖いんですよ。

ですから、ああいう状況で中学生を自転車ですべていいんだろうかと非常に心配になるんですけれども、例えばもう日が短くなる10月頃からはバスで送迎するとか、学校のバスか何かで送迎するとか何か考える必要があると思うんですけれども、ちょっと話がそれますけれども、いかがでしょうか。

○古澤議長 通告にはございませんけれども、安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 中学生が長沼のほうで、秋、遅くまでカヌーの練習をしているということは承知しておりまして、電気も暗くて、坂道で危ないというふうには思っておりますけれども、今々すぐバスでということまではまだ検討とかまではしておりませんでしたので、今、佐藤議員からお話あったことについては今後、内部でも検討させていただきたいと思えます。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 町民がこでらんにと、この町に住んでよかったなど、そういうふうに言われる町にするために、町の職員の皆さんの力は非常に大きな責任があると思えます。私たちもそうです。ぜひよろしく、その期待に応えるようによろしくをお願いいたします。

これで質問を終わります。

○古澤議長 以上で、3番、佐藤光康議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○古澤議長 これでは本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時06分

令和 3 年 1 2 月 6 日

令和3年第4回西川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和3年12月6日(月)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	前田雅孝	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	土田浩行	君	建設水道課長	眞壁正弘	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	奥山純二	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	鬼越晃一	君
書記	柴田歆那	君			

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

◎一般質問

○古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 大 泉 奈 美 議 員

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

[5番 大泉奈美議員 質問席へ移動]

○5番(大泉奈美議員) おはようございます。5番、大泉奈美でございます。

早速、質問に入らせていただきます。

来年度の予算編成と重点事業をどのように進めるかということにつきまして、まず令和3年度については、新型コロナウイルス感染症への対応、地域経済の活性化に向けた取組、豪雨災害対応を最優先とし施策を行っている現状を踏まえまして、来年度の予算編成に当たり、重点事業とコロナ禍における町民の要望を予算編成にどう反映させるか、次の質問をします。

質問の1番です。

産業振興において、農林業の森林環境譲与税を活用した新たな森林管理システム化の現状と、町民に対して具体的な周知方法、活用についてどのように進めていくかお聞きいたします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

[町長 小川一博君 登壇]

○小川町長 おはようございます。

ただいまの大泉議員の来年度の予算編成と重点事業等についてのご質問であります。最初のご質問の森林管理システムについてであります。新たな森林管理システムは、全国に荒廃森林が増加していることから、森林を適時適切に伐採、造林、保育等の施業を実施することが必要となっております。国では、林業の効率化及び森林管理の適正化の促進を図る体制を整えることを目的としまして、平成31年4月1日に森林経営管理法を施行いたしました。

この法律では、森林所有者は経営や管理責任を明確化し、市町村は経営や管理が行われていない森林所有者の意向を確認し、経営や管理の委託申出があった森林については、経営管理集積計画を定め、市町村が経営や管理の委託を受ける経営管理権の取得を行います。その後、林業経営に適した森林は、経営管理実施権配分計画を定めまして、森林経営や管理を林業経営者に再委託する経営管理実施権の設定を行うことなどとされております。

このシステムは、現在の本町の取組状況については、森林経営管理法が施行される前年度、平成30年度に事前準備としまして、人工林の資源量、森林管理の状況、林道等アクセス条件、森林所有者の高齢化や不在地主の心配等を考慮した中で、小山地区をモデル地域と設定しまして意向調査、対象森林の選定、森林所有者情報リストの作成を実施したところであります。

令和元年度には森林所有者の意向調査を実施しまして、2年度には経営管理権集積計画を策定し、経営管理権を取得しております。

今年度は、経営管理実施権配分計画を策定しまして、間もなく民間事業者の公募、選定を行い、令和4年度から民間事業者による経営管理を実施する予定であります。

現在の経営管理実施権配分計画策定予定面積は約52ヘクタールで、所有者は約30人となっております。また次の森林経営計画策定に向けて取り組んでいる森林面積は約124ヘクタール、所有者は約50人となっております。本町の進捗状況は山形県内市町村の中でも上位の進捗率となっております。

町民の皆さんへの森林経営管理制度の具体的な周知につきましては、先ほど申し上げたとおり、現在はモデル地域でのシステム構築を実施をしている段階でありまして、その検証を踏まえながら制度の周知と拡大を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思っております。

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） 今、町長のほうから森林管理システムについて説明を受けたわけです。本町につきましては95%が森林原野と言われておりまして、本当に山が多いといいますが、見てのとおりかなというふうには思いますが、今この現状、今町長の説明にもありましたとおりに、計画書に基づきまして、林業については地域はある程度のエリアを分けて森林経営をしていくというふうな考えであるかというふうに思います。

具体的に、例えば先ほど小山地域というふうに出てきましたが、エリアを決めるといいますか、そういった形で進めていくのだとは思いますが、現在、地域の方、所有者などについてどういうことで動いているか、どういうふうな対応をしているかについてお尋ねをいたします。

○古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まずは今、大泉議員がご指摘のとおり、西川町の森林につきましては、町の95%が林野だということをごさいます。林野面積については3万5,199ヘクタールということをごさいます。

その中で、国有林がほぼですが、民有林につきましては1万2,795ヘクタール、人工造林につきましては5,098ヘクタールということで、天然林については7,777ヘクタールということをごさいます。

その人工林の5,000ヘクタールでございしますが、その中でも、町も、町村合併以来、町営造林等進めてまいりましたけれども、その主伐期にかかる11齢級、5年単位でいきますと大体60年伐期というふうなことでいくわけですが、それを超えているところが2,900、半分以上のヘクタール、58.7%が本格的な利用期に入っているということになっております。

先ほど申し上げました町行造林につきましても490ヘクタールということで進めてまいりまして、いわゆる各地域との分収契約をしながら進めさせていただいておりますが、植栽期間が昭和35年から39年までの間、この分収契約を結ばせていただいたのがほぼ間もなく令和8年度で60年というようなことを迎える予定になっております。

そういったことを鑑みながら、今後、いわゆる使う林業にシフトをしながら進めなきゃいけないというようなことで考えているわけですが、これまでそういった多くの森林面積ある中で、町の整備の進め方というようなことについては、先ほど町長が申し上げました新たな森林経営管理法に基づいて、小山地区をモデル地域としながらやるというようなことをごさ

いますが、まずその前に、先ほど申し上げた森林経営管理法に基づく森林経営管理制度というように進めていくということですが、その前に森林経営計画を立てて、これまで多くの林野面積を整備を図ってきているところでございます。

これにつきましては、この森林経営管理制度、経営計画制度は、今回の管理制度の前できたものでございまして、そのエリアを定めることによって必要な国からの支援が受けられるというようなことでございます。

そんな関係から、旧村単位で見ますと、西山村系統の山が、綱取、岩根沢、間沢、海味、睦合、ずっと5年間の経営計画を立てて、その中で整備をして間伐等の事業を実施させていただいております。

それで、全体の面積が、経営計画を立ててきた面積が約2,100ヘクタールほどを経営計画のエリア面積として立てております。その中で、間伐等の作業も実施しながら900ヘクタールほどの面積を間伐等施行しながら実施してきております。

そんな関係で、山の整備をしっかりと、それでしっかりとした山の管理をして、その後、先ほど申し上げましたいよいよ伐期を迎えている段階で、山にお金を落とすような体制、そこで切って、そして販売して、そしてさらにもう一度植栽するというような、いわゆる循環システムをしっかりとしていくということで、今、それらに向けた取組、経営体制を取っていききたいということで進んでいるところでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） 今、課長のほうから説明がありまして、森林経営管理制度によりまして順次、今は西山村のほうから行っているということであります。やはり計画を立てていかないとこの制度を使えない。まず町民といいますか、山を持っていますよと、ただその計画というのはどういうふうにしていったらいいかわからないというのがまず一番の、山をこういうふうにしたんだけどと言われても、まず計画を立ててくださいと言われて、やはりここが町民にとっては一番わからないところだと思いますので、ぜひ丁寧な説明というか、いやこういうことで、例えばこういう形でというか、マニュアルといいますか、そういったものを教えていただきながらやっていっていただきたいなというふうに思うわけです。

それで、森林管理制度とちょっとずれますけれども、今、ウッドショックですよね、杉の木が大変高騰しているという。じゃ今まで計画を立ててきたところも、これから計画を立てる地域もありますが、もうちょっとと思うと杉ももっと高くなんなんねがやとか、もうちょっと

高く売れるのではないかとかという考え、なるべく、今まで手入れしてきたんだから高く買ってもらいたいし、そういった、売ったらお金が入ればいいかなというふうに考えていると思いますが、そのウッドショックに対して担当課としては今どのように考えているかをちょっと教えてください。

○古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 ウッドショックについてというようなことでございます。

その前に、先ほど答弁の中でちょっと抜けたことを一つ申し上げますが、経営管理制度、新たな森林管理システムを導入するエリアとしましては、先ほど申し上げた経営計画に定めたエリアは除くことになっております。したがって、旧西山村のほうにつきましてはその対象外ということになります。

したがって、川土居村のほうがそういう経営計画エリア、経営計画制度を入れる、このことが可能になるエリアというようなことになりますので、そういった観点からも含めて、先ほど町長が答弁を申し上げた小山地区が一つのモデル地域、そこから川土居のほうに進めていければなというふうなことが一つの方向性として考えているところでございます。

そのことによりまして、しっかりとしたエリアを定めることによって、先ほど申し上げた経営計画を入れて、整備が図られていくということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ウッドショックに対する町の視点ということでございます。

なかなかそのウッドショックで至急、材が足りないということで、そのことがすぐ西川町の製材、さらには森林組合等の伐採、さらには製品の出荷につながっていないということです。

そういうことにつきましては、やはり川上、川中、川下のしっかりとした流通体制が取られていないということが、そういった体制にすぐ対応できないということが大きな原因になっております。

そんな関係から、やはり流通体制、いわゆる物流システムの一つの企業間を超えた物流システムを県のサプライチェーンということで、よく物流システムの中で言っているんですが、県においても、先日、庁内で検討会もしていただきましたが、いわゆるサプライチェーン、川上、川中、川下のしっかりした連携の下、出荷体制を取ることが必要ではないかというようなことでございます。そういうふうな観点からしっかり検討していく必要があるというふうに考えております。まだそこまで至っていないところが現実でございます。

前に、町としても、国に対して、林業成長産業化モデル地域として2年間、認定をいただくためにトライをさせていただいて、申請をいたしました。そういう体制をつくるのが新たな森林、いわゆる今回のサプライチェーンマネジメントなどを含めた検討というようなことでトライさせていただいたんですが、認定いただけなかったというようなことでございます。

でも、実際に今ある、製材屋さん、あと森林組合、さらには大工さん、川下の部分の出口、どうやってしていくかということについては、先ほど申し上げたサプライチェーンの構築に向けてしっかりと検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） 今、課長から説明がありましたように、その制度に従って準備を進めているという段階ということに対しましては、非常にご努力が見えるかなというふうに思っております。

その中で、あと1点なんです。地域林政アドバイザーといいますか、やはり専門的なところで、例えば個人の山で、うちの山、こういう状況なんですけれども、まずその制度に入る前に聞きたいといったときに、地域林政アドバイザーというふうな方は町にはいらっしゃるのかちょっとお尋ねをいたします。

○古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 地域林政アドバイザーにつきましては、国の制度に基づいて指定をしていくものでございますが、配置した場合は、特別交付税の制度等もあって、そういう取組ができるというものでございます。

本町におきましては、今設置はまだなっておりませんが、やはりこれから、森林アドバイザーはいなくても、うちのほうでは森林組合とか身近に町内にございますので、そういった方々の指導をいただいたり、さらには町の担当のほうで対応させていただいておりますが、やはり先日もある地域においては、やはり林業のしっかりした勉強会しなきゃいけないという動きがございます。

そういった観点から、やはりそういった専門的な指導をできる立場の方の下とか、そういったものについて指導できる方、専門的な方も今後検討する必要があるのかなというふうには思っておりますけれども、現在はまだ設置がされていないという状況でございます。

以上でございます。

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） 森林につきましてはいろいろと、今、地域林政アドバイザーのお話も出ていまして、町には森林組合という力強いところもございまして、ぜひ一体となりましてこの林業関係につきましては進めていきたいというふうに思います。

ただ、一つなんです、この山といいますか、杉山といいますか、それについては、関わっている人という、私はたまたま嫁ぎ先に山があったので、こういったことで森林組合とか山についてもお話ができるんですが、山、杉山ってお金になるんですかという方が多いかと思えますね。

歴史的背景をたどれば、西川町には行政区、同じ地区でも、行政区、財産区とありまして、その行政区、財産区の違い、例えば移住した方というか、移転した方でもなんです、地域に行ったら林道整備の草刈りに出てください、でなければ不参加金を払ってくださいという。なぜ不参加金を払わなければいけないのかという、その答えに対しての明確なというのをやはりこれからきちんと教えていかなければ、移住してきた方についても、区費があつて、町内会費があつて、隣組のがあつて、公民館費もあつて、そのほか林道の草刈りに出てくださいとか、いろいろ出費が別な意味で出てくるわけですね。

ですので、例えば農業でいえば多面的制度、多面的支払交付金のように、草刈りに出たらお金が出ますよとか、そういった制度をちょっと活用しながら、なるべく若い方の負担といえますか、そういったことが、もちろん若い方だけではなく、80代以上の独り暮らし、2人暮らしの高齢者の方も、もう俺らいかんにはとって、でもそこに住んでいる以上は不参加金はもらわないのよみたいなでは、なかなか町に住みづらくなってしまうという面もあるかと思えますので、そういった交付金を各地区にお出しできるような制度を町でも考えていただきたいなというふうに思いますが、これは課長か町長かというふうにはなるんですが、町長、よろしくをお願いします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 林道の関係であります、林道にも様々ございまして、基幹林道、あとはそれぞれの区の管理の林道、それから作業道につきましては受益者のための道路、林業経営のための道路ありますが、一般的に林道の作業については、地元の地区の管理が主となっております。

町の管理の基幹林道もしていただいているところもありますが、そういった意味で、それぞれの区によってその捉え方が違うわけでありまして、それらの区の中で協議していただき

たいと思っておりますが、ある区については、山は財産でありますんで、何十年と育てて、それを売ってお金にするということでもありますんで、その財産、要するに山の経営に携わる、要するに山の管理の組織に入るには、要するに区に入るには、改めて入会金と申しますか、そういったものを徴収する地域もございます。

ですから、それぞれによって違いますんで、ですが、ただ、議員おっしゃるようにこれからどうするんだということでもあります、これにつきましてこれまでも申し上げておりますように、まずは高齢化社会で、高齢者は従来の林業経営、区の林業経営に関わってきたわけではありますが、なかなか出られないということもあって、そういった家庭が非常に多くなっているということもあって、まず地元の地域の皆さんの負担を軽減する、特に林道、それから区道、要する区管理の道ですが、そういったものも含めてですが、負担を少なくしたい。

特に林道につきましては、前々から申し上げておりますが、森林環境税の中でできないかということで、今、町有林運営委員会で議論していただいております、町有林運営委員会の小委員会で今議論がなされておりますんで、それを踏まえて、できる限り負担を少なくしていくというような方向でおりますので、よろしく申し上げます。

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） 今、町長から説明もありましたように、ぜひ、せめて不参加金がないような体制にできるように、町でもいろいろやっていただけたらなというふうに思っています。

山はやはり宝の山、人によっては宝かなという方もいるかと思いますが、ぜひ、いやこういった意味で宝の山だというふうな取組をしていただいて、ぜひ今後も頑張っていただきたいなというふうに思います。

次は質問の2番に移りますが、観光交流の推進として、自然資源や農林業の生産現場、食などが体験できる交流滞在プログラムの構築と、通年観光を推進し、町の経済の発展を目指しているとしていますが、コロナ禍におきましてどのような事業展開を進めていくのか。また、月山リフトは町の観光となる拠点施設です。老朽化が進んでいますが、町としては、支援策、これは経営しているところは月山観光開発であります、町としての支援策の考えがあるのかをお聞きいたします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 2点目の観光交流の推進並びに月山のリフトについてであります、初めに観光交流の推進について申し上げますが、平成31年3月に策定しました西川町観光ビジョンでは、

本町が観光資源として活用すべき資源として、1つ目が磐梯朝日国立公園が表す雄大な自然、2つ目が春、夏スキーのメッカをもたらす最大の豪雪地、3つ目が歴史が語る出羽三山信仰の精神性と文化、4つ目が大井沢を中心に継承されてきた自然学習発祥の地、5つ目が水にこだわったまちづくりの歴史と明記されております。

その上で推進します4本の柱を歴史文化観光、アウトドア観光、健康づくり観光、四季のイベント観光とし、広域連携をさらに強化することによりまして、インバウンドを含めた誘客拡大、特に冬期間のスノースポーツを含めた滞在型体験プログラムツアーの造成等によりまして通年観光を推進し、他産業への波及効果を引き出しながら、観光からの総合産業による町内経済の活性化を目指すこととしているところであります。

次に、月山リフトについてのご質問であります。月山のペアリフトにつきましては昭和63年に設置されまして、今年で33年が経過しております。平成30年に融雪によりまして支柱が傾き、修繕を行っておりまして、31年には電気系統の故障により修繕を行っております。令和元年度には月山ペアリフトリニューアル可能性調査を行ったものの、動植物の生態系への影響調査、事業規模、費用対効果、事業主体の明確化、宿泊業への環境など、詰めなければならない課題が多く、さらに関係者の皆さんと検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） 今、町長のほうから説明がありまして、月山を中心とした観光に向けて、町は出羽三山、大井沢を中心としました教育旅行など、あとは水にこだわった観光、四季折々の広域観光を目指しているという説明がありましたが、具体的に、大井沢地区で行われていました教育旅行について、大井沢と岩根沢地区で農業体験が長年行われてきたということもありまして、近年におきましてはコロナの関係もあり中止されていたということもあり、この教育旅行については現在もアプローチをされているかということと、受入体制はどのようになっているかということについてお尋ねをいたします。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 教育旅行についてということでのご質問であります。教育旅行につきましては、平成21年をピークに受入生徒数、減ってきております。21年のときには22校で2,553名の生徒さんを受入れしております。このときも農業体験というふうなことで月岡、大井沢地区のほうで農業体験をしていただいたというところがあります。

それが減少傾向というふうなことがありまして、令和元年ですが、元年度はもう1校、99

名の受入れとなったわけです。令和2年と令和3年、今年度につきましては、やはりコロナ禍ということでなかなか受入れが難しいというような状況にもなっております。

この教育旅行につきましては、やはり隣県、宮城県からの教育旅行というのがほとんど、大半でございました。なかなか県内での教育旅行先、農業体験も、県内での行き先でというふうなことに宮城県もなっているようでございますので、なかなかこの隣県のほうには来る機会が減ってきているというようなところになってございます。

令和2年度にも1件、問合せがございましたが、先ほどのコロナでちょっと流れたところであります。令和3年度ですね、今年度も1件ございまして、これにつきましては、学校ということではなくて、スポーツクラブでの農業体験ということでの申込みであったわけですが、残念ながらコロナで流れてしまったということになっております。

また来年度、令和4年度ということでも問合せいただいているところもございます。そこにつきましても状況がどういうふうになるかというところでもありますので、ちょっと不確定なところではありますが、問合せをいただいているところでもあります。

この教育旅行につきましては、県の教育旅行誘致協議会というものがあまして、そこで各学校等へのセールスをやっただいておりますので、そちらからのPRをしていただいで、今全体的には県内のほうにはなるわけではありますが、その中で西川町というようなところでもPRしていただいているところでもあります。

なかなか受入体制の民宿等のキャパが減ってきておりますので、なかなか200名とかという大所帯のものは受け入れられない状況ではありますが、少人数のものを受け入れていくというふうなところになってございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） 今、課長のほうから教育旅行についての現状について説明をいただきまして、平成21年をピークに昨年、令和2年、3年と行っていない、ただ問合せはある。逆にコロナ禍の中で、田舎といいますか、自然の中で過ごすというふうな傾向にあると思っておりますので、ぜひ、令和3年というか今年、スポーツクラブからの問合せがあったということもあるので、そういった問合せを大事にいただいで、今コロナ禍なので駄目ですではなくて、その後もやはりそういったつながりを持って別の点からもアプローチをしていくという方向にしていただきたいなというふうに思います。

あとはやはり受入体制ですね。教育旅行、今年も駄目でした。それで、例えば受入先の大

井沢地区とか岩根沢地区のほうに対して今年も駄目ではなかった、こういったこともあって、じゃ次、こうしていくといいんじゃないですかねとかという、やはり昨年というか、コロナが始まる前から商工観光課のほうではチームをつくって、町の事業所さんをいろいろ一件一件巡ってお話を聞きながらという体制を整えているかというふうに思いますので、そういった受入先の民宿さんとかも、こういったこともありますと、コロナ禍で、多くの人数は無理なんですけれども、少しの人数は受けられる体制をこれからもやっていく方向というか、兆しというか、見通しをお話ししていただくと、非常に受け入れる側も、ああじゃもうちょっと終息すると来年はもしかしたらいけるかもしれない、じゃ頑張ってみようかなとか、今度来たらこういうことを子どもたちに体験させようとか、そういった話に進んでいくのかなというふうに思いますので、ぜひ、担当課の方、支援チームというすばらしいチームがございますので、そういったことのほうも進めていっていただきたいと思いますが、この点についてちょっと課長の見解をお伺いします。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 今ありましたこの教育旅行につきましては、町内でなかなか農業体験できるところも少なくなってきたということでもあります。農業だけではなくて、西川町につきましては、町の6次総の中でも言っていますが、日本一の自然教育・学習先進地づくりというようなこと、あとは雪国宣言もしておりますけれども、雪遊びという体験なども通しながら、そういった体験もその教育旅行の中に組み込めるのではないかなというふうに思っているところでございます。

そういったものも含めながら、あとは、宿泊先になります民宿、旅館などのご意見もやはりお伺いしなくてはいけないなと思っているところであります。

そういったこの西川町、このエリアに合った教育旅行の在り方について、やはりもう少し考えていかなければならないと思ってございますので、令和4年度の中でその在り方をちょっと考えていこうということで、課内のほうでも検討しているところでございます。

以上です。

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） 今、課長から説明をいただいたように、逆にコロナだからこそ、今考えるというふうなことが大事なのかなというふうに思います。要は、大勢の人が集まるイベント型というのがありますが、少数型というの両極面の意味で考えていただきたい。一番やはり大事なものは、お客さん連れてきました、受入体制ですね。受入れ方をきちん

としたものにしていただければ、それがリピーター、大勢で来たけれども、個人的なリピーターにつながっていく。リピーターさんというのは一番大事な人たち、何回も何回も足を運んで来てくれるというのは非常に大事だというふうに思いますので、ほかの観光プログラム、滞在プログラムもあるかと思いますが、ぜひリピーター確保に頑張っていただきたいなというふうに思います。

先ほど、リフトにつきましても支援策ということで町長のほうから答弁がありました、環境省、自然環境のほうでなかなか難しい、生態調査などで難しいといったことがありましたが、ちょっと一点だけ、リフト、多分今年も雪が降って、来年もしかしたらまた何か不具合が出るのかなというふうにも想定されてはいますが、ロープウェイというお話も一昨年ほど、こういう選択肢もあるとされていましたが、その件について今調査とかしていらっしゃるのか、関連してお聞きいたします。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 月山リフトの老朽化に当たりまして、その対策というご質問だと思いますが、月山のペアリフトにつきましては、令和元年にペアリフトのリニューアル可能性調査を委託しまして調査を行っているところでございます。

その調査の中では、ロープウェイ、ゴンドラ、あとリフト、その3種類について、どういった可能性があるんだろうというふうなところを調査したものでございますが、その中では、まずは調査をして、方線なども見ながらですけども調査をしたということでもあります。

経費について、やはりかなり大きいものがございますので、あとは先ほどありましたその環境に与える影響、環境アセスというようなところも出てくるかと思っておりますので、そういったものも経費的には膨らんでくると思っております。あとはやはりその事業主体、どこにするのかとか、当然経費の問題、補助金があるのかどうかというようなところも調査しなければなりません、そういったところで、まずはその3点について、ロープウェイ、ゴンドラ、リフトの可能性を図ったところでありますが、なかなかまだまだ詰めなくてはいけないところ、あとは関係者を集めた協議もしなくてはいけないところがありますので、今のところはまだこれが一番だというようなところは出ておりませんので、ご了承願いたいなと思っております。

以上です。

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） 今、可能性調査ということについて、ゴンドラリフト、ロープウェイ

イも一緒にやっていますというお話でした。

ただ、今年、3年度、月山に行った方のお話を聞くと、平日でも混んでいるという。土日は皆さんお休みなので混んでいるというのは想定されるころではありますが、平日も駐車場いっぱいどこに止めたらいいか分からなかったぐらい人がいましたというのが実態です。これぐらいの方がやはりリフトを今現在利用しているわけです。

ですので、また雪が消えて、ちょっと不具合が出て、リフトが2週間なり、1か月はないとは思いますが、その期間動きませんでは、来てくれた方といたしますか、こんなことを言うては何ですが、お金を落としてくれる方を逃していくというふうに思いますので、ロープウェイ、ゴンドラを選択肢といたしますか、これはロープウェイとかゴンドラとか、すごい山、遠くではあの八甲田山にもうロープウェイがあるという、あの山にロープウェイがかけられて、月山になぜかけられないかというのは、やはり事業主体とか、補助金とか、そういったお金の面とか、環境面とかいろいろあるとは思いますが、そういったところをクリアできる方法はどこかということを探りながら進めていってもらいたいなというふうに思います。

観光につきましては、西川町も、吉川の安中坊も整備しまして、お客様に来ていただくということになります。三山の登り口である神社もあります。そういった点と点を線につないで、お客様を運びながら、それにはやはり町民がそこを知らなくてはいけないし、そこでちょっと聞かれたら、こうこうこういうところですよと説明、町民総ガイドなんていうふうにはいかないかとは思いますが、そういった体制ができてくればいいかなというふうに思うところです。

これちょっと教育旅行、大井沢、岩根沢地区と申し上げましたが、これに関連しまして、実は、3日の一般質問で佐藤議員が地域交通網について説明をしました。やはり病院に行くという形で、デマンドタクシーを出している体制、非常に大変よろしいかなというふうには思いますが、逆に私、じゃ大井沢に午前中行って、伝承館で何かしたり、森林公園で歩いてお昼ぐらいに帰ってこれるかなと思ってバスの時間を見たら、昼から行って、大井沢にいるのは40分ぐらいということでした。

前に、随分前の子どもたちなんですけど、大井沢に友達がいるから釣りに行こうと言って、前はそういったバス時間とかダイヤがあったのが、バスで行って、釣りをして、ああ大井沢というのはキャッチアンドリリースなんだということ子どもたちが自分で体験をして、捕まえて、もらえるのかと思ったら放さなきゃいけないんだっけという話も聞いたことがあります。

ですので、子どもたちも、そういつて大井沢や岩根沢の神社に行けるデマンド、なかなか大変なことは分かりますが、これは要望といいますか、これに期待したいなということで、最後に付け加えていきたいと思ひます。

それでは、質問の3番目に入りまして、今年7月に行われました東京2020オリンピックにおきまして、コロナ感染対策を万全にし、カヌーのホストタウンの役割を果たされました。担当課はじめ各関係の皆様に対しましては敬意を表し、感謝申し上げるところです。

さて、今後も月山湖カヌースプリント競技場施設整備を進める中で、艇庫、更衣室、トイレ等の施設設備の実施年度及び財政計画や税源確保についてどのように考えているかお聞きいたします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 質問の3点目ではありますが、月山湖カヌースプリント競技場の関連施設整備計画についてでありまして、整備計画につきましては、現在、役場の庁内の月山湖周辺利活用プロジェクトにおきまして、ただいま指摘ありました艇庫の整備と湖面の利活用について検討を進めております。

施設整備に当たっては、月山湖の湖面利用の全体構想に関する合意形成が最上川ダム統合管理事務所をはじめ関係機関との間で必要であると考えておりまして、その中で艇庫整備についても検討を進めてまいりたいと考えております。

そのため、具体的な設計に入る前に、最上川ダム統合管理事務所との整備内容に関する事前の協議を行う必要がありまして、その後の実施計画、設計も含めると、整備工事に入る前の準備期間については複数年は必要であると考えております。

また、整備に要する財源の確保につきましては、有利な財源であります辺地債の活用や、これまでカヌースプリント競技場施設整備の財源としても活用してまいりましたスポーツ振興くじ助成金なども確保してまいりたいというようなことで考えておりますので、ご理解をお願いします。

以上です。

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） 今、最上川統合、もちろんあそこ、湖面を使うわけですし、エリアもありますので、国に相談といいますか、会議をいろいろ、準備期間をしながらそれを進めていきたいというふうにしております。

実は、今年度、令和3年度予算編成方針についてという、こういった資料、実は昨年11月

4日にできております。

議会にお示しをいただいたというか、こういったものを見たところから次の質問をしますが、まずカヌー関連、月山湖カヌースプリント競技場施設整備の費用、主な事業として、令和3年度は月山湖カヌースプリント競技場整備事業に6,881万6,000円と、令和4年度は2,000万、令和5年度は3億円という予算。多分、もちろんこういう箱物というか、こういう施設を建てる時にかなりの金額があって、どういった財源を確保して計画を立ててやっていくかというふうに、今、町長もおっしゃったように数年かかるというふうな答弁があったのは理解しております。で、この予算にかける、町もちょっと財政は苦しいかなというふうには思いますので、今おっしゃった辺地債、スポーツくじを頂いても、そのほか、やはり町の一般財源や基金からの繰入れといいますか、これを出していかなくてはいけないかなというふうに思います。

具体的なものがまだ決まっていないとはいえ、大体どれくらいの予算を町で、そろばんをたたいて、電卓をたたいて出していけるのかなというふうに思うんですが、見込みとしての段階で結構ですが、この金額を大体、整備費用といいますか、大体どれくらいを見込んでいくかというふうに具体的な数字がもしあればお尋ねをしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。

○奥山生涯学習課長 艇庫を含めた周辺設備等々の関係でございますが、やはりこういった機能を持たせるのかという部分での事前の検討、施設の中身とか、それから建設の場所等々によりましては、やはり金額というのは相当違いが出てくるのかなという部分がございます。それで十分に設計を行った上での金額の算定という部分になりますので、やはりこの部分については、なかなかこの程度という部分は簡単には申し上げられない部分なのかなというところがございます。

ただ、財政計画上で出している数字については一つの目安という部分でございますが、そこから今回プロジェクトのほうで検討しております内容を踏まえて、今後検討組織などでの検討を行い、ある程度の内容で、管理いたします最上川統合ダム管理事務所さんとの合意形成を踏まえた上での設計に入っていくというようなスケジュールになりますので、大体の金額、財政計画上では出ておりますが、その内容によって変動するというところでご理解いただければというふうに思います。

以上であります。

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） 今、課長のほうから、最上川統合管理所さんとの話合いということで今後進めていきたいということでありましたが、まず関連なんです、今、水の文化館は、もう今は総合開発も指定管理を行っていないということになっております。湖月山荘は下の艇庫の部分といいますか、そういったことで活用しているということがありますが、ここの2つの施設について今後どのように考えているかをちょっとお尋ねをいたします。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまの質問についてでございますが、町長答弁にあったプロジェクトチームの中でも、水の文化館等の利活用について検討を進めているところであります。

ただ、今議員ご指摘のとおり、指定管理も行っていない、町の直営でやっているという状況については、やはり施設の性格上、なかなか使いにくいような施設にもなっております、その利用についてはこういうような方向で使っていくという見通しが今、チームの中でもまとめ切れていないところが現状であります。

ただ、せっかくある施設でもございますので、その辺の利活用について、行政内部での議論はもとより、民間の方々を含めた活用方法はどうあるべきかということについても、ちょっと幅広に検討を進めていきながら、今後の活用方法、施設の改廃も含めて検討していくべきだなというようなところで今議論を行っている最中でありますので、ご理解ください。

以上であります。

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。あと1分しかございません。

○5番（大泉奈美議員） このカヌースプリント競技場、艇庫、更衣室といった要するに箱物については、全く、全くでもないですけれども、財政については計画の金額であるというふうなお答えでした。

これから場所選定を行い、管理体制、例えば湖面を含めた利用料とか、様々な部分でプロジェクトチームの中で考えていっていただきたいのですが、ただ一つ言えることは、例えば、実は3日の質問でもありましたが、志津会館が計画ができて、そこまで来たのにできなかった。それを期待していた人たちは、かなりがっかりしたといいますか、ここができたならこういうことができるんじゃないかと思っていたにもかかわらず、できなかった。

この施設、これにつきましても、ここまで行ったのにできなかったではない、きちんとした町のビジョンを持ってやっていっていただきたい。

○古澤議長 大泉奈美議員、時間が参っていますんで。

○5番（大泉奈美議員） はい。町民が理解できるような方向で行っていただきたいなという

ことをご期待しまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○古澤議長 以上で、5番、大泉奈美議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 佐藤耕二議員

○古澤議長 続いて、7番、佐藤耕二議員。

[7番 佐藤耕二議員 質問席へ移動]

○7番（佐藤耕二議員） 7番、佐藤耕二です。私からは2項目について質問したいというふうに思います。

まず最初に、令和4年4月の町長選挙までに残り4か月になりましたが、小川町長は次の町長選挙に立候補するのかどうか、直接お聞きしたいというふうに思います。

その前に、間もなく町長在任3期12年になりますけれども、この12年間を振り返り、成果と課題をどのように総括するのかお聞きしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

[町長 小川一博君 登壇]

○小川町長 ただいま佐藤議員より、次期町長選についてのご質問ですが、その前段に、これまでの成果と課題ということではありますが、町長在任3期12年間の成果と課題ということではありますが、当初、町政を担うに当たりまして最初に取り組んだことは、まちづくりの根幹となります指針としての第6次西川町総合計画の策定でありました。

本計画は、人口減少と超高齢化社会、経済の地域格差の拡大や地域コミュニティ存続の危機など、地域活力の低下が懸念される中において策定したところであります。その結果「

キラリ☆月山”健康元気にしかわ！」をまちづくりのテーマに、そして合い言葉に掲げまして、町のシンボルである月山の豊かな自然と文化を生かしながら、まちづくりの最大の資源であります町民の皆さんの健康と元気を維持し、誇りと所得を得られるよう基本目標を掲げ、まちづくりを進めてまいりました。

具体的な成果というのは、これまで目標を掲げて進めてまいりました点について、概要だけご説明申し上げますが、まず健やかに安心して暮らせるまちづくりでは、町民の皆さんの健康づくりを進めるために、健診受診率の向上に努めながら、サービス付き高齢者住宅の誘致や、その体制を整えてまいったところでもあります。

そして、産業振興では、長年の課題でありました年間を通じた農林業や観光業の振興について特に力を入れてきまして、特に冬期間での付加価値の高い農業が行える周年農業の強化につなげてまいったところでもあります。

また、商工観光面では、町内における購買力の強化に取り組みまして、その結果、購買力指数の改善などもなされてきたわけでありまして、そして観光面では、積雪の多い冬期間でも誘客できる環境を整え、周年観光、先ほど申しましたように、農林業と同じように、雪を克服する周年観光の実現に進めてきたところでもあります。

生涯学習面では、町民体育館の改築や月山湖カヌースプリント競技場の1,000メートルコースの整備等、本町スポーツの振興はもとより、スポーツ観光の基盤を整えて町の資源の活用にも力を入れてまいったところでもあります。

若者や女性が生き生きするまちづくりでは、睦合コーポの譲渡に始まりまして、今年度から第2期のみどり団地整備に着手しまして、移住・定住の基盤となる住環境の整備に努めてまいったところでもあります。

そして、教育関係では、保小中一貫教育の体制づくりを進めて、皆様のご協力を得ながら、切れ目のないスムーズな就学環境の整備を図ってまいったところでもあります。

以上のとおり、各種施策を実行、実施し、まちづくりを進めてまいりましたが、第6次総合計画に掲げました令和5年時点での人口5,000人の目標は現時点で下回っておりまして、何より若い世代の減少が大きく、このことによって少子化や合計特殊出生率の減少に歯止めをかけることができないということが大きな課題でありまして、今後の大きな目標だと思っております。

本町の地域振興を進めていく上では、西川町でこそなし得るなりわいをつくり上げていくことや、文化の豊かさを高めていくことが魅力あるまちにつながっていき、ひいては人を呼

び寄せる主軸となると考えているところであります。

次期第7次総合計画では、現状を再度しっかり把握し、これまでの施策で何が足りなかったのか評価した上で、町民の皆さんの声を十分取り入れながら計画策定を進めていく必要があると認識しております。

そして、これまで以上に力、力点を置くべき大きな課題として、一つは自然災害への備えと対応であります。

議員ご承知のように、これまで7年間の中で3回の大きな災害がございまして、まずは25年の災害、そして28年の豪雨災害、さらに昨年の豪雨災害であります。町村合併以来60年を超える年月を数えておりますが、その中でもあまり大きな災害は、昭和44年の災害が大きな災害だったわけでありまして、その後災害が少ないというのが西川町であったわけでありまして、この7年間でそれを上回る災害が3回ございまして、そういった意味では、今後、町民の皆さんと一緒に自然災害への心構えと申しますか、さらにコロナの関係で日常生活が大きく変えられたということでありまして、これをいかに災害以前の、町民の皆さんの交流も含めた、そういったまちの環境づくり、ソフト面での環境づくりが非常に重要だと思っております。

そしてもう一つは、地域のコミュニティ、要するに助け合いと申しますか、これが大きく阻害されて、特にコロナもあります、山形県は3世代同居が全国で一番だと言われておりますが、この西川町では3世代同居も非常に少なくなっておりまして、大半が単独世帯または高齢者の2人世帯でありまして、こういった中で、地域の助け合い、地域のコミュニティというのは非常に大きな力になるわけでありまして、今後もこれがなければ地域を支えていけないと思っております。行政だけでは到底支えていけない部分もありますので、そういったものをいかにこれから構築していくか、これがこれからの持続可能なまちづくり、そして持続可能な地域づくりの原点だと思っておりますので、そういった面で今後力点を置くべきだというふうにも考えておりますので、よろしく申し上げます。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 今、町長のほうからこの12年間の成果、課題というようなことでお話しいただきました。6次総の中でほとんどが網羅されているはずなんで、その中で例を取ってお話しいただきました。

私、偶然にも、ちょっと昨日いろいろ見ていましたら、ちょっと2枚の選挙用のチラシをちょっと見つけてまして、その中で、4年前、3年半ぐらいでしょうか、2期目の町長が立候

補するときの初心に返って元気な西川づくりと、こういうようなものが見つかったんですね。これを見てみましたら、これまでの事業の実績というのがありまして、ここに23項目ありました。23項目の中で、今町長からお話があったようなことがほとんど網羅されているなというような気がいたしました。

やはり私も、今までずっと町長の事業実績を見ていまして、非常に町長らしい言葉で今まで町を引っ張ってくれたなというふうに思いますし、いろいろな事業を的確にこなしてきたなと思います。

やはり今、町長のほうからもお話ありましたけれども、自然災害も3回もあったわけで、その中でも地元負担を軽減してくれるとか、いろいろなことでやっていただきまして、その件に関しては地元としましても非常に、どこの地元でもよかったんじゃないかなと思います。

それだけじゃなくて、やはり周年観光ですか、それから周年農業、こういうことにも取り組んでもらって、町はそういう面では前から見ると非常に明るくというか、伸びてきたなというふうにも思います。

ただ、今、町長のほうからお話ありましたように、課題はやはり若い世代の人口流出、5,000人を切ったということで、前回も、その前もいろいろな一般質問もあったわけですが、若い世代がとにかく人口流出しているというのが課題ではないかというようにお話がありました。

この件に関しましては後でまたどこかで触れますので、次の質問に行きたいなというふうに思います。

まず、西川町の人口も5,000人を切り、大変大事な転換期を迎えています。第6次西川町総合計画も残り2年余りになって、第7次総合計画策定の重要な時期になりましたが、町長は次期町長選挙に立候補されますかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 次期町長選への対応についてということでありまして、4期目への出馬につきましては、私が町民の皆さんとともに歩んだこれまで振り返りまして、また今後についても私なりに熟考し、さらに後援会の皆さんと十分話し合っって一日も早く決断したいと考えておりますが、若干の猶予を与えていただきますようお願いしたいと思っております。

簡単な答弁であります。ただやはり立候補するにも、その後の支援いただくにも、後援会の皆さん、町民の皆さんの意見を十分、まだお話をきちんと、先ほどありましたように課題や、それから評価等もありますので、自分で評価すれば自画自賛になりかねないわけであ

りますんで、そういったものを含めて早めの決断をしたいと思いますんで、よろしくお願ひ
します。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） この質問に関しては、町長からは3つの答えしかないなど、立候補
する、立候補しない、猶予が欲しいという、これしかないというふうには思っていました。
その中で、町長のほうからもう少し時間が欲しいというふうなお話がありました。

というと、なかなか前に進める質問がなくなってしまったなというような感じもいたしま
すけれども、ただ、町長、今まで12年間近く町長をなされてきたわけです。最初の立候補と
はまた違いますね、状況が。今まで、先ほどありました、成果もいろいろありました、それ
から課題もまだまだあります。その中で、もう十分それは今まで町長自身が分かっていたと
思うんですよね。もう年明ければすぐなわけですよ、選挙は。この時期でまだ猶予というこ
とは、その辺ちょっといかがかなというふうに思ったわけでしたけれども、これは町長のお
考えですから、それに対してということじゃないんでしょうけれども、当然、町長は政治家
としては後援会の意向も非常に大事でしょうし、その辺の確認なんかも必要なんでしょうけ
れども、内容はともあれ、その辺は今まで後援会と話し合いはなされたことはあったんですか。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 後援会の一部の方からのお話、声をかけられた経過がございますが、後援会とし
ての話し合いといいたいまいしょうか、そういったものはまだやっていないところであります。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 先ほど言ったように、ちょっと昨日いろいろ調べたら、こういうも
のも出てきたんですよ。これは12年前の選挙用のチラシ、町長のなんですよ。まず西川町
を元気にしようということで、新しい風、若さ、人柄、実行力、これはいいや、ごめんなさ
い、西川町を元気に、若者に夢を、女性の声を町政に、高齢者に安心を、これは前から、当
初からこの考えで今まで挑戦してきたと思います。

その裏面を見ますと、やはり立候補した決意と政治姿勢というようなことも書いてありま
した。それから、重点政策も書いてありました。その中で、やはり町長は、とにかく西川町
を元気にしたいんだということで、町民の皆さんと対話を重視しながら現在の閉塞感を打破
していきたいというようなことをここにも書いてあるんですよ。

ですから、町長が12年前にその町長選に立ったお気持ち当然今も引き続きあるかと思ひ
ますけれども、やはり町民の皆さんは町長はどうなんだろうかと、非常に町長の姿勢、考え

方を待ち望んでいるんじゃないかと思うんですよね。

ですから、町長、どうでしょうね、私この場でいつまでなんて申し上げても結論がなかなか出ないでしょうけれども、ただやはり年明けまでにははっきりさせておかないと、町民の方もやはりいろいろな面で、というふうに思うんですよ。町長、責任としてそういうことも考えていかなくちやいけないんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 議員おっしゃるように、その辺は町を預かる身として十分念頭に置きながら考えておりますが、先ほど申しましたように、まずは一番は一人で町長選挙を戦えるわけではありませんが、後援会の皆さんの支えがなければ挑戦、選挙戦も戦えないということでありまして、そういった意味で、まず後援会の皆さんと話し合いを進めながらだと思っていますので、よろしくをお願いします。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 当然分かるんですけれども、ですから本当にできるだけ早く町長のお考えを示していただきたいなというふうに思います。

やはり今西川町は本当に、先ほども申しましたけれども、非常に大変な転換期、岐路に向かっていると思うんですよね。その中でやはりトップの考え方というのは非常に重要になってくると思います。

それと併せまして、町長は今まで6次総を重要視して、その施策にのっとなってこれまでやってきたというような先ほどのお話でしたけれども、逆に言えば、今度7次総に向けてやっていかなくちやいけない重要な時期でもあるわけですよ。その7次総をどうやって考えていくのかというのは、やはりこれから先の西川町をじゃどうやって動かしていくのかという大事な、非常に重要なことになってくると思います。ですから、本当にトップの考えを7次総に活かせるようにしていかなくちやいけないとは思うんですよね。ですから、本当に町長にはできるだけ早くその決意をしていただきたいというふうに思います。

この件に関してはそういうお話ですので、それ以上はなかなかお話はこちらからはできないんですけれども、ただ一つだけちょっとお聞きしたいのは、このチラシをちょっと見ていたら、重点政策の中で、雇用の場づくり、産業振興を図りますという中で、町民発案による事業の予算化をしていきたいというふうにあるんですよね。

これ見て、ああこういうこともあったんだというふうに私は思ったわけですが、町民発案による事業の予算化、これ、町長、今考えて、何かこういうことをやったなど、何か

ありますか。ちょっとあったら教えていただきたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 町民発案の事業というのは、まず地場産品を利活用したものができればというように、そこで掲げたのが総合産業になります。ですから、農業も観光もそうですが、それと一緒に、それらを利用しながら、利活用しながら、そして一つの産業を興すというように、その後、国のほうでも6次産業というように掲げてまいりまして、そういった面でいろいろな支援策等もしたわけではありますが、なかなかこれは新たな産業というのは非常に困難でありますので、現在では、若干と申しますか、商業やら、あとは加工業において地場の町民の皆さんが、町民の方が起業をされたという事例もあります。そういった面では、それぞれ町の補助事業等も含めてやっておりますが、なかなか大きな事業というものについては困難なこともあります。

ただ、先ほど言いましたように、これまでの要するに産業につまましてさらに継続し、そして規模を大きくするという面では、農業や観光、こういった面に対しての支援策、こういったものはある程度はやってきたというようなつもりでありますので、よろしく願います。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 分かりました。

町民発案による事業の予算化も非常に大事なことですけれども、できれば議員発案による事業化も進めてほしいなと思います。なかなか議員がいろいろなことを言って、一般質問して、何か忘れた頃じゃないと、後からそれが事業化になっているというようなこともあります。やはり議員も町民を代表していろいろなことを考えて、いろいろなお話、声を拾いながらやってきているわけですから、やはりお互いにいいなと思う事業はやはりお互いが納得しながら前に進めていただきたいというふうに思います。

一番最初の繰り返しになりますけれども、町長には本当にできるだけ早くその決意表明をやっていただいて、今からの西川町、本当にどうやっていくのか、この転換期の西川町をどうやっていくのかというそのリーダーシップ、それから町長の考え方には、このチラシにもあるんですけども、スピード感を持ってやっていきたいというようなことがありますね。それから、リーダーシップを取ってやっていきたいというのがあります。ですから、そういうことでリーダーシップ、それからスピード感で今回の決意をしっかりと早くやって、町民にも示してほしいと。それによっていろいろなことの、町民も含めた皆さんの考え方がそこ

で町をどうするんだというような話合いができるかと思しますので、お願いしたいなというふうに思います。

じゃ次の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染を防止するためには、またデジタル時代を見据えたデジタルガバメントの実現のためには、行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しが近々の課題だと思います。それを踏まえて質問したいと思います。

町では、今まで書面や押印等の見直しをしたことがあるかどうかお聞きしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 2点目のご質問で、書面や押印の見直しであります。まず初めに国が推進しております地方自治体におけるデジタル化の現状について申し上げますが、国全体のデジタル化を進めるため、デジタル関連6法案が今年5月に成立しまして、9月1日にはデジタル庁が発足しました。

国が進めるデジタル化は、行政サービス改革、業務改革の徹底を基本方針としながら、利用者目線に立って新たな価値を創出していくための社会基盤を構築することを目指しております。

また、地方自治体におけるデジタル化の推進につきましては、令和2年12月に総務省が自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画を策定しまして、国全体のデジタル化における地方自治体の推進の在り方を定めております。

特に重点取組事項としては、地方自治体の情報システムの標準化・共通化や、自治体の行政手続のオンライン化、AIなどを活用した業務効率化、テレワークの推進などが挙げられておりました。国においても地方自治体の取組に対して支援策を講じていくこととしております。

行政業務の中で基幹系と呼ばれます17業務につきましては、現在、各地方自治体が個別にシステムを構築し運用しておりますが、これを今後5年間、令和7年を目標に全国的にシステムを標準化・共通化していくことが決定されまして、最近では17業務に戸籍と戸籍の附票、印鑑登録、3業務も合わせた20業務の標準化を進めることも決定されております。

以上のことを受けまして、本町におきましても全国の地方自治体同様、基幹系システムの標準化の対応を図っていくことが求められている状況にありまして、併せて書面主義、非対面の各種申請などが行えるよう、住民サービスの向上につながる取組が求められているとこ

ろであります。

それでは、質問の書面や押印等の見直しについてであります。初めに書面申請の見直しについてでありまして、現在本町では、電子申請で対応できる申請につきましては、山形県で実施しているやまがたe申請を利用しまして、水道使用開始届、児童手当等の現況届、児童手当の支給認定申請、保育園入所申込みの4つの申請請求ができる状況にあります。そのほか、地方税申告手続につきましてもオンラインで手続が可能な状況になっておりまして、対応可能なものから随時手続のオンライン化を図っている状況にあります。

次に、押印の見直しについてであります。押印の見直しにつきましては、国が示す自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画の中でも触れておりますとおり、行政サービスのデジタル化を進める上では、書面、押印、対面の見直しが必須とされています。

内閣府は、地方公共団体における押印見直しマニュアルが令和2年12月に出されております。本町では、町行政手続全般にわたる押印見直しについてはまだ着手できていない状況がありますが、しかし、町行政の業務効率の改善、町民サービスの充実に対して、本町としてのデジタル化をいかに進めていくべきかについては、今後十分な調査検討が必要であると考えておりまして、押印見直しについても必須の取組でありますので、デジタル化全体の中で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 今、答弁いただきましたような状態だと私も思います。

私も若干調べてきましたので、簡単に申し上げますけれども、国と、それから県と、それから近くの市町村というふうにちょっと分けてお話ししたいと思います。

まず国は、2020年7月に規制改革実施計画の法令が閣議決定しております。これを受けて、2021年3月に押印を求める行政手続の見直し方針を出しています。山形県はもう2020年10月に押印等の現状調査をし、2021年2月に行政手続押印を新年度に原則禁止をいたしました。そして、9月15日ですけれども、知事の記者会見で述べているんですけれども、行政手続の簡素化・オンライン化を目指して、5,009件の手続中4,939件、98.6%に当たるんですけれども、これは押印の廃止をしています。

山形市は、2021年6月までに2,598件のうち、86%に当たる2,222件の見直しをしております。ちなみに、一番近い寒河江市ですけれども、寒河江市でも2021年4月1日に市へ提出される申請書等の見直しを行って、押印等の義務づけを廃止しております。

もういろいろな自治体を見ていますと、かなり書面主義、今までの押印原則、これを廃止しているというふうに思います。

その中で、今、町の答弁がありましたけれども、見直しに関しては、今後、デジタル化を見据えて検討していきたいということですが、このような地域の各自治体の動きというのは捉えていらっしゃるかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 町長答弁にもあったとおり、国のほうでの内閣府が出している、押印見直しマニュアルにつきましては認識しているところであります、議員ご指摘の県、寒河江市などの動きなどについても承知しているところであります。

西村山管内の状況について電話等でお聞きしたところ、条例改正まで行っているところは議員ご指摘のとおり寒河江市だけの状況でありました。河北町がつい最近、押印を求める書面について調査を開始したという話を聞いております。そして、朝日、大江については、本町同様まだ着手できていない状況だということでありまして、今そちらのほうをどのように進めていくか検討中であるというようなことでありまして、実際に西村山管内で進んでいるのは寒河江市だけというような状況については把握しているところであります。

以上であります。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 寒河江市がやっているから、朝日、大江がやっていないからじゃなくて、町の考えとして、今後まだ検討の段階というような先ほどのお話でしたけれども、これを重要視しているかどうか、しなくちゃいけないということにのっとってやっているのかが大事じゃないかなと思うんですよね。

つまり、後でも申し上げますけれども、やはりこれが手続上、非常に今まではこの押印主義、書類処理ということで非常に処理も多いというようなこともあります。ですから、そういう見直しを今までされてないと、今後検討したいということなんですけれども、そのような地域の、あるいは県の状況がある程度分かっているらっしゃるんでしたら、今までやらなかったというのはなぜなのかなというふうに思うわけです。その辺の何か見解ありましたら、町長、いかがでしょうか。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 まず、町のいろいろな施策等も含めて、行政手続等につきましてもそうですが、

まずいろいろな面でまず住民目線でやってほしいというようなことは常に職員に申し上げておりまして、特に申請書につきましては、非常に複雑な申請書もあるというふうに理解しておりまして、そういった面は、国、県の申請様式にのっとりたものであれば仕方がない部分もありますが、あと町で解決できるものについては簡素化するようにと。これは監査委員の方からも以前指摘があったわけでありまして、まずそういった面で改善するようにとというようなことで、事務改善委員会の中でも議論してほしいというようなことでやっておりまして、一部は改善なったと思いますが、議員おっしゃるように、早々に、ほかの市町村との比較でなくて、町独自の、自治体独自のそういった簡素化等も含めて早急にするように再度指示したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） じゃ、ちょっと関連ありますので、次の2番目の質問も併せてお願いしたいと思います。

同じような内容になりますけれども、やはり今、町から町民あるいは各区へのいろいろな書類、書面が非常に多過ぎていると思います。提出する町民も、提出される職員も大変だと思いますけれども、もっと簡素化してもいいと思いますけれども、町長の見解をお聞きします。先ほどちょっとダブるかもしれませんが、お願いします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 申請書類の簡素化、ただいまご説明申し上げましたが、改めて、町行政の各種手続に係る書類につきましては、以前から簡素化・簡略化に努めてはまいりましたが、まだ申請書類の記入が難しく、提出書類の量も多いなどの声をいただいていることは認識しております。

今後とも、町単独事業につきましてはできる限り申請書類等の簡略化は図ってまいりたいと考えておりますし、特に補助事業などの公金の支払い等を伴う書類につきましては、事業の適性の判断などを行う必要もあり、簡素化に配慮しながらも適正な事業執行ができる観点にも配慮した申請書類の見直し等を進めてまいりたいと考えております。

今、申請書類もそうではありますが、ほとんどがパソコンでの作成による出力もそうですが、そういった申請書になっておりまして、なかなか、まだ60代以降の人にとってはパソコンの操作もままならない方もおりまして、なかなかそれぞれの地域の中でのいろいろな役職の担い手と申しますか、そういった方の苦悩と申しますか、そういったものをいろいろお聞きしておりますので、そういった面を含めて、町のほうでの指導なども十分含めてやっていき

いと思いますので、よろしく申し上げます。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 私は今現在、大井沢の区長をしておりますけれども、区長をして間もなく10年になります。その間もいろいろな町からの書類といいますか、封筒、はがきも含めまして、ほとんど毎日近く来るんですね。その中には区長だけの仕事じゃないのも入っていますけれども、ほとんど毎日近く、町から来ているというような今現状です。どこの区でも同じような状況かなと思います。

先ほど町長からもちょっとありましたけれども、特に災害のときの証明書類の何と多いことか、何と複雑なことか。いろいろな申請を何回も出さなくちゃいけないというようなことになります。私、思っていたのは、出すほうもそうなんだけれども、受け取っている職員の方は本当に大変だろうなというふうに思っていました。それを全部確認して、整理して、そしてその補助金の交付も含めてまずしなくちゃいけないと。非常に大変な思いをされているんだなと。

その辺を、やはり先ほど町長からも、町長在任12年間の中で3回大きな災害があったというふうにお話ありました。その3回ともに、いろいろなそういうふうに補助金の申請があったと思うんですけれども、非常にそういう思いをしている職員の方が大勢いらっしゃるんじゃないかなと思うんですよね。

前にも職員の適正化というか、数の適正化という話、いろいろありましたけれども、そういうことから考えていかないと、やはり職員に仕事を押しつけるだけでは駄目なんだなと思います。やはりこれもトップとしての考え方、やはりきちんと持って行っていただきたいというふうに思うわけですが。

まずその中で、町からの書類の中で最近非常に目立ってきたのは、公印の省略というのが文書で大分目立ってきました。町長の判こが押されているもの、あるいは所属課長の判こが押されているもの、そういうものではなくて、あとは公印省略と大分目立ってきました。その辺は何かお考えがあつてされているのかどうか、何かその辺の状況あれば教えていただきたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えいたします。

町のほうから発出いたします文書等で公印の省略ということで、町長の印なり、あるいは行政委員会の長の印なりを押さないで省略している文書、当然、議員ご指摘のとおり、ある

わけでございます。

これにつきましては、振り返ってみますと、平成のもう10年来でございますかね、いわゆる今回は押印の廃止というようなことで政府のほうでも課題として全国的に呼びかけておりますけれども、当時、県内あるいは町の中でも一つ一つの文書に公印を押すというのものがなものと、いわゆる事務のほうの手数を省くためにも、一般的な事務文書、連絡文書であれば公印を押さなくてもご理解いただけるんじゃないかというようなことで、公印省略ということでやり始めたのが始まりだったかなということで今ちょっと振り返っておりますけれども、そういったことで文書の内容等に応じまして、一般的な事務連絡等々についての公印の押印は省略してきているというのが本町での事務処理のやり方でありまして、近隣の市町、山形県のほうでもそういった形で来ているのかなというふうに考えてございます。

なお、一時期ですと、国あるいは県のほうへの補助金の申請なり、そういったものについての押印は必要だという考え方、県のほうから、あるいは国のほうからの連絡がございましたけれども、申し上げましたとおり、昨今、押印の廃止というものの話が出てきてからは、そういった補助金、そういったものの申請書であっても押印しなくてもいい、町長印を押さなくてもいいというような形の話も聞いておるところでございます。

ちょうど今、先ほど来ありますように過渡期というようなところございまして、今後、やはり町のほうでも鋭意検討して改正していくことになりまして、そういったことでいろいろ変わってくるのかなというふうに思いますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

以上であります。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 公印が省略しているということもありますけれども、逆に町民からというよりも、私、先ほど言ったようにちょっと別な、行政の行政区長の立場から言いますと、行政区長の判こは必ず押してくれという書類が圧倒的に多いんですよ。片方では公印省略、片方では押してくれと、これ何だろうかなと常に思うことがあるんですけども、そういうことも含めてやはりちょっといろいろな角度から検討していただきたいというふうに思います。

それと、前からちょっと気になっているというか、思っていることは、いろいろな書類提出があるわけです。先ほど町長がありました補助金の問題なんかもそうですけれども、例えば林道等維持管理事業というのがありますよね。林道の管理をしたら、これを草刈り等をやって、その実態を町に届けを出して、例えば何人じゃそれに参加したのか、誰々が参加した

のか、それを全部写真を撮って出してほしいというものもあります。

あと、例えば春、雪というか融雪の遅延作業もあるわけですが、遅延対策事業を行いますと、それもする前に写真を撮ってくれ、やっているところを写真撮ってくれ、終わったらまた写真を撮ってくれ、それを場所ごとに全部提出してくれというのものもあるんです。非常にこれ大変ですよ。先ほどの草刈りなんかは、高齢化があって人が少ないのに、自分も草刈り一生懸命しなくちゃいけないのに、写真撮ってなんてやっている暇ないわけですよ。でも、写真をつけなくちゃいけない。

これは途中でいろいろ交渉して、途中のやっている仕事の写真はなくても受け付けますという話までにはなりましたが、これを先ほど言ったように保管している職員の方というのは大変じゃないかなと思うんです。なぜそこまでしなくちゃいけないのかと。分かりませんが、監査委員の方が指摘されたのか、それとも町の考え方が分かりませんが、その辺の改善することというのはいっぱいあるんじゃないかなと思うんです。

あともう一つ、ちょっと例を挙げれば、私の区では朝日連峰の避難小屋の管理もやっていますけれども、それには割り印もしなくちゃいけないんですよ、収入印紙もつけなくちゃいけないんですよ。なぜなのかなと思いますよ、なぜそこまでしなくちゃいけないのかなと。その辺のことを見直すものがあれば、多分いっぱいあると思うんです。

さっき言った山形県で見直したと、98%でしたっけ、ありましたけれども、これも全部部署ごとに全部一覧表が出ておりました。どこの課ではこの申請書、このファイル、子育てはこれだ、これだと、全部押印廃止しようとか、一覧表が出ておりました。やはり町もそうやって一つ一つもう一回吟味し直してもらって、そしてやらないと、多分、先ほど町長からありました、町民が提出する書類にもそういうことを多く見られると思うんです。一つ一つ整理していただいて、本当に早急にこれやっていただいたほうがいろいろな面で、町民も、職員の方も非常によくなるんじゃないかなと思いますけれども、改めて、その辺町長、いかがでしょうか。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 今の議員おっしゃるとおりでありまして、先ほど来申し上げておりますように、まず町民目線で、私も申し上げておるんですが、今条例やら規則、こういったものが町の事務をやる場合の一つのルールになっているわけでありまして、これらについても、もし住民の皆さんが不都合な面があれば、条例も規則も直して、改正して、そしてなるべく住民の皆さんが楽なようにと申しますか、そして行政で十分な今後の管理ができるような、そういっ

た体制を取るよというこで、これまでも、それと併せてペーパーレス、議員おっしゃったように非常に私のところに決裁が来るのもこたな決裁ありまして、一件でこんな厚さの決裁もありますんで、そういった面ですはペーパーレスというよなこで事務改善をすべきだということをし上げています。

さらに、さっき言いましたように、今後とも事務改善委員会のほうにも申しまして、さらに進めたいと思いますんで、よろしくお願ひします。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 本当によろしくお願ひしたいと思います。

デジタルガバメントと私、冒頭で申し上げましたけれども、これは行政や企業間などの手続の煩雑さ、それと書面・対面での手続などは生産性を阻害しているというふうに言っているんですね。行政サービスを見直すこで行政の在り方が見えてくるということだと思っんです。

私も、今、町長からお話ありましたけれども、本当に早急にそういうこを手がけていてほしいなというふうに思っます。お互いがやはりやりやすくなっただければなというふうに思っます。

最後に、もう一度念を押しますけれども、次期町長選には、町長、できるだけ早くその意思、決意を明確にしてほしいというふうに思っておりますので、最後に申し添えて、これで私の一般質問を終わりたいと思っます。

○古澤議長 以上で、7番、佐藤耕二議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○古澤議長 これでお日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

散会 午前11時32分

令和 3 年 1 2 月 7 日

令和3年第4回西川町議会定例会

議事日程(第4号)

令和3年12月7日(火)午前9時30分開議

日程第1 議案の審議・採決

議第52号 西川町開発センター条例等の一部を改正する条例の制定について

議第53号 西川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第54号 西川町産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

議第55号 令和3年度西川町一般会計補正予算(第4号)

議第56号 令和3年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第57号 令和3年度西川町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議第58号 令和3年度西川町病院事業会計補正予算(第1号)

議第59号 令和3年度西川町水道事業会計補正予算(第4号)

日程第2 議員派遣について

日程第3 閉会中の継続審査申出

追加日程について

日程第4 議第60号 令和3年度志津会館整備工事請負契約の一部変更について

日程第5 議第61号 令和3年度西川町一般会計補正予算(第5号)

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	前田雅孝	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	土田浩行	君	建設水道課長	眞壁正弘	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	奥山純二	君	監査委員	高橋將	君

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	鬼越晃一	君
書記	柴田歆那	君			

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

◎日程の追加

○古澤議長 ただいま小川町長より追加議案、議第60号 令和3年度志津会館整備工事請負契約の一部変更について、議第61号 令和3年度西川町一般会計補正予算（第5号）が提出されましたので、これを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

これを日程に追加し、追加日程第4、議第60号 令和3年度志津会館整備工事請負契約の一部変更について、追加日程第5、議第61号 令和3年度西川町一般会計補正予算（第5号）とします。

◎議案の審議・採決

○古澤議長 日程第1、これより議案の審議・採決を行います。

議案書が事前に配付されている件につきましては、議案の朗読を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

議第52号 西川町開発センター条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

奥山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 奥山純二君 登壇〕

○奥山生涯学習課長 議第52号 西川町開発センター条例等の一部を改正する条例の設定につきまして、補足説明を申し上げます。

本条例は、西川町開発センター及び西川町社会体育施設の使用料の徴収方法を変更するものであります。

それでは、改正条例についてご説明いたします。

第1条は西川町開発センター条例の一部改正であります。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第9条第2項において、「使用料は、開発センターを使用する際に徴収する。」と規定しておりますが、新たに、「ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。」と追加するものであります。

次に、改正条例の第2条は、西川町社会体育施設条例の一部改正であります。

新旧対照表の2ページをご覧ください。

第5条第2項において、使用料の徴収に関してのただし書の規定について、これまでは「規則で定める特別の理由があると認めるとき」の規定を西川町開発センター条例と同様に、「町長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。」と改正するものであります。

これまで各施設において、行政機関などで使用した場合には、使用料の納入が後納の場合もあり、現状に即し、規定の整備を図るものであります。

議案書の改正条例をご覧ください。

附則として、本条例は、公布の日から施行するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第52号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第53号 西川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

[会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 土田 伸君 登壇]

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 議第53号 西川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、令和3年8月4日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、出産育児一時金等について規定の整備を図るものであります。

それでは、新旧対照表の3ページをご覧ください。

第6条、出産育児一時金の規定であります。出産育児一時金及び家族出産育児一時金につきましては、健康保険法施行令第36条の規定により、一児当たりの支給額40万4,000円に、産科医療補償制度対象となる出産については、その補償のため追加的に必要となる保険契約に要する費用の額を基準として3万円を超えない範囲内の金額を加算した額とされているところであります。

この産科医療補償制度につきましては、公益財団法人日本医療機能評価機構が行っており、厚生労働省令の定めにより、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、ある程度の障害の状態となった特定出産事故が発生した場合、出産に係る医療の安全を確保し、医療の質の向上を図るため、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を行うとともに、その出生児の養育に係る経済的負担の軽減を図るため、補償金の支払いを行う制度となっているものであります。

このたび、その費用が出産育児一時金の追加額となります。産科医療補償制度につきまして、対象出産となる出生児の在胎週数の基準が、在胎週数32週以上かつ出生体重1,400グラムまたは在胎週数28週以上かつ厚生労働大臣が定める要件に該当する者から、在胎週数28週以上と要件が見直されるとともに、当該制度の保険契約の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられたこととなったところであります。

そのため、国では、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額につきましては、42万円を維持すべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令等が改正された

ことに伴い、現行の出産育児一時金について40万4,000円から40万8,000円に引き上げ、支給総額を従来どおり42万円とするものであります。

改正条例の附則をご覧ください。

附則第1項では、施行日を令和4年4月1日からとするものであります。

附則第2項では、施行期日前に出産した被保険者に係る西川町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、従前の例によるものとするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第53号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第54号 西川町産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。担当課長の補足説明を求めます。

土田商工観光課長。

〔商工観光課長 土田浩行君 登壇〕

○土田商工観光課長 議第54号 西川町産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、西川町過疎地域固定資産税課税免除条例の改正を受け、事業所設置奨励金の指定要件を改めるとともに、規定の整備を図るものであります。

新旧対照表4ページをご覧ください。

第2条につきましては、規定の整備を図るものです。

別表中、事業所設置奨励金の事業区分については、西川町過疎地域固定資産税課税免除条例の事業区分に合わせてとともに、適用要件を投下固定資産額1,000万円以上2,700万円以下から500万円以上に変更し、課税免除と奨励金の重複を避けるため、西川町過疎地域固定資産税課税免除条例（令和3年9月町条例第14号）の適用を受けていないことを追加するもの

であります。

雇用奨励金の事業区分について、日本標準産業分類（大分類）の区分に変更するものであります。

改正条例に戻っていただきまして、附則をご覧ください。

附則は、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第54号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第55号 令和3年度西川町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 議第55号 令和3年度西川町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をご覧くださいと存じます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,740万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億2,079万8,000円といたすものであります。

補正の内容は、人事異動等に伴う第2節給料、第3節職員手当等及び第4節共済費の人員費の組替え、新型コロナウイルス感染症対策の経費並びに急を要する事務事業の経費それぞれに係る補正、さらには地方債の追加及び変更であります。

初めに、人員費の組替え以外の歳出についてご説明を申し上げます。

予算書の13ページ、3、歳出をご覧ください。

歳出につきましては、項ごとに表を作成いたしており、左から目、補正前の額、今回の補正額、計、補正額の財源内訳、今回の節ごとの補正額、そして補正内容の説明の表といたし

ております。主に補正内容の説明の詳細につきましてご説明を申し上げます。

13ページの第2款第1項第1目一般管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、役場第2庁舎執務室化空調設備整備工事請負費375万1,000円を追加するもので、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものであります。

負担金は、西村山広域行政事務組合事務費負担金の変更に伴い、13万4,000円を追加するものであります。

第4目財産管理費につきましては、大字本道寺地内の町有地貸付けに伴う地元配分金35万円、大字月岡地内の町有地売払いに伴う地元配分金433万円をそれぞれ追加するものであります。

特定財源につきましては、町有地貸付料35万円、町有地売払収入金433万円、合計468万円を追加するものであります。

第5目企画費につきましては、2つの事務事業の補正であります。

1つ目は、ふるさと納税対策事業についてであります。果物を中心に寄附された方に対する返礼品全体が認知され、寄附金額が伸びていることに伴い、寄附された方への返礼品のための報奨金600万円、事務用消耗品費2万2,000円、郵便料19万3,000円、手数料22万7,000円、委託料319万円、サイト使用料133万1,000円、1項目飛ばしまして、ふるさとづくり基金積立金2,000万円をそれぞれ追加するものであります。

2つ目は、新行政情報システムに要する経費についてであります。町外へ転出された方の健診結果を転出先の市区町村へ円滑に引き継ぐための健康管理システム改修委託料176万円を追加するものであります。

3つ目は、地域情報通信基盤管理運営事業についてであります。大字志津地内の一般国道112号の道路工事の電柱移転に伴い、光ファイバー等工事請負費104万5,000円を追加するものであります。

特定財源につきましては、国県支出金は健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業補助金75万4,000円、その他はふるさとづくり寄附金2,000万円をそれぞれ追加するものであります。

第7目地籍調査費につきましては、現場撮影用デジタルカメラ購入に伴い、事務用消耗品費2万8,000円を、14ページをお開きいただきまして、備品購入費へ組替え。13ページにお戻りいただきまして、大字大井沢地内の地籍図修正に伴い、地籍修正図作成業務委託料29万円を追加するものであります。

14ページをお開きいただきまして、第8目職員研修費につきましては、情報技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でよい方向に変化させると言われている、いわゆるデジタルトランスフォーメーションを行う前段として、業務手順や業務内容を見直す、いわゆるBPRに係る職員研修の実施に伴い、普通旅費8万8,000円を委託料へ組み替えるものであります。

第2項第1目税務総務費につきましては、人件費の補正であります。

第2目賦課徴収費につきましては、シュレッダー購入に伴い、事務用消耗品費6万円を備品購入費へ、申告相談予約システムの利用に伴い手数料2万2,000円を使用料へ、それぞれ組み替えるものであります。

第4項第1目選挙管理委員会費につきましては、人件費の補正であります。

15ページをご覧いただきまして、第7項第1目開発費につきましては、水沢温泉館熱交換配管設備の経年劣化等に伴い、施設用修繕料24万4,000円、水の文化館の警備保障信号発信回線をインターネット回線から電話回線へ変更したことに伴い、電話料3万円をそれぞれ追加するものであります。

第3款第1項第1目社会福祉総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、65歳未満の方のPCR検査の受検者数の増加に伴い、検査助成委託料110万3,000円を追加し、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものであります。

扶助費は、障害者自立支援事業の給付費支給対象者の増加などに伴い、999万4,000円を追加、同じく障害者自立支援事業の利用見込額の精算に伴い、補装具費30万円を減額、国民健康保険特別会計の職員給与等の増額に伴い、国民健康保険特別会計職員給与費繰出金60万円、額の確定に伴い、国民健康保険特別会計財政安定化支援390万8,000円をそれぞれ追加するものであります。

特定財源につきましては、先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金110万3,000円に、障害者自立支援給付費国庫県負担金727万9,000円を加えた838万2,000円を追加するものであります。

第2目老人福祉費につきましては、第2節給料及び第3節職員手当等の人件費の補正のほか、老人福祉センターの利用料の減収及び灯油価格の高騰などに伴い、運営費補助金333万円、介護保険の給付実績見込額の増額に伴い、介護給付費繰出金187万5,000円をそれぞれ追加、16ページをお開きいただきまして、介護保険の認定審査会共同設置負担金の減額に伴い、事務費繰出金73万4,000円を減額、介護保険の給付実績見込額の増額に伴い、介護予防日常生活支援総合事業繰出金、2万1,000円を追加するものであります。

第2項第1目児童福祉総務費につきましては、障害児支援事業の国民健康保険連合会の支払い事務の対象者数の増加に伴い、手数料8,000円を追加するものであります。

第2目児童措置費につきましては、子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律が施行されたことによる児童手当制度の改正に伴い、システム改修委託料143万円を追加するもので、全額子ども・子育て支援事業費補助金を充てるものであります。

第4目児童福祉施設費につきましては、山形県保育料無償化に向けた段階的負担軽減交付金対象児童の増加に伴い、保育料無償化補助金23万5,000円を追加するものであります。

特定財源につきましては、山形県保育料無償化に向けた段階的負担軽減交付金50万6,000円を追加するものであります。

第4款第1項第1目保健衛生総務費につきましては、人件費の補正であります。

17ページをご覧くださいまして、第2目予防費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に伴い、令和3年3月の所要経費として、会計年度任用職員報酬40万1,000円、同じく社会保険料7万5,000円、郵便料141万4,000円、電話料4万円、予防接種委託料、送迎バス運行委託料、健康管理システム改修委託料、接種券印字処理委託料、合わせて702万2,000円、電話機使用料1万4,000円をそれぞれ追加するものであります。

特定財源につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金430万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金466万6,000円、合わせて896万6,000円を追加するものであります。

第3目環境衛生費につきましては、小山鉦山松ヶ沢堆積場について、平成23年3月の東日本大震災発生後、経済産業省のボーリング地質調査の結果、堆積場の土砂が崩壊するおそれがあることが判明し、安定対策工事を施工中であります。本体工事初年度の今年の工事中、経済産業省が実施したボーリング調査と異なった地質が出てきたことで工事の継続が不可能となったことに伴い、安定対策工事請負費4,411万4,000円を減額するものであります。

特定財源につきましては、休廃止鉦山鉦害防止等国庫補助金3,947万3,000円を減額するものであります。

18ページをお開きいただきまして、第2項第1目清掃総務費につきましては、西村山広域クリーンセンター分担金の変更に伴い、分担金808万8,000円を減額するものであります。

第6款第1項第2目農業委員会事務局費につきましては、人件費の補正であります。

第4目農業振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、10月に本

町を会場に開催が予定されていた全国さるなし・こくわサミットの開催延期に伴い、全国さるなし連絡協議会負担金10万円、1項目飛ばしまして、全国さるなし実行委員会負担金55万8,000円をそれぞれ減額するもので、また、この開催延期に伴い、国庫県支出金の地方創生推進交付金27万9,000円が減額となるものであります。

肉用牛肥育経営緊急支援事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた畜産農家救済のための肉用牛肥育経営安定交付金の対象外となる町内の畜産農家を支援するための補助金12万5,000円を追加するもので、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものであります。

この結果、特定財源の国庫県支出金は、差引き15万4,000円の減額となります。

第5目畜産振興費につきましては、仁田山放牧場の牧野管理用トラクターの処分に伴い、車両用修繕料15万7,000円を手数料へ組み替えるものであります。

19ページをご覧くださいまして、第6目水田農業推進対策費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で令和3年産米の米価下落により農家を支援することに伴う緊急対策補助金320万円を追加するもので、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものであります。

第7目農地費につきましては、大字吉川地内の4つのため池を1つに統合するための山形県事業の湛水試験の令和4年度から3年度への前倒しに伴い、負担金140万円を追加するものであります。

特定財源につきましては、地方債470万円を追加するものであります。

第7款第1項第1目商工総務費につきましては、人件費の補正であります。

第2目商工振興費につきましては、4つの事務事業の補正であります。

1つ目は、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルス感染症に係る消費喚起及び事業者支援を図るために、一般社団法人月山朝日観光協会が実施する月山これよろ2021キャンペーンに合わせた宿泊者一律2,000円のお土産券交付事業についてであります。お土産券及びポスター印刷製本費8万6,000円、3項目飛ばしまして、交付金、このうち200万円をそれぞれ追加するものであります。

2つ目は、新型コロナウイルス感染症対策として、同様の目的で実施する町民一律飲食店利用分、小売店利用分ともに2,500円、計5,000円の飲食小売店商品券交付事業であります。商品券及びチラシ・ポスター印刷製本費55万円、商品券郵便料123万8,000円、商品券袋詰め手数料50万円、1項目飛ばしまして、交付金2,467万5,000円をそれぞれ追加するものであり

ます。

3つ目は、20ページをお開きいただきまして、新型コロナウイルス感染症対策として、お土産券及び商品券と同様の目的で実施する町内飲食店日帰りプラン応援事業についてであります。事業費補助金500万円を追加するものであります。

4つ目は、19ページにお戻りいただきまして、下から2項目め、山形県信用保証協会信用補完事業についてであります。町内中小企業と山形県信用保証協会との契約に基づく保証料補給の見込額の増額に伴い、保証料補給32万円を追加するものであります。

特定財源につきましては、国庫県支出金は、お土産券及び飲食小売店商品券交付事業並びに日帰りプラン応援事業に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,671万7,000円、その他は、山形県信用保証協会信用補完事業に伴う新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金32万円をそれぞれ追加するものであります。

20ページをお開きいただきまして、第3目観光費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、観光イベント等で使用する検温器の購入に伴い、備品購入費55万円、宿泊施設へお客様を呼び戻すために一般社団法人月山朝日観光協会が実施する月山これよろ2021キャンペーンの令和4年1月1日から3月31日までの実施期間延長に伴い、観光協会地域経済変動対策補助金222万7,000円、5項目飛ばしまして、月山冬の誘客推進協議会の事業継続応援に伴う冬季観光誘客事業継続応援給付金150万円をそれぞれ追加するもので、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものであります。

西川牛モウモウまつり補助金は、新型コロナウイルス感染症感染防止のために、西川牛モウモウまつり事業の中止に伴い400万円を減額、令和4年1月29日、30日開催のやまがた音と光のファンタジア2021スペシャルデーと道の駅にしかわ冬まつり及び月山スノーランドフェスティバルを一元化して開催することに伴い、道の駅にしかわ冬まつり補助金10万円及び月山スノーランドフェスティバル補助金10万円、合わせて20万円をにしかわ冬季イベント事業補助金へ組み替え、一般社団法人月山朝日観光協会の第2種旅行業登録に伴い、補助金235万円を追加するものであります。

第8款第2項第3目道路新設改良費につきましては、21ページも併せてご覧いただきながら、町道月岡入間線大入間川橋旧橋撤去工事請負費350万円を、電気事業者の水路、いわゆる電気堰に架かる橋梁の点検を令和4年度から3年度へ前倒ししたことに伴い、橋りょう点検業務委託料並びに町道金沢下山線下モ山橋橋梁補修工事の実施設計の実施に伴い、業務委託料へそれぞれ組み替えるものであります。

21ページをご覧くださいまして、第3項第1目住宅管理費につきましては、賃貸集合住宅コーポ陸合及びせせらぎ住宅のボイラー棟、賃貸集合住宅コーポ陸合の非常用照明、扇田住宅の給湯器などの修繕に伴う施設用修繕料100万円を追加するものであります。

第4項第1目都市計画総務費につきましては、住宅建築支援事業の申請件数の増加に伴い、補助金100万円を追加するものであります。

特定財源につきましては、まち・ひと・しごと創生寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税200万円を住宅団地造成事業に充てるものであります。この寄附金は、神奈川県小田原市のヒカリ株式会社、代表取締役、伊藤國夫様からのご寄附によるものであります。

第3目公園費につきましては、西川中学校裏側の西川河川公園の芝刈機の修繕に伴う施設用修繕料3万1,000円を追加するものであります。

第9款第1項第1目常備消防費につきましては、西村山広域行政事務組合消防費分担金の変更に伴い、分担金101万5,000円を減額するとともに、特定財源の地方債について、40万円を減額するものであります。

22ページをお開きいただきまして、第3目消防施設費につきましては、大字間沢地内の消火栓2基の更新に伴い、工事請負費89万7,000円を追加するものであります。

第10款第1項第2目事務局費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、町内出身の学生を支援することを目的に、米や月山自然水などのふるさとの味と支援の気持ちを届ける学生支援事業第2弾の実施に伴い、委託料64万5,000円を追加するもので、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものであります。備品購入費は、公用車バッテリー更新に伴い、1万8,000円を追加するものであります。

第3目教育振興費につきましては、スクールバスの車検登録手数料及びタイヤ脱着手数料2万5,000円、同じく車検自賠責保険料1万円、車検重量税3万4,000円をそれぞれ追加するものであります。

第2項第1目学校管理費につきましては、西川小学校の駐車場除雪車のチェーンの損耗に伴い、車両用消耗品費19万6,000円を追加するものであります。備品購入費は、新型コロナウイルス感染症対策として、西川小学校で使用する検温器の購入に伴い、55万円を追加するもので、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものであります。

23ページをご覧くださいまして、第3項第1目学校管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、西川中学校調理室、多目的室の網戸取付けに伴い、工事請負費32万2,000円、同じく検温器及び一体型電子黒板の購入に伴い、備品購入費128万1,000円、西

川中学校の修学旅行を2回変更したことに伴い、キャンセル分企画料負担金14万5,000円をそれぞれ追加するもので、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものであります。

施設用修繕料は、西川中学校体育館の真ん中にありますセンターネットの滑車の経年劣化による動作不良に伴い、18万1,000円、さらに西川中学校のファクス及びシュレッダーの更新による変更に伴い、備品購入費20万4,000円をそれぞれ追加するものであります。

第4項第1目社会教育総務費につきましては、第2節給料、第3節職員手当等及び第4節共済費の人件費の補正のほか、新型コロナウイルス感染症対策として、西川町歴史文化資料館で使用する検温器の購入に伴い、備品購入費27万5,000円を追加するもので、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものであります。

24ページをお開きいただきまして、第3目自然と匠の伝承館管理運営費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、自然と匠の伝承館で使用する検温器の購入に伴い、備品購入費27万5,000円を追加するもので、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものであります。

第4目社会体育総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、西川町駅伝競走大会の開催中止に伴い、賞品等購入のための賞賜金35万3,000円、車両用燃料費5,000円、食糧費4万円、印刷製本費2万円、委託料4万円、諸負担金2万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

第5目第1項保健体育総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、西川中学校保健室で使用するテーブル、椅子、マットレスの購入に伴い、備品購入費22万2,000円を追加するもので、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものであります。

以上が歳出であります。新型コロナウイルス感染症対策に係る経費が5,918万6,000円、急を要する事務事業に係る経費が881万9,000円の追加であります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

9ページ、2、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、ただいま歳出の特定財源でご説明を申し上げました各事務事業の実施などに伴い、第14款国庫支出金、10ページをお開きいただきまして、1,477万8,000円、第16款財産収入、11ページをご覧くださいまして、516万円、第17款寄附金2,200万円、第18款繰入金32万円、第21款町債、12ページをお開きいただきまして、430万円をそれぞれ追加し、

10ページに戻っていただきまして、第15款県支出金270万7,000円を減額し、不足する財源については、さらに9ページに戻っていただきまして、第10款地方交付税2,355万4,000円を追加するものであります。

最後に、地方債の追加及び変更についてご説明を申し上げます。

6ページ、第2表、地方債の補正をご覧ください。

地方債の追加につきましては、大字吉川地内の4つのため池を1つに統合する農村地域防災減災事業の限度額470万円を追加するものであります。同じく、変更につきましては、西村山広域行政事務組合消防費分担金の減額に伴い、消防費分担金の限度額330万円を290万円に変更するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） ちょっと確認の意味もあるんでしょうけれども、2つほどお聞きします。

1つは、17ページの松ヶ沢の堆積場の件なんですけれども、ボーリングの結果、工事ができなくなったので減額ということなんですけど、これは崩れるおそれがあるというふうなことで工事があったわけなんですけれども、今後については工事ができるのか、それとも、このままになるのか、また別の対策で次年度からやるのか、ちょっと確認の意味でさせていただきたいというふうに思います。

それから、20ページの、この前もちょっと申し上げたんですけれども、観光協会235万円、最初、登録の20万円の時も補助金としていっていたわけなんですけれども、観光協会が設立になって2年半ぐらいですか、3年になるんでしょうか、その中で、この前のちょっとお聞きしたんですが、売上金が当初10万円、その次は90万円ぐらいで、今年度は幾らなのかちょっと分かりませんが、売上げがあったとしても、利益として残るお金はそんなになっていないのではないかとというふうな気がしまして、235万円の補助金ということですが、六百何万円の資産残高があるというようなことなんですけれども、こんなに二、三年で六百何万円の資産ができる体制になっているのかどうか。それとも、補助金ですので、余れば返さなくてはいけないわけですので、何がそんなに600万円も金のできたのか、この辺、ちょっとお答

えいただきたいと思います。以上2件です。

○古澤議長 1点目の答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 1点目の松ヶ沢堆積場の今後の考え方ではありますが、今後は国の指導を受けながら、追加ボーリング調査や、扨止堤と呼ばれるところの隣の上流部のくい式改良の設計を行い、安定の解析を行った上で、設計完了後、速やかに対策工事を実施したいというふうなことで考えておるところであります。

以上であります。

○古澤議長 2点目は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 観光協会の第2種旅行業登録補助金についてですが、基準資産額が600万円程度残っているということではありますが、こちらにつきましては、流動資産が1,400万円と、あと固定資産のほうで440万円ありまして、そこで資産としては1,900万円。あとは負債の部のほうで1,130万円近くということで、差し引きまして、資本として780万何がしが残っているということになりまして、そこから弁済業務の補償金の分担金220万を引いた残り570万円ほどとなりますので、その少ない分、130万円が不足するので、その分を補填するというのであれば済むのでありますが、こちらにつきましては、この2種の登録を受ける際に、弁済補償分担金と、あとは全国旅行業協会の入会金、山形県の旅行業協会入会金、こちらの金額、先にお支払いしている地域限定分を差し引いた残りの金額を予算措置するというふうなことで登録ができるというふうな条件になっておりますので、そちらのほうの金額というふうなことで補正をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 松ヶ沢については、これから設計してというようなことですがけれども、昭和48年8月に高旭の鉾山の廃石の沼があったわけですがけれども、それが雨で一気に崩れて、今の海味川に流れて、下の民家も流されて、杉の立木も相当被害があったということなんですけれども、万が一の場合、そういうことは起こらないという考えで、間沢川のほうにかなりの水量があふれてくるとか、土砂があふれてくるなんていうことはないわけですよ。ここちょっと、大変、昭和48年のときは恐ろしかった、松ヶ沢よりもそんなに多くなかったんですけれども、相当恐ろしかったので、そういう経験からいって、大丈夫なのかなと思ってちょっと質問したんですけれども。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○**眞壁建設水道課長** 先ほどの総務課長からの説明でもありましたように、東日本大震災発生後に経済産業省が小山鉦山松ヶ沢堆積場についてボーリング調査を行い、安定性について解析したところ、こういう大災害があった場合に崩落するおそれがあるとの結果が出たために、設計を行ったところであります。

したがいまして、災害があった場合ですので、今後そういうようなことがあるおそれもあることから、今後、追加のボーリング調査、また扨止堤の隣の部分にくい式の改良の設計をできないかということで検討を行い、安定の解析を行った上で、設計完了後、速やかに対策工事を実施していきたいというようなことで考えておるところであります。

以上であります。

○**古澤議長** 4番、菅野邦比克議員。

○**4番（菅野邦比克議員）** 分かりました。

何か危険な感じもしないわけでもないですので、ぜひその辺は、大雨のときとか、監視していただいて、十分対策を取っていただければというふうに思っております。土砂の被害というのは物すごいものがありますので、その辺、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、商工観光課の観光協会のことについて今説明があつたんですけれども、1,400万円の流動資産があるということですが、その中には払わなくていいものもあるという、払わなくてはいけないものを含んではいないですよ。純然たる流動資産と考えると、少なくなるのではないかなと。

そんなに売上げがあつたとしても、純利益で残るなんていうのはごく僅かになりますので、何で600万円もたまつたのかなというふうな、ちょっと単純に考えておつたわけですが、1,400万円の中身というのは、一時的に滞留したもので1,400万円あるのか、それとも払つてしまうとなくなるのか、700万円にはならないというようなことにならないのかどうか、ここだけ確認させてください。

○**古澤議長** 答弁は土田商工観光課長。

○**土田商工観光課長** その流動資産の中には、ちょっと中身のほうの精査は必要かと思ひますが、支払いする分も一部あるかなとは思ひますが、ちょっと中身のほう、今現在では持ち合わせ資料がなかつたので、そこまではちょっと中身は分からないところではありますが、その辺、注意したいと思ひます。

以上です。

○**古澤議長** ほかがございませんか。

2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 商工観光のほうのちょっと説明でよく分からなかったところをお聞きしますけれども、19ページの振興費ですけれども、2,667万5,000円というのは、これ2,500円プラス2,500円で、ほとんど全店舗、町内、網羅されているという認識でよろしいのか、お聞きしたいというふうに思います。これ、全町民、例えばゼロ歳からお年寄りまで対象で配られるということなのか、そこら辺も併せてお聞きしたいというふうに思います。

それと、次のページの20ページですけれども、日帰りプラン、500万円ですけれども、これの中身をもうちょっと詳しく説明をいただきたいというふうに思います。以上2点、お願いいたします。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 19ページの18節負担金、補助及び交付金の中の西川町地域振興券交付事業交付金2,667万5,000円の内訳につきましては、これよろのお土産券ということで、1泊されている方に1,000円のお土産券を交付しておりますが、これよろを延長することによりまして、こちらのほうのお土産券もその分、3月までの分ということで追加させていただいているものが200万円あります。残りの2,467万5,000円につきましては、飲食小売店商品券ということで、町民1人当たり5,000円です。ですので、全町民に対して5,000円ずつというふうなことになります。

あとそれから、20ページの西川町日帰りプラン応援事業補助金につきましては、こちらの日帰りプランにつきましては、新型コロナウイルスというふうなことで影響があります、特に料亭の分であります。料亭、夜の営業をされているところでもありますけれども、こちらの分につきましては、やはりなかなかお客さんが戻ってきていないということでもあります。夜の分については、商工会の調査では50%ぐらいしか、半分ぐらいしか戻ってきていないということもありますので、その辺を支援していく必要があろうというふうなことであります。

これにつきましては、条件としましては、40畳以上の大広間を抱えているところを対象にしたいなと思っているところでありますが、1人、消費税、サービス料込みで1万2,000円以上の料理につきまして、定額で5,000円を補助したいと思っております。5,000円を割引支援金というふうなことで交付したいということでもあります。ですので、5,000円掛ける1,000人分を見込んでおりまして、500万円というような事業でございます。よろしく申し上げます。

以上です。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 2,600万円のところで、2,500プラス2,500ということで質問したのは、店舗が全てあまねく全店舗に、町の店舗が何度か手を挙げたところなのか、そういうところというのもちよっと質問したつもりだったんですが、手を挙げ、今から募集をして、それが使える店だけが町民全員が使えるのか、そこら辺です。

あと、今の500万円に関しては、去年も何かちょっと怪しいと言ったらおかしいですけども、四百何万円の補助金がありましたけれども、基本的に、趣旨は分かるんですけども、あまり突っ込みたくないんですが、例えばいろいろ利用できる旅行者を呼び込む、それに対しての予算組みをしているわけですけども、例えば旅行に来ると旅行者は何千円か、例えば1万円で泊まることを5,000円で泊まれる。利用した人は非常に恩恵がある。ただし、それを迎える側、店でも旅館もそうなんですけれども、事務手数料が増えて、利益には貢献しないわけですよ。ということは、売上げは貢献しますけれども、例えばその制度がなければ、旅行者がゼロのものが例えば100人来ると、そういう売上げは増えますけれども、それを今度、換金する手数料というのは全然業者に入ってこないわけです。

必ずそれを、事務費をかけてやっているんで、そこら辺でこの500万円というのがそういうふうなことで、何か事務手数料が入るような補助金に加算になるのかどうか、ちょっと今の1万2,000円で5,000円というのはちょっと、夜の分とかというのが分からないので、もうちょっと詳しく教えていただきたいんですが。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 最初の1点目ではありますが、5,000円の飲食店小売店の商品券であります。こちらにつきましては、これから協賛店を募りまして、手を挙げたところを対象としたいと思っております。全店対象として募集をしたいと思っております。

それから、西川町日帰りプラン応援事業費補助金というようなことについてでありますけれども、こちらにつきましては、換金手数料とか、その申請などの手数料はかかるわけですが、手数料の関係につきましては、事業者さんのほうからご協力していただきながら、やはり店にお客様が来ていただくと、それで使っていただく。そういった循環をやはりよくしたいというところもありますので、消費喚起策ということもありますので、そちらをやっているということで、手数料関係につきましては、事業者さんからのご協力ということでお願いしたいと思っております。

以上です。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 今から募るとのことなので、皆さん、町内の業者さんになるべく参加をしていただいて、使いやすい、身近な店で使いやすいことで検討していただければというふうに思います。

500万円のほうは、全てにおいてなんでしょうけれども、やっぱり換金した場合、100万円換金したら、例えばその1割とか何かも手数料として業者さんに残るような、100万円したら100万円しかない。例えば1割でも2割でも換金ができるような制度もちょっと考えて、今後、もしあった場合、やってもらったほうがいいのかということだけ申し添えておきます。

以上です。

○古澤議長 ほかがございますか。

7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 今質問がありました西川町日帰りプラン応援事業ですか、これ、ちょっといまいまいち何か理解できないところがあるんですけども、夜の分の料亭分ということですけども、基本的に我々、西川町民であれば、どこなのかと大体想像がつくわけです。

その中で、個人経営のところを町が支援するというようなことで、あともう一つは、40畳以上の大広間があるところということになるわけですね。それ以外のところでも、西川町のところではやはりかなり苦労しているところが多いと思うんですね。その辺のことをどう考えていらっしゃるのかなというようなこと。

それから、先ほどの説明の中で、ちょっとはつきり理解できなかったんですけども、1万2,000円の料理代に対して5,000円分の補助というお話でしたけれども、1万2,000円の料理というと、かなりのものじゃないかなと私は想像的に思うわけですけども、その辺は通常的にそういう料理が出ているのかどうか。その辺は調査されているかと思いますが、その辺がちょっといまいまいち納得できない部分の補助金ではないかなと思いますので、その説明をもう一回お願いしたい。

それからもう一点、先ほどの補足説明を聞いていますと、検温器の話が大分出ておりました。西川小、西川中、あるいは歴史資料館、あるいは伝承館とか、いろいろ出ていましたけれども、町の施設の中で、あと検温器が必要な施設があるのかどうか、これで全部、検温器が完了したのかどうか、お願いしたいというふうに思います。

○古澤議長 1点目は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 1点目の日帰りプランの質問にお答えさせていただきます。

このプランにつきましては、やはりなかなかこういった、先ほどの5,000円の商品券、町民全員に配る商品券がありますけれども、なかなかそういうところでは使っていただけないといえますか、その商品券の行き先というのが、なかなかそういう流れになってきていないというところもありまして、そういったところについて、やはり支援というのにも必要だということがありますので、今回こういう食事に対しての支援金というふうなことになるわけでありまして、料理につきましては1万円というふうに考えておりますが、ただ、消費税、プラス、サービス料なども込みということになりますので、そうすると1万2,000円ぐらいになるということで、1万2,000円のものに対しての定額5,000円というふうにさせていただきますかと思っておったところでもあります。

少しその単価というのも上がっておりますので、そういった設定をさせていただいたところでもあります。よろしく申し上げます。

以上です。

○古澤議長 2点目は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 2点目の検温器の整備状況等についてお答えさせていただきます。

議員からご質問がございました検温器の整備の、いわゆるこれでおおむね完了するのということでもありますけれども、今回の補正成立いただきましたら、整備いたしまして、私どもが考えております町の公共施設等の検温器の整備は大方完了するというふうに考えておるところでございます。

検温器につきましては、コロナ禍に入って、早いもので間もなく2年たとうとしてございますけれども、この間、今年の春あたりから、いわゆる従来の、脇の下に挟んでの体温は感染防止のために好ましくないというようなことで、この機械が全国的にも普及してきたのかなと思っております。

ただ、いかんせん、これまで消費者のニーズのなかった機械でございますので、やはり検温器の機能、性能という面では、大変失礼な言い方になりますが、今年の夏頃の製品はちょっとよろしくなかったのかなと個人的には思っておりますけれども、その後、やはり検温器のほうも非常に改善されておまして、いい検温器が出ているのではないかというふうに、最近を考えてございます。

そういった面で、役場のほうに設置しております検温器をはじめ、最近購入させていただいた検温器については、施設管理者のほうからも非常に性能がいいということで一定の評価

をいただいておりますけれども、従来の検温器、従来といいますか、発売当初の検温器というのもございますし、そういった面を今回洗い出ししながら整備いたしまして、大方、今回の補正を可決いただいた後に整備を図って完了したいというふうに考えておるところでございますので、よろしくご理解ください。

以上であります。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 検温器のほうは分かりました。

やはり日帰りプランですね。趣旨は分かりますし、反対しているわけではないんですけれども、何かいまいち、すっきりしないところがあるなど、本当にそう思います。

先ほどもお話を聞きましたけれども、1万2,000円には消費税等も含むということですが、1万円の料理。我々今まで町内で飲み食いして、1万以上の料理でやってきたことはあったのかなというようなことがありますよね。それに対して補助金を出すと。これ補助金が終わったら、またどういふふうになってくるのかなというようなこともあります。

これは、先ほども言いましたけれども、40畳以上の大広間を持っている、料亭という言葉を使っていらっしゃるけれども、これは何名以上の、例えば宴会というところであれでしょうけれども、が該当してくるのかどうかですよね。40畳というと、かなりの大人数を対象にしているのかどうか。その辺もはっきりしていないなというか、分からない部分なので、その辺もちょっと併せてお答えいただきたい。1,000人分というんですけれども、1,000人分というのかなりの人数になるわけで、それをどういふふう消化するのかなと、不思議な部分があります。

それと、最初にも申し上げましたけれども、やはり平等、あるいは公平という立場からすると、一部の料亭、一部の個人経営にだけ町の金を使っていいのかどうかということもあろうかと思えます。今のことについて最初に商工観光課長のほうから答弁いただけたら、その辺、併せて、ちょっと町長からもお願いしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 日帰りプランについてでありますけれども、こちらの事業につきましては、40畳以上というふうにしておりますけれども、そういう大きい部屋を持ってまして、そして経営していらっしゃる場所につきましては、やはり従業員さんもいるというようなことであります。庭の管理とか周辺のものもありますので、そういった周辺の整備とかにもお金がかかるわけでありまして。そういったところもかかり増しをするというふうなところも

ありますので、そういった料亭、または、そういったところであれば、やはり懐石料理というふうなことで提供するということが、金額が少々高めにはなってくるということもあります。そこにつきましては、やはり少し利用しやすいような環境も必要かなということ、5,000円のこの支援金というふうなことで今回考えさせていただいたところでございますので、人数につきましては、利用につきましては何人という下限、上限は設けておりませんので、このプランで会食されれば適用していきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○古澤議長 追加答弁、小川町長。

○小川町長 このコロナの関係の経済活性化と申しますか、そういった面での町の支援策をこれまでやってきたわけでありましたが、これまで申し上げていますように、今、コロナの支援策をいろいろな面でやってきたわけでありましたが、ただ、その狭間の部分と申しますか、どうしても救えない部分があるというようなことは、これまでも申し上げてきたんですが、そういった意味で、農業関係も今回の補正予算に盛り込ませていただいておりますが、特に飲食店の関係につきましては、これまで飲食券等も町民の皆さんに配付しまして、大変な町民の皆さんから感謝されておりますが、気軽に飲食店に入れるというようなことで、そういった面では非常に効果があったわけなんです、なかなか大規模だと申しますか、そして特に宴会等については、これも自粛されておったということで、今回、若干そういった面では、宴会もできる体制になってきたのかなと思っております、そういった面での今回の、これは商工会、観光協会とも十分な話し合いをやりながらでありますので、そういったことも含めてでありまして、今、商工観光課長からありましたような内容で、今回はやっていきたいというふうに思いますが、実施につきましては、さらに十分気にしながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 基本的には、先ほど言いましたけれども、別に反対しているわけじゃなくて、やはり困っているところには支援できるものは支援していいかなと思います。

ただ、今まで説明、話を聞いておられますと、例えば先ほど言ったように、公平という立場から見て、ほかのところから、それじゃ不公平じゃないかと出た場合に、町は果たしてどんな答弁をするのかなと、答弁できるのかなというふうに思うんですね。ですから、その辺をしっかりと詰めておかないといけないんじゃないかなと思います。

ですから、その辺は、一部といいますか、そういうことじゃなくて、公平にやるんだと、先ほど町長のほうから狭間という言葉がありましたけれども、そういうところというのはまだまだ多くあるかと思います。ですから、そういうことも、こういうふうに支援していくんだということで、しっかりしたビジョンというか、あれがないと、やっぱりうまくないんじゃないかなと思います。

それに併せまして、やっぱり1,000人分というのは、果たしてそんなに、どういうふうな見積りをしたか分かりませんが、40畳以上ということは、もう限定した、あそこあそこだなというようなことで、何かあまりにも決めつけがあり過ぎるなというふうに思いますけれども、これはいろいろ検討されてのことでしょうけれども、やはり指摘を受けた場合にきちんと説明できるように町はやっておかないと、問題にならないようにしていただきたいということで質問しました。答弁は結構です。

○古澤議長 ほかございませんか。

3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 今の西川町日帰りプランなんですけれども、町民だけが使うのですか、それとも、町民以外の方も含めての対象になるのでしょうか。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 日帰りプランについてでありますけれども、使える人につきましては、町民というふうに限定しないで、広く使っていただきたいというようなことを思っております。

以上です。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） コロナ禍の中での宿泊業とか料亭の支援のことですけれども、私も先日、旅館、民宿のあるところを回りましたが、去年よりも今年は厳しいという方がおられました。廃業も考えているという話をされていましたが、そこら辺の状況はどういうふうにつかんでいますでしょうか。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 町内の経済状況ということであります。

状況につきましては、西川町商工会が四半期ごとに調査しておりますが、4月から6月ににつきましては、全業種平均で見れば、コロナ前の70%かなというところだと。7月から9月であれば全業種平均で80%という、全体的に見ればそのようなところになっているというこ

とありますが、宿泊業については、4月－6月は50%ほどに対して、7月－9月では65%ぐらいの戻りになったということで、若干はよくなっているのかなというようなところではありますが、コロナ前には届いていないというような状況であります。

飲食業につきましても、4月から6月は45%、昼夜の営業合わせてになりますけれども、それに対して、7月－9月については65%というふうなことで見ているんですが、昼のほうについては、飲食業は戻りつつあるというようなところでもあります。

○古澤議長 課長、補正関係だけでいいですから。

○土田商工観光課長 すみません。そういったところを見込んでの今回のものになりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。この補正についての質問にしてください。

○3番（佐藤光康議員） 日帰りプランということで、さっき公平性ということがありましたので、そういう話をしています。

やはり今から冬を迎えますので、宿泊業の方も本当に厳しいようです。きめ細かな、現実
に合った対応をしっかりと調査しながらしていただきたいという要望をして、終わります。

○古澤議長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第55号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたしたいと思います。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議第56号 令和3年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

〔会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 土田 伸君 登壇〕

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 議第56号 令和3年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算書案をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,930万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,205万6,000円とするものであります。

歳出からご説明申し上げます。

補正予算書の7ページをご覧ください。

1款1項1目の一般管理費につきましては、職員の異動に伴う給料及び職員手当等の精査により60万円を追加するものであります。

1款4項1目の趣旨普及費につきましては、社会保障・税番号制度システム整備事業のオンライン資格確認等システム等整備事業として、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み支援事業が実施されることに伴い、山形県国民健康保険連合会へのリーフレット等の作成及び被保険者への郵送の業務委託料9,000円を追加するものであります。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費につきましては、一般被保険者に係る三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）などや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受診控えの反動による受診などと思料される医療費の増加に伴い、1,760万円を追加するものであります。

2款2項1目の一般被保険者高額療養費につきましては、一般被保険者療養給付費の増加に伴い、一般被保険者に係る高額療養費1,000万円を追加するものであります。

9款1項3目の償還金につきましては、令和2年度の療養給付費等の実績の確定に伴う返還金、山形県国民健康保険給付費等交付金（普通交付金）1,465万2,000円、保険事業分2万6,000円、計1,467万8,000円を追加するものであります。

9款2項1目の直営診療施設勘定繰出金につきましては、直営診療施設であります町立病院におけるマンモグラフィ装置及び多項目自動血球分析装置の更新に伴う病院医療機器等整備事業費補助分繰出金641万6,000円を追加するものであります。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の5ページをご覧ください。

4款1項3目の社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、歳出でご説明いたしましたマイナンバーカードの健康保険証利用の申込み支援事業に対する補助金1万2,000円を追加するものであります。

5款1項1目の保険給付費等交付金につきましては、一般被保険者療養給付費及び高額療養費の増加に伴う普通交付金2,760万円及び令和3年度分の被保険者努力支援分の確定に伴い、70万4,000円、町立病院の病院医療機器等整備に伴う特別調整交付金分（市町村分）641万6,000円、特別調整交付金計712万円、保険給付費等交付金合計3,472万円を追加するものであります。

7款1項1目の一般会計繰入金につきましては、職員給与60万円、被保険者や高齢者が多いなどの事情による保険税の減収、医療費の増加に対し、国民健康保険特別会計の財政の安定化支援のための繰入金の確定に伴う390万8,000円、計450万8,000円を追加するものであります。

8款1項1目の繰越金につきましては、1,006万3,000円を追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第56号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第57号 令和3年度西川町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

飯野健康福祉課長。

〔健康福祉課長 飯野 勇君 登壇〕

○飯野健康福祉課長 議第57号 令和3年度西川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算書案をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,437万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,603万1,000円とするものであります。

8ページをご覧ください。

歳出から申し上げます。

第1款第3項第1目の認定審査会共同設置負担金については、寒河江市、西村山郡で共同設置しております介護認定審査会において、財源の一部に令和2年度からの繰越金を充てることとなったため、当該審査会への町負担金73万4,000円を減額するものであります。

第2款保険給付費につきましては、これまでと今後の給付費の伸びを見込みまして、第1項第1目介護サービス等諸費に1,370万円、第2項第1目介護予防サービス等諸費に30万円、第4項第1目高額介護サービス等費に100万円をそれぞれ追加するものであります。

9ページ中段をご覧ください。

第3款第3項第1目包括的支援事業・任意事業費には、成年後見制度利用支援の申立て費用を見込み、11万円を追加するものであります。

第5款第1項第3目償還金は、令和元年11月から翌年3月決定分までの介護給付費負担金を検算したところ、国と県への積み上げに誤りがあったことから、過大に交付された国給付負担金を返還するため、1,000円を追加するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

5ページをご覧ください。

歳入につきましては、財源となります保険料並びに国社会保険診療報酬支払基金、県及び町の負担区分に応じて対応することとなります。

第1款第1項第1目の第1号被保険者保険料に299万9,000円を追加し、第3款第1項第1目介護給付費負担金に240万円、同款第2項には、第1目調整交付金122万7,000円、第3目地域支援事業交付金4万2,000円を追加するものであります。

第4款第1項第1目介護給付費交付金は405万円、6ページに入りまして、第5款第1項第1目介護給付費負担金に247万6,000円、同款第2項第2目地域支援事業交付金に2万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

第7款第1項一般会計繰入金では、不足いたします第1目介護給付費繰入金に187万5,000円、同第3目地域支援事業繰入金に2万1,000円をそれぞれ追加し、同第4目その他一般会計繰入金では、介護認定審査会負担金に係る事務費繰入金73万4,000円を減ずるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 8ページの認定審査会について、73万4,000円ほど減額するということがあるわけですがけれども、現実には認定を受ける前に、家族2人暮らしでやっていると、非常に労力から神経を使って大変なわけですがけれども、これ町長、西川町が先頭に立っていただいて、毎月やったらどうだと、こういうふうに言ってもらえませんか。困っている人が結構いるんです。

2か月で外れると、また2か月、4か月間、家族、例えば2人暮らしであれば、どっちかが見るということで、非常に負担になっていますので、2か月、何でなんですかと言ってもなかなか、事務負担がいろいろ、どうのこうのとあるんですけれども、足りなければ人件費を増やしていただくなり、毎月やりますから、ちょっとお待ちくださいという非常に前進するかと思いますけれども、町長、その辺、先頭に立って西郡で、保険行政に詳しいと思いますので、ぜひ西川町からしていただきたいというふうに思いますので、考え方、答弁をお願いしたいと思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 介護認定審査会の関係であります。私も課長当時にこの審査会を立ち上げた経過がございます。なぜそういったことになるかと申しますと、要するに西郡のお医者さんの日程がなかなか取れないということもあって、そのサイクルを決めて、その中でやろうということでやっておりますが、議員がおっしゃったように、なかなか大変だというようなことで、もう一回の担当課のほうからお聞きしまして、そして審査会のほうに機会があったら捉えて申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 困っている人にやっぱり速やかに応えていくというふうなことは、大変大事なことだろうと思いますので、待っている精神負担を考えていただければ、ぜひ、何回も言いますが、西川町からぜひそういうふうなやろうというふうなことで、医師会とか、看護師協会ですか、何かあれば、ぜひやっていただきたいという希望を添えておきますので、よろしくお願ひします。

○古澤議長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第57号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第58号 令和3年度西川町病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

松田病院事務長。

〔病院事務長 松田憲州君 登壇〕

○松田病院事務長 議第58号 令和3年度西川町病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明申し上げます。

補正予算書の4ページをお開きいただきたいと存じます。

3条、収入から申し上げます。

収入につきましては、1款1項1目入院収益から5,568万9,000円、2目外来収益から3,029万5,000円をそれぞれ減額し、3目その他医業収益に新型コロナワクチン接種料及びPCR検査料2,025万円を追加し、2項6目県補助金に新型コロナウイルス感染症患者入院病床確保事業費補助金及び支援事業費補助金7,656万円を追加し、総額7億5,189万5,000円とするものであります。

支出につきましては、1款1項1目給与費に1月からの看護師の人件費として180万円、2項3目経費のうち、報償費に当直医師等非常勤医師の不足する分として560万円、職員被服費に41万1,000円、消耗備品費に新型コロナ病床用消耗備品として141万5,000円、修繕費に医師住宅修繕及び医療機器修繕費として160万円をそれぞれ追加するものであります。

次に、6ページをお開きください。

4条、収入につきましては、1款2項1目他会計補助金に国保直診施設医療機器整備分として641万6,000円、3項1目県補助金に新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金として453万4,000円を追加するものであります。

支出につきましては、1款1項1目有形固定資産購入費に院内感染を防止し新型コロナ患者受入れに必要な設備整備に要する経費546万8,000円を追加するものであります。

1ページをご覧ください。

3条、収益的収入及び支出については、既決予定額に1,082万6,000円を追加し、収入支出とも7億5,189万5,000円とするものであります。

2ページをご覧ください。

4条、資本的収入及び支出については、収入は既決予定額に1,095万円を追加し、1,395万円とし、支出については546万8,000円を追加し、6,991万1,000円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,596万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額50万円及び過年度分損益勘定留保資金5,546万1,000円で補填するものであります。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 収入、医業収益、これの入院及び外来が結構、あと四半期を残して、かなりのマイナスになっているわけですが、これの原因というのはどういうものなのかお聞きしたいのと、5ページの報償費、非常勤医師560万円とありますけれども、先ほどちょっと説明があったようですけれども、もう少し詳しく説明をお願いします。

○古澤議長 答弁は松田病院事務長。

○松田病院事務長 ただいまの佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目、収益の減収ということでございますけれども、入院・外来収益ともなかなか当初の予算どおりの患者数に達していないということがありまして、特に入院につきましては、今年度、入院患者数が非常に少ないという状況が続いております。

これまでの平均で15人を切っているような、14.3くらいだと思いましたが、そのような状況で、入院収益につきましては、この補正予算の額を決めるに当たっては、4月から10月までの実績を案分して3月まで延ばした場合にこの程度の収入になるというようなことでございます。

外来につきましてもなかなか、昨年よりは回復してきてはおるのですが、決算として昨年より多少よくなる程度かなというようなところの状況でございますので、特に要因としては、やはり入院患者が少ないということが一番の要因であるというような状況でございます。

あと、2点目としまして、医師の報償費のことでございます。

1つは、当直を山大の先生方に週末はお願いしているというような状況は、これは従前からございます。金曜日の夜から土曜日の午前中、土曜日の午後から日曜日の午前中、日曜日の午後から月曜日の朝までということで、3名お願いする場合もあるんですが、3名というか、そういうような状況に週末はなるんですけれども、昨年までですと、日曜日の夜の当直については当院の先生方が尽力してくださっていたところがあるのですが、なかなか今年度に入ってから、先生方の負担もありまして、山大の先生に日曜日の当直枠のところも、全てではないんですけれども、お願いしている部分が増えてきたというようなことが、まず第1点の要因でございます。日曜日の夜の当直の部分が、山大の先生に依頼する分が増えてきたというようなことが一つです。

あと2点目といたしまして、今年予算なんですけれども、令和2年度の決算を見てつくったんですが、昨年、新型コロナウイルス感染防止のため、県外から派遣をお願いしている先生を控えていただいていた時期があったのです。そのところが今年、フルになりましたので、どなたかといえば、透析関係の先生方は県外から見られています。その控えていただいた部分がちょっと復活したので、その分が増えたというようなことが一つです。

あともう一点ですけれども、整形外科の先生の依頼している単価を若干、9月から増やしたというのがございます。それは当初の想定していた患者数より、本年度、患者数が増えてきたということもあり、あと近接している町立病院の状況等もお聞きしながら、若干ですけれども、報酬を増額したというようなことがありまして、その3つが合わさりまして、560万円というような額の補正になったというようなことでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 医師のほうは分かりました。

それで、今までの数値を見込んで、来年の3月までの入院と外来のマイナスだということなんですけれども、コロナなんでしょうけれども、それに対して、どういうふうな手を打っていくのかというのは実際検討しているのかどうか。いや、やっぱりコロナで入院患者が少ないからやっぱり減るんだだけでなくて、病院としてどういうふうに進めていくのか。

普通、外来が増えると、大体、入院患者も増えるというのが普通の傾向だと思うんですけれども、今の話ですと、外来は増えているけれども、入院は減っていると。いろいろな原因があると思うんですけれども、院内でいろいろ、どういう方向性とかという検討はしているのかどうか、お聞きします。

○古澤議長 答弁は松田病院事務長。

○松田病院事務長 院内での検討ということですが、毎月、病院の運営会議を、月1回ですけれども、やっております。その中で前月の状況を説明しながら、院内の病棟及び病院の運営全般について、先生方の意見をいただきながら、一応、次月の方針といいますか、そういったことまで話をしているということをお繰り返してはきていますところでございます。

ただ、入院患者なので、やはり外来で来ている患者さんと、あとドクターの判断ということが大きいわけですが、今年度、なかなか入院患者を増やすということについては、非常に難しい点があるわけでございます。

先生方には当然、入院が必要な患者の方には入院を促してくださいというようなことで、これも従前からそういうことは言っていて、先生方も十分その点については承知しているというようなことではございますので、救急等も含めて、受入れについて、マイナスの点があるというふうには思えないんでございますけれども、なかなか現状、入院患者については少なくなってきたというようなことで、ここに対する根本的な解決策ということについては、苦慮しているような状況でございます。

以上です。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） ちょっとくどいようですけども、この前、読売新聞に「おかえりなさい、病院」というコラムがありまして、そこはコロナで面会をずっと断っていたと。だけれども、患者とか家族を見ると、これでは駄目だということで、自分たちが努力すれば面会もできるんじゃないかということで、いろいろ相談をして、そういう面会をできるような体制を取ったと。そうしたら、やっぱり口伝えで、いろいろなところから患者さんが集まってきたというようなことで、ずっと連載で出ていました。

ですから、それは、できる、できない範囲はあると思うんですけども、やはり病院本位ではなくて、患者本位の立場に立った病院というものを考えていただいて、別に健康な人に来てくれというわけじゃなくて、そういう患者さんをきちんと受け入れる、あと家族のことも考える、そういうふうな考えを院内で持っていただいて、もちろん持つてはいるんでしょうけれども、そういう常々の対策を立てていっていただきたいというふうに思います。答弁は結構です。

○古澤議長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第58号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第59号 令和3年度西川町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

眞壁建設水道課長。

[建設水道課長 眞壁正弘君 登壇]

○眞壁建設水道課長 議第59号 令和3年度西川町水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書をご覧ください。

予算第4条の当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,071万2,000円を1,079万4,000円に、当年度分損益勘定留保資金5,525万2,000円を5,517万円に改め、収入及び支出の予定額にそれぞれ89万7,000円を追加いたすものであります。

3ページをご覧ください。

支出につきましては、1款1項1目増設改良費に西間沢地内の消火栓更新工事2か所分、89万7,000円を追加するものであります。

収入につきましては、一般会計からの工事負担金89万7,000円であります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第59号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ここで、日程の順序を変更し、追加日程第4、議第60号 令和3年度志津会館整備工事請

負契約の一部変更について、追加日程第5、議第61号 令和3年度西川町一般会計補正予算（第5号）を議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、追加日程第4、追加日程第5号を直ちに議題とすることに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

○小川町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議第60号につきましては、令和3年度志津会館整備工事請負契約の一部変更についてであります。

工事の中止に伴い、契約内容を変更するため提案するものであります。

議第61号につきましては、令和3年度西川町一般会計補正予算（第5号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,206万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億4,285万8,000円といたすものであります。

補正の内容は、令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき実施される子育て世帯等臨時特別支援事業の経費に係る補正であります。

初めに歳出につきまして申し上げます。

第3款民生費につきましては、子育て世帯等臨時特別支援事業費2,206万円を追加するものであります。

次に、歳入につきまして申し上げます。

歳入につきましては、国庫補助金2,206万円を追加するものであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の経費については、今後とも今臨時国会で審議される補正予算案や山形県の今後の補正予算編成状況などを注視しながら、精査しながら、必要に応じて補正予算を編成いたしてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 追加日程第4、議第60号 令和3年度志津会館整備工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

○古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

土田商工観光課長。

〔商工観光課長 土田浩行君 登壇〕

○土田商工観光課長 議第60号 令和3年度志津会館整備工事請負契約の一部変更について、補足説明を申し上げます。

令和3年度志津会館整備工事につきましては、令和3年6月定例会において契約の議決をいただき、既存の志津会館の解体を始め、工事を進めてまいりました。基礎工事を行うに当たって、県道ののり面の崩壊を防ぐための土留め工事を行ったところ、支持地盤が当初の想定より深いことが判明し、工法の検討も行ったところではありますが、土留め工事を安全に行うことができないとの判断から、現在の場所に建てることを断念し、工事を中断するものがあります。

変更額といたしましては、7,017万5,600円を減額し、変更前の契約額9,020万円を変更後契約額2,002万4,400円といたすものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 今回の減額提案についてでありますけれども、これは実際に工事にかかった金額というふうに認識しております。実際には、工事請負業者は、次の納入業者、またその次の納入業者というふうなことで、部材の準備をしているのがほとんどではないかと。公共事業についてはストップするなんていうことはないのです、実際は、被害は出ないけれども、随分泣いている方もいらっしゃるんです。

ですから、昨日、一般質問でも申し上げたとおり、こういう結果にならないような工事をぜひ進めていただきたいというのと、最後に工事の再開のめどというのがありましたら、町長、お聞きしたいと思います。なければ、来年度ということでもいいんですけれども、地質調査は来年度から始まるとか、決まっていればお願いしたいと思います。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 こちらの變更契約につきましては、当初の設計に基づきまして、工事の

完了した部分を含めさせていただいております。

注文していて使わなかったとかというところのものにつきましては、今回、ウッドショックとかありましたので、手配はかけていたけれども、物がなかった、来ないというふうなことがありましたので、そちらの分につきましては、そういうところはないのかなと思っております。

今後の再開のめどというふうなことでありましたが、まず今回、志津のほうに状況の説明をさせていただいて、まずは中止の報告と、あとは今後、建設をすべく進めるというふうなところで、用地の確保からしなければならぬわけではありますが、そちらについても地元のほうと進め方につきましては相談しながら進めていきたいというふうなことで申し上げておりますので、ちょっと来年度の予算にどのぐらい反映させられるかというところではありますが、まずは用地の選定を地元と相談しながらしていきたいというところでありまして。

以上です。

○古澤議長 追加答弁を小川町長。

○小川町長 今回の中止に至ります経過については、今課長からあったとおりであります。今後については、これまでも申し上げますように、場所の選定が非常に困難だったというふうなこともあって、地元の要請に従ってあの場所を選んだわけではありますが、地元の方とちょっと話をした経過もございますが、なかなかあれ以外に場所の選定というのは非常に困難だということもありますので、慎重に地元の方とご相談しながら、場所の選定等も含めて今後やっていきたいと。

ですから、今年度については、そういった事業に関する手当てはございませんので、来年度から改めてと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 私はちょっと事務的なことをお聞きしたいんですけども、この契約を解除するということは、いつをもってになるのでしょうか。

ということは、8月の末以降、工事をやっていないわけです。それで、必ず仕事をやる場合に、主任技術者及び現場代理人の届出が必要です。主任技術者は兼務できますけれども、現場代理人というのは、ほかの現場は兼務できないわけです。ということは、ずっと縛りがかかっていると思うんです。その担当者は、ほかの人ができないと、会社で。ですから、今現在もそういう縛りがかかっているのかどうか。いつで解けるのか。業者にとっては非常に大変な問題だと思うんですけども、そこをちょっとお聞きします。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 契約解除はいつかというふうなご質問であります。この契約につきましては、この変更契約を議決いただきましたら、契約期間を短縮しまして、短縮した月日で見てくださいまして、12月15日付の工期としたいということで、契約変更をしたいと思っております。

現場代理人は専任というようなことになりますので、現場に常駐ということになりまして、そういう現場代理人を解放するというようなこともあって、途中、なかなか地質上、地盤が悪いというようなことで、工事が止まった時期はあったわけですが、なかなか中止という結論まで行くに、いろいろ調整も入りましたので、今回になったということでもありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 事務的な手続はいろいろ大変だと思うんですけども、やっぱり業者さんもそれなりに人を抱えて、それで回しながら会社の仕事をやるということでしょうから、私、実際に聞いたわけでもないし、味方をするわけでもないですけども、実際問題として、この縛りというのは大変だと思うんです。建設課長もよく分かると思いますけれども。

ですから、現場代理人というのは、社長の代わりに現場にいる人が現場代理人なわけで、そういうところも考えて、今後こういうことはないとは思いますが、もしあった場合にはそういうところも考えて、お金だけでなく、そういうところも考えて対応していただければなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○古澤議長 ほかございますか。

9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 1点だけお尋ねをします。

今、町長から、今年度はもう志津会館については工事をしないと。来年度にしたいというお話がありましたけれども、11月25日に志津地区の方々に今回の中断について説明をして了解を得たということですが、今後の予定として、今年度はしないにしても、来年度早々、4月から用意ドンで、どこに選定したらいいとか、そういう話を始めたのでは多分遅いと思いますので、年度内に町の方針、こういうふうにしたいという、町が観光立町を目指している中で、志津会館をこういう形で建設をしたいんだという方針を示して、志津の方々に今年度中に話し合いを持つという手だてを取らないと、4月以降に令和4年度になって

から始めますということでは、遅れてくるというふうに思いますので、その辺のスケジュールについては、今後どういうふうにお考えなのかお尋ねをします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 まず、工事の状況につきまして、中止に至る経過につきましては、志津の皆さんにご説明申し上げますので、今後の進め方につきましては、まず今回の議会の議決を経てから、早々に出向いて、志津の皆さんとの話し合いを持つべきだと思っていますので、その辺は事務方と話しながらやっていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） その際は、先ほども言いましたけれども、町としてこういうふうにしたという方針をきちんと持って、志津の方々と対話をしていただきたいというふうに思います。そうでないと、志津地区の方々の要望があったからここに建てましたという形でまた来ると、本当にそうなのかとなりますので、そうじゃなくて、全体で、町がこうしたいんだというのを志津の方々にぜひ納得をしていただいて、観光立町を目指すために早々にやっていきたいということで話し合いを持っていただきたいということを強く要望しておきます。

○古澤議長 ほかがございますか。

3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 2,000万円出すということになったわけですが、この内訳を簡単に教えてもらえますでしょうか。設計監理委託費とか、解体費とかあると思いますけれども、簡単に結構です。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 工事費2,000万というふうなことでの変更契約ではありますが、内訳としては、仮設架台工事というようなことであります。志津会館の水路のほうに架台を設置しまして、その水路を乗り越えるような仮設ではありますが、その工事費。あとは解体工事費につきましては、志津会館の解体を全部しておりますので、その金額を当初の設計どおりの金額になりますが、入れております。

あとは、建築工事のほうで一部掘削工事も行っております。基礎工事の関係で掘削工事もやっておりますので、その費用ということで、あとは請負率もありますので、入札率もありますので、それを掛けた金額ということで2,002万4,400円という金額になってございます。

以上です。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 設計監理の管理委託費が今出ませんでしたけれども、これは、このほかに別にかかっているということですか。この中に入っているということですか。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 設計監理、一般管理費につきましては、その中に含めさせていただいております。

以上です。

○古澤議長 追加答弁を佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 ただいま佐藤光康議員からありました、本日上程させていただいておりますこの一部変更の変更後の金額2,002万4,400円、この中には、ご質問のありました設計監理料、これは入ってございません。あくまでも整備工事の請負契約ということで相手方としている契約でございますので、設計の管理、これについては、また別の相手方と別途契約しているというものになりますので、これには含まれていないということでご理解をいただきたいと存じます。

以上であります。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 解体費は、当然、解体することは必要だったわけですから、お金がかかるわけですが、ほかにこれを、あそこは本当に地滑り地帯で、大丈夫なのかという話があったけれども、地元の要請でやることにしたということで、要らないお金を使ったということに、一般財源から出るということになりますけれども、さっき町長が、地元の要請でやったということをお話ししていましたが、議会でも本当に大丈夫なのかという意見が出ました。そこら辺での町の責任あたりは、町長、どんなふうにご考えておりますでしょうか。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 責任と申しますか、これまでも申し上げていますが、場所の選定の責任ということになるのかどうか分かりませんが、そういった意味で、これまで建設に当たりましては、全て適正にやったという認識を持っておりますので、責任と申しますか、町の事業としてやったわけでありまして、大変残念な結果になったわけでありましたが、ただ、先ほど言いましたように、2,000万円の中には解体費も含んでおりますので、どうしても解体はせざるを得ない状況にあったということだけは、ご認識願いたいと思っております。

○古澤議長 ほかがございませんか。

7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 今、佐藤光康議員から内訳というお話がありましたけれども、この内訳、金額がどうなっているのかということをお私、期待を持って聞いていたんですけども、仮設架台工事とか、解体工事とか、掘削工事とか、いろいろありました。

解体工事は、前に聞いたとき、ちょっと記憶ですけども、650万円ぐらいだったような感じがしていますけれども、その内訳が分かれば教えていただきたいというふうに思います。内訳金額ですね。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 変更契約の内訳というご質問であります。仮設架台工事のほうにつきまして、設計金額290万円のところ245万円に、解体工事650万円の設計に対しまして同額、それから消火栓移設工事、これは行いませんでしたので、入っておりません。あと、観光案内板ですが、移設工事、こちら19万円の移設設計額に対しまして5万2,000円。建築工事7,275万円の設計価格に対しまして、変更後は772万9,000円です。あとは再調査、ボーリング調査をいたしましたので、その金額、162万円です。

工事費の合計としまして、設計額では8,264万円。これに対して、変更後、1,835万1,000円です。これに請負率と、入札率ですね、あと消費税を含めまして、2,002万4,400円という変更後の金額になります。

以上です。

○古澤議長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第60号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第5、議第61号 令和3年度西川町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 議第61号 令和3年度西川町一般会計補正予算（第5号）につきまして、補

足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をご覧くださいと存じます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,206万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億4,285万8,000円といたすものであります。

補正の内容は、令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に盛り込まれた、18歳以下の子どもに対する10万円相当の給付、いわゆる子育て世帯への臨時特別給付について、11月26日の閣議で令和3年度当初予算で確保したコロナ対策予備費から支出し、中学生以下に現金5万円を配ることが決定されたことを受けた子育て世帯等臨時特別支援事業の経費に係る補正であります。

なお、中学生以下への5万円分のクーポン券等や高校生世代への10万円相当の給付については、今臨時国会に提出された補正予算案に盛り込まれており、今後審議されるものと考えております。

初めに歳入についてご説明を申し上げます。

予算書の5ページ、3、歳出をご覧ください。

主に補正内容の説明の詳細につきましてご説明を申し上げます。

5ページの第3款第2項第2目児童措置費につきましては、子育て世帯等臨時特別支援事業として、職員時間外勤務手当4万6,000円、事務用消耗品費1万6,000円、郵便料4万2,000円、口座振込手数料1万6,000円、システム改修委託料44万円、中学生以下430人分の給付金2,150万円をそれぞれ追加するもので、全額特定財源であります子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を充てるものであります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

4ページ、2、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、ただいま歳出の特定財源でご説明を申し上げましたとおり、第14款国庫支出金2,206万円を追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第61号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○古澤議長 日程第2、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております議員派遣計画に基づき、派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○古澤議長 異議なしと認め、議員派遣については原案のとおり決定しました。

◎閉会中の継続調査申出

○古澤議長 日程第3、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によりお手元に配付しております閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議・閉会の宣告

○古澤議長 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。
会議を閉じ、令和3年西川町議会第4回定例会を閉会します。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員